



手続き的公正知覚に関する総合的研究：公共事業、町づくり、防災、環境問題を事例として

高尾, 堅司

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2005-07-27

(Date of Publication)

2008-11-27

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙2828

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2002828>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



神戸大学 博士論文

手続き的公正知覚に関する総合的研究

—公共事業，町づくり，防災，環境問題を事例として—

平成17年7月

高 尾 堅 司

目 次

序	1
---	---

第1章 序 説

1. 社会問題と手続き的な公正さ	4
1. 1 公共事業	4
1. 2 町づくり活動	6
1. 3 防災活動	8
1. 4 環境問題	9
2. 意思決定に関する社会心理学的研究	10
2. 1 手続き的公正知覚	14
2. 2 手続き的公正知覚に関する心理的モデル	14
3. 手続き的公正研究において残されている課題	17

第2章 行政機関との関係的要因及び手続き一般の公正知覚が政策的決定の評価に及ぼす影響 一兵庫県神戸市における公共事業の事例一

1. 序論	
1. 1 関係性評価と手続き一般の公正知覚	20
2. 方法	
2. 1 調査手続き	23
2. 2 神戸市の公共事業	23
2. 3 調査項目	26
3. 結果	
3. 1 相関分析	27
3. 2 パスダイアグラムの分析	27
4. 考察	
4. 1 手続き一般の公正知覚の個別化	31

第3章 手続き的公正知覚が決定に伴う地域の変化の認知と決定に関わる人々への印象に及ぼす影響 一奈良県高市郡明日香村の棚田オーナー制度を事例として一

1. 序論	
1. 1 中山間地域における町づくり活動と導入手続き	33
1. 2 決定への支持	35

2. 方法	
2. 1 調査手続き	37
2. 2 調査項目	38
2. 3 調査対象地域の棚田オーナー制度の実施背景	38
3. 結果	
3. 1 手続き的公正知覚と棚田オーナー制度に対する評価	41
3. 2 手続き的公正知覚と棚田オーナー制度が周辺環境に及ぼす効果への評価との関連性	42
3. 3 手続き的公正知覚と棚田オーナー及び都市住民に対する印象との関連性	43
4. 考察	
4. 1 手続き的公正知覚と制度及び対人評価	44

第4章 住民の自己責任に基づく防災対策を高める要因の検討 ―浸水被害との関連―

1. 序論	
1. 1 行政機関の責務と住民の備えの必要性	46
1. 2 「住民の自己責任に基づく防災対策」への評価を規定する要因	47
2. 方法	
2. 1 調査手続き	51
2. 2 調査項目	52
3. 結果	53
4. 考察	56

第5章 模擬社会における状況要因と地域要因の効果 ―手続き的公正知覚、分配評価、状況への満足度の変化―

1. 序論	58
1. 1 分配と手続き	58
1. 2 状況的要因の影響	59
1. 3 模擬社会ゲーム	60
1. 4 模擬社会における分配と手続き	62
2. 方法	
2. 1 模擬社会ゲーム (SIMSOC) の概要	63
2. 2 被調査者と手続き	66
2. 3 質問項目	66
3. 結果	
3. 1 各時期における模擬社会の動き	67

3. 2	地域及び時系列効果の分析結果	7 0
4.	考察	
4. 1	地域要因と状況要因による効果	7 5
4. 2	本章の分析結果の適用範囲	7 7
第 6 章 社会的状況の推移と大気汚染の改善手続き ―兵庫県尼崎市の大気汚染の事例―		
1.	序論	
1. 1	大気汚染問題の改善手続きを困難にさせる要因	7 9
2.	尼崎市における環境問題―第二次世界大戦終結時まで	
2. 1	工場と発電所の設置	8 0
2. 2	大気汚染問題に対する尼崎市の対応	8 1
2. 3	大気汚染問題に対する住民の対応―尼崎市衛生組合連合会との連携	8 1
2. 4	大気汚染問題の改善手続き	8 2
3.	尼崎市における環境問題―1945（昭和 20）年から 1975（昭和 50）年まで	
3. 1	大気汚染問題に対する尼崎市の対応	8 4
3. 2	大気汚染問題に対する尼崎医師会の対応	8 6
3. 3	大気汚染問題に対する住民の対応―杭瀬団地の活動	8 7
3. 4	大気汚染問題の改善手続き―被害者と加害者の特定	8 9
4.	患者会・尼崎市当局・国の大気汚染問題に対する改善手続きへの取り組み	
4. 1	国の環境政策と尼崎市の大気汚染問題の改善手続き	9 1
4. 2	大気汚染問題の改善手続き―国・企業・高速道路公団を相手取った公害裁判の経緯	9 2
5.	考察	
5. 1	大気汚染問題の歴史と大気汚染問題の改善手続きとの関連	9 5
5. 2	大気汚染問題の改善手続きにおける問題点	9 6
第 7 章 総合考察		
1.	政策的決定への評価を規定する要因	
1. 1	行政機関に対する一般的知覚	9 8
1. 2	自然環境の破壊に対する認知	1 0 0
2.	手続き的公正知覚が周辺環境の認知と決定に関与する人々の印象形成に及ぼす影響	1 0 1
3.	手続き的公正知覚の相対的重要性と経験的要因(浸水による被害度)による違い	1 0 1
3. 1	不安感の効果	1 0 2
3. 2	防災啓発活動のあり方	1 0 2

4. 状況要因の影響	103
5. 手続きが設定される経緯	104
6. 手続き的公正知覚の効果と手続き的公正知覚をとりまく諸要因との関連性	106
引用文献	107
謝辞	118
付録（質問項目）	119
学位請求論文の内容と業績との対照表	128

序

我々は、日常的に様々な決定を受けている。行政機関、上司、裁判官等の権限を有する権力（authority）の決定は多種多様であり、時にはその決定に従うことを要請される。その際、同じ決定であっても、決定者の対応の悪さやその決定のなされかたによって、進んで受け入れようとすることもあれば、拒絶したくなることもある。「決定内容やその結果だけの問題ではなく、決め方が気に食わない」と感じ、決定そのものに否定的な考えを持ってしまうことも多い。このことを示唆する一つの例がある。兵庫県神戸市で論議を呼んだ神戸空港計画反対運動を繰り広げた「市長リコール神戸の会」が、当時神戸市内の街頭で市民に配布した資料には、「神戸空港問題—けっして空港だけの問題ではありません。それは、市民の声を聞かず、震災を教訓とせず大型開発優先を続ける笹山・神戸市政の象徴です」と記されている（図 1-1）。

神戸空港問題—けっして空港だけの問題ではありません。それは、市民の声を聞かず、震災を教訓とせず大型開発優先を続ける笹山・神戸市政の象徴です。

神戸空港のこと、納得できますか？



**市民の“切り札”
それが
市長のリコールです**

神戸空港の概要（神戸市発表）

ポートアイランド（第1期）南、約3kmに、2500mの滑走路一本を、
神戸市内東部の市街地と、建設費は約1140億円、2025年開港予定。
旅客乗降も開港当初で年間340万人、2010年で年間420万人を算定。

しかし、問題はいっぱい!!

- 必要性—どうして開港に3つも空港が必要なの？
- 財政計画—3億円を超える借入財政なのに、さらに借金を重ねてツケはゴメンです
- 需要予測—航空会社も敬遠！ 羽田より大丈夫？
- 環境問題—大気汚染の激化、水質への影響は必至
- 環境問題—航空騒音、大気汚染もやっぱり心配
- 安全問題—航空の専門家も空域の危険性を指摘
- 安全問題—船舶の航行にも重大な影響
- 活断層問題—大きな活断層の上に空港なんて！
- 経済効果—セネコン、マリコンだけが儲け？
- 情報公開—重要な情報は未公開のまま

そして一昨年、30万を超える市民の住民投票を
求める声が切り捨てられたのです。

私たちは、1住民合意のない神戸空港建設事業は中止と空港建設の是非を問う
住民投票の実施など、住民主体の民主的な市政への転換、住民主体の震災復興
の実現などをめざして、笹山・神戸市長のリコール（解職請求）を呼びかけます。



図 1-1 「市長リコール神戸の会」が街頭で配布した資料

ここで注意すべきは、神戸空港計画そのものが抱える問題もさることながら、神戸市当局という権限を持つ主体が、住民の意見に耳を傾けずに物事を決定するという決定手続きに対する不満が示されていることである。同資料には、水質汚濁、大気汚染、騒音といった環境問題を引き起こすこと、活断層の上に造成されることに対する防災上の問題など、神戸空港に関わる様々な問題点が指摘されている。ただし、同資料の冒頭に記された文面は、神戸空港そのものに関わる諸問題だけではなく、開発手続きに対する不満が示されている。同じ決定であっても、独裁者の決定よりも自らが関与した決定が選好されるように、決定手続きに対する知覚が決定への評価に影響を及ぼすと考えられる。したがって、行政機関の決定から町内会の決定に及ぶ様々な決定への評価を分析する際には、決定の結果に対する評価だけではなく、決定手続きに対する知覚に着目する必要がある。

社会心理学領域における手続き的公正研究は、決定者に対する知覚と決定手続きに対する知覚の心理学的な意味に焦点が当てられてきた。手続き的公正研究には、刑事裁判において無罪の者を冤罪に陥れない手続きを扱う客観的公正研究と、関係者が手続きをどのように知覚し決定を評価するかについて検討する主観的公正研究に分けられる（菅原, 1997）。本論文は、後者の主観的公正研究に該当する。人々が決定への参加を望む心理学的な理由について、公共事業、町づくり、防災活動、環境問題という4つの事例を題材として検討する。

第1章では、手続き的な公正さが重視される理論的根拠と、実際の事例を踏まえた社会的背景について紹介する。第2章では、公共事業を事例に特定の政策的決定手続きに対する公正知覚（公共事業開発の手続き的公正知覚）の規定因について検討する。行政機関への信頼性や手続き一般への公正知覚が、特定の手続き的公正知覚にどのように関連するかについて検討する。特定の手続き的公正知覚の規定因を確認したうえで、第3章では町づくり活動を事例としてとりあげ、町づくり活動への決定手続きに対する公正知覚が、町づくり活動に伴う町の環境変化の認知と決定に関わっている人々への印象に及ぼす影響について検討する。手続き的公正知覚が、決定に伴う町の環境変化の認知と、決定に携わる人々に対する印象に及ぼす影響を検討したうえで、第4章では手続き的公正知覚と他の心理的要因における、決定への評価に及ぼす影響度の相対的な違いについて確認する。具体的には、防災を事例としてとりあげ、防災行政に対する手続き的公正知覚、災害への恐怖感、防災対策への関心度等の複数の心理的変数が、行政機関が推奨している「住民の自己責任に基づく防災対策に対する評価」に及ぼす影響を検討する。さらに、その影響度が自然災

害で受けた被害度の違いによって異なるかについても確認する。第5章では、貧富の格差と社会問題の発生とともに変化する地域間の活動性という要因が、手続き的公正知覚に及ぼす影響を検討する。ソーシャルゲーミングのひとつである模擬社会ゲームを用いて、集団間活動の変動性と貧富の格差という2つの要因が、分配、手続き、満足度の評価に及ぼす影響を確認する。そのうえで、第6章では問題改善のための手続きの場が設定される過程について、実際の事例を踏まえて検討する。

第1章 序 説

1. 社会問題と手続き的な公正さ

最近、新聞の紙面を賑わせることが多い公共事業、町づくり活動、防災、環境問題は、住民が何らかの形で負担を求められることが多い。公共事業で施工された構造物の運営が悪化し行財政の資金繰りが苦しくなれば、損失額の埋め合わせに公的資金が費やされることがある。町づくり活動や防災対策に関与すれば、限られた私的な時間を犠牲にしてタウンミーティングや避難訓練に参加しなければならないこともある。また、多くの人々が健康を害して生活の質を低下させるような環境問題が発生した場合には、汚染源を科学的に立証しなければならないうえに、時には行政機関等への陳情を行う必要性が出てくるかもしれない。いずれの活動も、豊かな生活を送るうえで重要であると言えようが、金銭的な負担だけではなく肉体的あるいは精神的な負担を求められることもある。

もし、行政機関等が住民に一定の負担を強いる決定を住民のあずかり知らないところで決定し、有無を言わず支持することを求めたならば住民はどのように感じるだろうか。おそらく、決定に至るまでの手続きのあり方に対して不満を示す人がいるであろう。人々に一定の負担を強いるような決定を下し、それに対する支持を得ようとするのであれば、少なくとも行政機関は住民の意見に耳を傾け事前に説明を与えるなど、公正な手続きを踏む必要があるといえる。なぜなら、手続き的公正知覚は決定への肯定的評価を高めるはたらきを有することが確認されているからである（Lind & Tyler, 1988; Tyler & Lind, 1992）。手続き的公正知覚が決定への評価を規定する重要な心理的要因のひとつである社会心理学的な説明については後述し、ここでは公共事業、町づくり活動、防災対策、環境問題において手続き的な公正さが人々に重視される社会的背景について説明する。

1.1 公共事業

公共事業を行政機関による決定の一つとして捉えるならば、手続き的公正知覚は公共事業への評価を規定すると考えられる。住民の手続き的公正知覚と公共事業への評価との関連性を定量的に解析することは、行政機関が公共事業を推進していくために必要な条件を明らかにすることにつながると考えられる。

公共事業は、そもそも国家あるいは地域の発展に寄与するものとされてきた。公共事業の実施形態は一様ではなく、行政機関単独で事業を施工する場合と民間に委託する場合がある^{注1)}。毎年経済成長を見込めた時代において、公共事業は経済状況を好転させる起爆剤

としての役割を果たしていた。たとえば、1965年から1980年代半ばにかけては、1兆円の公共投資が2.5兆円程度のGDP（国内総生産）を増加させると言われていた（田中・小野・佐和・宮脇・山口・渡辺・吉田, 2003）。しかし、現在のように高度経済成長を見込めない状況で、かつてのような経済効果を期待することは困難である。ともすれば、公共事業の実施が地域経済だけではなく自然環境にも悪影響を及ぼし、地域住民に負担がかけられる可能性が指摘されている（21世紀環境委員会, 1999）。

公共事業に対する懸念が反映されてか、全国各地における大規模公共事業への住民の反対運動が目立ち始めて久しい。長崎県の諫早湾干拓、長良川河口堰問題、吉野川河口堰問題などが有名であるが、それ以外にも全国各地で大小様々な規模の運動が繰り広げられている（21世紀環境委員会, 1999）。数々の反対運動を概観すると、反対運動に関わる住民は公共事業が行財政問題あるいは環境問題を招くことを懸念して反対している例が多い（環境経済・政策学会, 2003; 21世紀環境委員会, 1999）。公共事業に否定的な評価を下す人々の多くが、行財政問題と環境問題という負の側面に着目していることは事実のようである。

行財政問題と環境問題への懸念だけではなく、公共事業が決定されるまでの手続き的な公正さに不満を持つ人々がいる。公共事業への反対運動に関わる人々の多くが、「自分たちの意見に耳が傾けられていない」、あるいは「事前の説明が不十分だ」と述べていることから、反対運動に関わる住民間で手続きに対する不公正感が高まっていることが考えられる（保母, 2001; 大野・エバンス, 1992）。たとえば、徳島県の吉野川河口堰反対運動においては、反対運動の主導者が「道理を無視した行政の横暴を止めるために行動を起こした」と述べ、当時の建設省に対して悪い情報も含めたあらゆる情報を提示して住民を納得させるよう求めた（今井, 2000）。住民は、必ずしもすべての公共事業の開発手続きに公正さを感じるとは限らないようである。公共事業に反対する人々の意見は、行政機関が独断で事業計画を進めるのではなく、計画策定過程に住民を参加させるといった公正な処置を求めていることを示唆している。

住民の手続き的公正知覚を高めるには、公共事業に関連する情報を公開しさえすれば良いように考えられがちである。しかし、人々の手続き的な公正知覚は主観的な次元の要因であり、むやみに行政機関が情報を公開したところで人々が公正な手続きと知覚するとは限らない。たとえ情報を公開したとしても、それを人々が公正と知覚するかは別の問題である。行政機関は信頼に価せず道義にもとると知覚する人々は、行政機関が踏む特定の決定手続きに対しても不公正に知覚すると予想される。住民が行政機関は道義にもとると判

注1) 本研究では、主に税金あるいは起債といった資金と財政投融資といった公的資金を投じて行われる単独あるいは複合的な事業を公共事業と定義する（五十嵐・小川, 1997）。

断し、ひいては特定の政策的決定手続きの公正知覚に否定的影響を及ぼすことが事実ならば、本来ならば住民にとって好ましい事業でさえも否定されてしまう可能性もあると言える。

1.2 町づくり活動

公共事業のねらいの一つに地域をより良いものにすることがあるように、町づくり活動も生活環境をより良いものにすることを目的としている。町づくり活動の実施主体は行政機関だけではなく、町内会、NPO・NGO 団体が主催することがある。主催者は、町をより良いものにするために、住民に協力を仰がねばならない。一般的に、町づくり活動には何らかの作業を伴うため、住民は一定のコストを負担しなければならない。住民の協力次第で暮らしの善し悪しが左右しかねないという点で、町づくり活動は地域における重要な決定のひとつである。この種の決定に対して、住民は特定の立場の者だけが他者の意見に耳を傾けず独断で決定するよりも、公正な手続きで決定することを求めるだろう。なぜなら、町づくり活動に関わる住民は相当の労力を要するうえに住民の協力が不可欠であることから、地元住民の声を無視して地元住民からの協力を得ることは困難と考えられるためである。

現在、全国各地の中山間地域で実施されている町づくり活動のひとつである棚田オーナー制度は、住民が一定の負担を強いられることが多い事例のひとつである。棚田オーナー制度を運営するうえでは、都市住民を迎え入れるための様々なイベントを実施するほか、様々な局面で地元住民の協力が要請される。催し物の準備を手伝うことを求められるほか、面識のない都市住民への対応を求められることもある。棚田オーナー制度を成功させるには、催し物の準備に都市住民への対応など、長期的に地元住民から協力を得ることが必要になる。それだけに、主催者は地元住民の同意を得るには、町づくり活動の目的、必要とされる経費、住民の協力を必要とする理由などを示すことが必要である。地元住民の合意を得ることが求められる以上、どのような手続きで物事を決定すれば、住民からの協力が得られるかについて検討する必要がある。その意味で、町づくり活動への住民からの協力を求めるうえで必要な要素を確認できる社会心理学領域における手続き的公正研究は、町づくり活動の推進に貢献すると考えられる。

しかしながら、町づくり活動に焦点を当てた社会心理学的な研究は非常に少ない。数少ない既往研究のひとつである森（1997）は、鳥取県八頭郡智頭町において展開されてきた町づくり活動の軌跡を紹介している。森（1997）は、少数派の人々による活動が地域集団

に変容を及ぼして行く過程を集合性の変容として位置づけ、活動が地域に浸透して行く過程に迫っている。わずか2人による町づくり活動が、一般住民、外国人、専門家を巻き込んで行った過程を事例として報告している。岡田・河原（1997）は、熊本県小国町における町民レベルの自主的な町づくり活動についてとりあげた。小国町の町づくり活動に、外部から参入あるいは移住した人々に対して、活動に参加するようになった契機、目的、移住後あるいは参入後のライフスタイル等について詳しく調査している。ただし、森（1992）と岡田・河原（1997）は手続きに焦点を当てていないうえに、地元住民の意識に対する定量的解析は行っていないため、町づくり活動における決定手続きに対する住民の知覚が町づくり活動への評価に及ぼす影響は確認されていない。

棚田オーナー制度に対して、地元住民がどのような意識のもとで協力しているかについての統計的解析は、建築学あるいは農村計画学領域において検討されている。前田・西村（2001）は、棚田オーナー制度が実施されている地域の住民を対象に、棚田オーナーである都市住民に対する受け入れの意識について質問紙調査を実施した。分析の結果、およそ過半数の住民が積極的に交流したいと思わないと回答していた。棚田オーナー制度で都市住民との交流を図り地域を活性化しようとする場合、地元住民の都市住民に対する評価は、棚田オーナー制度の成否を左右する重要な心理的要因である。なぜなら、地元住民が都市住民との接触を拒むならば、棚田オーナー制度で都市住民との交流を図るという目的が根底から崩壊するからである。その点において重要な知見の一つと言えるが、町づくり活動の実施手続きに対する知覚については考慮されていない。

棚田オーナー制度等の町づくり活動に対する社会心理学的研究を総合すると、次のようにまとめることができる。森（1997）と岡田・河原（1997）からは、少数の地元住民が大多数の地元住民を説得し、活動を盛り上げていった様子をうかがい知ることができる。前田・西村（2001）からは、棚田オーナー制度に関与している人々が活動に対してどのように感じているかについて検討している。しかし、いずれの先行研究も、町づくり活動が実施されるまでの決定手続きに対して、地元内外の人々がどのように認識していたかについては触れられていないうえに、手続き的公正知覚が地域における決定としての町づくり活動への評価に及ぼす影響については定量的に分析されていない。手続きを公正に知覚する住民ほど町づくり活動を肯定的に評価するのであれば、棚田オーナー制度をはじめとする町づくり活動への評価の規定因を定量的に解析することは、住民参画型の町づくりを实践するうえで必要な条件を明らかにすることにつながると考えられる。

1.3 防災活動

「防災町づくり」という言葉があるように、防災と町のあり方は密接に関連する重要な問題のひとつである。行政機関は、防災啓発活動で住民に「住民の自己責任に基づく防災対策」を勧めている。住民が自然災害に備えておけば、住民個人の命と家財に降りかかる危機をしのぐことができる。自然災害に備える住民が多いほど、地域全体の被害が軽減されることにつながる。行政機関が、被害の補填に要する諸コストを削減することができ、迅速に復興に取り掛かることができるという利点がある。住民主体の防災対策は、住民個人だけではなく地域にとっても望ましい点を有するため、国や地方自治体などの行政機関は広報あるいはインターネット等を用いて、盛んに住民に日頃からの備えを求めている。住民一人一人の備えが、万が一の自然災害時の被害を軽減することにつながるという点で、住民の自己責任に基づく防災対策の推進は、行政機関による重要な決定のひとつである。

ただし、たとえ住民による備えが必要だとしても、行政機関から強制的に命じられても住民は不満を強めるかもしれない。非常用持ち出し袋を購入するためには、当然ながら資金が必要である。また、避難所体験あるいは帰宅困難者体験といった防災訓練に参加すれば、相当の体力を消耗することになる。このように、住民主体の防災対策は住民自身の負担を避けられないため、建て前としては備えが必要だと感じて面倒さを感じる。ただでさえ疎かになりがちな防災対策を、行政機関から「住民の自己責任の一環として防災対策を実施せよ」と啓発されたとしても、住民は戸惑いを感じることもあるだろうし、そのような行政機関の決定を支持しない者もいるであろう。行政機関が、住民に対して自己責任に基づく防災対策を求める手続きを公正に知覚する人と手続きを不公正に知覚する人との間では、住民の自己責任に基づく防災対策への支持度は相対的に異なっていることが予想される。

住民の自己責任に基づく防災対策を普及させるうえで、「住民主体の自己責任による防災対策の推進」という行政機関による決定への評価を高める要因を確認できれば、効率的に住民間の防災対策を普及させることができると考えられる。特に、行政機関による決定への評価を高める要因を検討するうえで、決定手続きに対する人々の知覚の側面から検討を加えることは非常に有効と考えられる。しかし、住民の防災対策を高める心理的要因については十分に検討されていない。住民主体の防災行動に関する社会心理学的研究は非常に少なく、手続き的公正知覚をとりあげた先行研究は非常に少ない。災害に関する社会心理学的研究は、非常時におけるパニック行動及び避難誘導に関する研究が中心だったが

(安倍・三隅・岡部, 1988; 池田, 1986)、近年では災害後の意識の風化あるいは復興事業をテーマに掲げたものが認められるようになってきた。矢守(1996)は、水害後の新聞記事数の増減をもとに、水害意識が低減していく時間的推移を分析している。渡邊・渥美(2000)は、阪神・淡路大震災後の町の復興に関する参与観察を行い、復興事業の進められ方や協議の内容を定性的に分析している。阪神・淡路大震災を事例とした社会心理学的研究としては、それ以外には、被災者の身体的及び精神的な健康状態に関する研究がある(田中・高木, 1997)。以上のように、自然災害を事例とした社会心理学的研究は、非常時における人々の行動様式、災害後の精神的健康、被災地における復興事業あるいは災害意識の風化という事例分析に区分することができる。

ところが、社会心理学的研究において、将来発生するかもしれない自然災害に対する備えという防災行動や防災意識について検討した例は非常に少ない。住民の自己責任に基づく防災対策の実施を呼びかける行政機関と、それに対する住民の評価を規定する心理的要因を検討することは、住民による防災対策を普及させることが求められている現在において社会的にも心理学的にも重要である。

1.4 環境問題

住民が公正な手続きを求めるのは、環境問題においても共通している。大量の有害物質を吐き出すような迷惑施設が進出する際には、関係住民は進出前に十分な説明を求めるだろうし、意見を述べる機会を求めることが考えられる。また、既に立地している施設が汚染物質を排出し問題視されている場合においては、被害者は汚染施設の関係者に対して公正な手続きのもとで事態を改善するように求めるであろう。このように、環境問題改善に向けた取り組みにおいても、住民は公正な手続きを求めることが考えられる。

環境問題を改善するための手続きの場を設定するには、誰が被害者で誰が汚染者なのかを明確にし、両者が問題改善の手続きのテーブルにつく必要がある。ところが、健康被害と汚染物質との因果関係の立証は容易ではないうえに、被害者と汚染者の枠組みも時代とともに変遷してゆく。大気汚染の発生源や利害関係は時代の流れとともに変遷することから、大気汚染問題の改善手続きを求める側と求められる側は、人々を取り巻く状況によって大きく左右されることが予想される。したがって、社会心理学的な枠組みに基づいた手続き的公正知覚が及ぼす効果だけではなく、問題改善のための手続きの場そのものが形成される過程と状況の変遷との対応関係について検討することも重要である。

言うまでもなく、両者が和解するには、被害者と加害者が公正な手続きのもとで環境改

善に取り組むことが必要とされる。ところが、環境問題は利害関係が絡んでおり、被害者が環境問題としてみなしたとしても、加害者は環境問題として簡単に認めるとは限らない。そのため、両者が和解するには、被害者と加害者が公正な手続きのもとで環境改善に取り組むことが必要とされる。ところが、両者が和解のためのテーブルにつくことは決して容易なことではなく、国政事情や地域事情によって手続きの場が設定されないことも往々にしてあった。したがって、社会心理学的な立場から、公正な手続きの重要性を指摘するだけでなく、問題改善に向けた手続きの場が設けられる経緯と、どのような手続きの場を設けるべきかについても目を向ける必要があると言える。

ところが、環境問題を事例とした社会心理学的研究は、リサイクル行動、節水行動等の環境配慮行動の規定因を検討したものがほとんどである。琵琶湖の合成洗剤による汚染問題で、汚染度が少ない粉石鹼の使用行動を高める主要な予測因の検討（広瀬, 1986）、渇水時における住民の節水行動（広瀬・北田, 1987）、エネルギー問題（Olsen, 1981）、リサイクル問題（Oskamp, Harrington, Edwards, Sherwood, Okuda, & Swanson, 1991）、合成洗剤問題（高木, 1981）などがある。一連の先行研究では、近隣住民あるいは知人等の心理的に身近な人々が、環境配慮行動をとることを望んでいるに違いないと感じる人ほど、環境配慮行動を積極的に実施していることが確認されている。環境配慮行動を規定する心理的要因に関する検討は盛んに行われているものの、環境問題の改善手続きが設けられる過程について社会心理学の立場から検討した例は非常に少ない。

2. 意思決定に関する社会心理学的研究

先述の公共事業、町づくり活動、防災活動、環境問題は、住民参加と決定手続きの公正さが鍵概念となっている点で共通している。人々が意思決定への参加を望む社会心理学的な理由として、少なくとも以下の二つの点を挙げることができる。第一に挙げられるのは、不公正な手続きでは不利な決定が下されるかもしれないという理由で公正な手続きを重視するという考えである。人々は、自分の便益を最大化するように行動が動機づけられるという考えは、社会心理学における古典的なモデルのひとつである（Thibaut & Kelley, 1959）。第二に挙げられるのは、人々は集団や組織が道義的に運営されているかを重視するために、決定に至るまでの手続きにおける権力（authority）の傾聴度や説明度を重視するという考えである。Lind & Tyler（1988）、Tyler & Lind（1992）は、公正な決定手続きを経験できるかが、時に決定による便益よりも重視されると仮定している。行政機関等の権限を有する

主体が道義的であるならば、公正な手続きが踏まれるであろうといった道義性の観点から手続き的な公正さが重視されると考えられる。

ところで、手続き的な公正さに関する定義は、学術領域によって異なっている。土木学領域においては、合意形成において関係者が意思疎通を図り、また意見の調整を図るうえで重要であるとされている。市民合意形成小委員会・土木学会コンサルタント委員会(2003)は、手続き的な公正さについて「グループまたはメンバー間で意思決定・行動を行う際の、提携や譲り合いに至る、意志の疎通及び意見の調整を図るコミュニケーションのプロセスである」(p.5)と定義している。この定義は、手続き的な公正さを円滑に意思決定するための技法のひとつとして捉えられている。また、法律関係者、哲学者による法の解釈においても手続き的正義という用語が頻繁に扱われる。法の解釈においては、当事者が関わっている問題について、何が正しくて間違っているかを明らかにしたうえで、解決を図ることが課題とされている。しかし、社会心理学における手続き的公正研究は法の教義に基づく解釈を重視するのではなく、様々な組織で下された様々な決定に対する、人々の手続きに対する主観的な公正感に焦点を当てている。

公正な手続きが重視される背景には、人々の間で「決定過程に住民が参加することは望ましいことである」という前提が存在することを示唆する。亀田(1997)は、人々が意思決定への参加を望ましいと感じるのは、人々は意思決定を一人の人間に任せると大きな過ちを犯す可能性があるという考えを持っている一方で、意思決定を合議によって決めるという民主的決定に対して価値をおいていることを理由として挙げている。

決定に参加することに人々が価値を見出し、その決定に対する協力並びに肯定的評価を強めるのであれば、意思決定に参加した人とそうではない人の間で決定に対する協力度が異なるはずである。参加が決定への協力に及ぼす影響については、社会心理学領域において盛んに検討されてきた。たとえば、集団での意思決定に参加したメンバーは、参加が許されなかったメンバーよりも、集団のメンバーの業績ならびに士気が高まることが明らかにされている。Lewin(1953)は、講義形式による食習慣の変更に関する説得を行った場合と、集団決定法によって決定を行った場合の2つのパターンを設け、両群に所属する人々のうち、どちらの群が食習慣を変更する人々の割合が多いかについて検討した。分析の結果、集団での意思決定法で決定した場合において、人々の決定に対する支持が強められるということが認められた。多くの人々で決定したことに対して、人々は積極的に支持しようとする事が分かる。

また、民主的な意思決定に参加し、議論を交わすことに価値を見出すことができた人々は、決定を自発的に支持しようとすることが示唆されている。民主的な決定が人々の行動に及ぼす効果については、Lewin, Lippit, & White (1939) が検討している。Lewin et al. (1939) は、民主的リーダーは集団の人々の自発的な服従を高めやすく、専制的リーダーは人々の服従を高めにくいことを明らかにしている。Lewin et al. (1939) は、集団のリーダーとして、民主的、専制的、自由放任的という3タイプのリーダーを設定した。民主的リーダーは、相談役として問題を解決しようとする際には投票を実施するなど、民主的な解決を少年たちに勧めた。専制的リーダーは、組織あるいは課題については相談役が幅広く統制した。自由放任型リーダーは、集団の判断について相談役は最低限関与するのみで、特に何の指図もしなかった。実験の結果、民主的リーダー下の少年らの生産性は最も高く、リーダーが存在しない間でさえも集団討議を続けていた。これに対して、専制的リーダー及び自由放任型リーダーの下におかれた少年たちは、生産性が芳しくないうえにリーダーの不在時には作業を中断していたという。

民主的リーダーではなく、専制的リーダー下の少年たちの作業量が芳しくなかった理由として、次の点が挙げられる。専制的リーダーの下におかれた少年たちは、リーダーによる罰を回避すること、または報酬を得ることを目的としてリーダーの決定に従っていたことが考えられる。Raven & French (1958) による服従の区分に基づいてこの結果を解釈すると、専制的リーダーの下におかれた人々の服従は報酬勢力 (reward power) 及び強制勢力 (coercive power) によるものであったと考えられる。専制的リーダー下では、一人の人間が決めたことに対して否応なしに従わざるを得ない状況におかれている。そのため、専制的リーダーの下におかれた人々は自発的に決定に対して協力しようとするよりも、むしろ罰から逃れるため、報酬を得るためという目的で様々な決定に従っていたと考えられる。これに対して民主的リーダー下の少年たちは、決定に対して正当性を感じていたため、自発的に決定に従ったと考えられる。Kelman & Hamilton (1989)、Tyler (1990) によれば、決定に正当性を感じることで人々は決定への服従心を強め、さらに決定への自発的な支持が強められる。したがって、民主的リーダーの下での決定では、合議を経て決定されたことに少年たちが正当性を感じたために自発的に従ったと考えられる。

Lewin et al. (1939) は、本論文で検討する決定への肯定的評価や自発的協力を高める心理的要因の存在を示唆するものである。ところが、Lewin et al. (1939) 以後、彼らが確認した重要な知見のひとつである「民主的手続きによる決定を、人々が積極的に支持する理

由」については十分に検討されなかった。手続き的な公正さが人々の決定支持に及ぼす影響が検討されなかったひとつの理由は、Lewin et.al. (1939) がリーダーの下におかれた人々のリーダーに対する知覚、あるいはそのリーダーの決定手続きよりも、どの機能を有するリーダーが人々の行動にどのような影響を及ぼすかという視点に基づいていたためである。Lewin et.al. (1939) のリーダーシップ研究の視点に影響を受けてか、社会心理学領域ではリーダーの機能論に関する研究が台頭した。例えば、リーダーの機能は課題解決に関連する行動と成員相互の情緒的關係に分類できるほか (Bales & Slater, 1955)、目標達成機能と集団維持機能 (Cartwright & Zander, 1960) などに区分されてきた。

一方で、2 つの機能のどちらかを有する者が優れたリーダーであるとは限らず、両機能を備えておくことが必要であるという指摘もなされている (Stogdill, 1974)。その代表例が三隅 (1984) の PM 理論である。リーダーの課題遂行 (performance) を指す P 機能と、人間関係志向の側面である集団維持機能 (maintenance) を指す M 機能の両機能を有することが最も有効であることを指摘した。PM 理論に基づく実証的研究は数多く、郵政研修所の研修生の作業量 (三隅・白樫, 1963)、炭鉱の作業集団 (切羽集団) の出炭量 (三隅・田崎, 1965)、タイヤ製造会社の生産単位 (三隅, 1978) に関する実験において、課題遂行機能と集団維持機能を有するリーダー下の集団が最も作業量が多いということが明らかになっている。以上のように、リーダー等の権限を有する者の決定を人々が積極的に従おうとするかは、当該集団のリーダーの機能に依存するという前提で研究が進められてきた。

しかし、組織において権限を有するリーダー等の権力 (authority) の決定に対して、人々がどのように感じた場合に従おうとするのかについて検討する場合、リーダーの類型論と集団成員の行動との関連性のみを分析対象とするだけでは得られる知見は限られている。なぜなら、人々が権力をどのように認知し、また人々が決定手続きに対してどのように認知するかによって、決定に対する評価は影響を受けると考えられるためである。権力とそ
の下におかれた人々との間では相互作用がなされ、様々なやり取りがなされている。それは、金銭等物質的な交換という目に見える形のやりとりに限らず、人々がリーダーの行為やリーダーによる決定に対してどのように認識し、支持しようとするかという心理的次元での相互作用も含まれる。たとえば、リーダーと人々が相互に意見を交換しながら物事の決定を下すのも相互作用のひとつと言える。つまり、決定手続きは相互作用であるため、意思決定者と人々との関係のあり方が手続き的公正知覚に強く反映される。リーダーと人々が意見を交換しながら作業内容を決定したグループは生産性が優れていることが確認

されているように (Lewin, et. al, 1939)、決定手続きという一種の相互作用を通じて決定への評価は高められる。これに関する実証的研究と理論的背景について以下紹介して行く。

2.1 手続き的公正知覚

決定への肯定的評価を高めるという手続き的公正知覚の効果を最初に確認したのは、Thibaut & Walker (1975) であるとされている。Thibaut & Walker は、紛争当事者は裁定者から受ける決定手続きのうち、どのような手続きを望むかという点を検討した。法学部学生を対象に模擬裁判を実施し、手続きに関する諸要因が紛争解決等の出来事あるいは結果に対する評価にどのような影響を及ぼすかについて検討した。測定された心理的変数は、手続き的な公正さ、結果に対する公正さ、裁定に対する満足度だった。実験者が用意した裁定手続きとして、当事者主義手続き、糾問主義手続き、第三者を介在させない手続きの計3つの手続きが設定された。当事者主義手続きとは、裁定の決定権は裁判官にあるが、情報収集の過程において当事者と弁護士が統制できる手続きのことを指す。糾問主義手続きとは、裁定の決定権及び情報収集の両方において第三者から統制を受けるという手続きのことを指す。2つの裁定手続きを、実験参加者を事件に関する証拠があるという有利な当事者集団、証拠がない不利な当事者集団、何も告げられない集団の計3集団にそれぞれ実施した。分析の結果、3集団すべてにおいて当事者主義が選好され、手続きが公正であると知覚されるほど、決定結果は肯定的に評価されることが確認された。本分析結果から、意思決定過程において自らが決定手続きに関与できたという知覚が、裁定結果の実利的な望ましさとは独立して裁定結果の評価に肯定的効果を及ぼすことが考えられる。

2.2 手続き的公正知覚に関する心理的モデル

決定そのものとは直接的に関係しないはずの決定手続きに対する公正知覚は、決定への評価から組織への関与に至る様々な局面において効果をもたらすことが確認されている。Earley & Lind (1987) は、仕事を自分で選択できる群、上司に自分の仕事の好みを言う機会が与えられる群、仕事の選択及び上司への意見を言う機会が与えられない群の計3群に分類し、各群に割り当てられた人々が仕事に対してどのように評価するかについて検討した。分析の結果、上司に発言する機会が与えられた群において、新たに導入される仕事を積極的に受け入れようとする傾向が認められた。自ら発言できる条件において受け入れの姿勢が強められるという結果は、同じ決定であっても意見を述べる機会が与えられる場合とそうではない場合において評価が異なることを示している。職場組織における事例だけではなく、裁判当事者を対象とした調査において、判定に至る手続き的公正知覚が判定へ

の満足度等を強めることが確認されている。Lind, MacCoun, Ebener, Felstiner, Hensler, Resnik, & Tyler (1990) は、裁判において自分の意見を述べる機会が与えられ、かつ裁判関係者からの説明が十分であったと知覚する人ほど、裁定に対して満足することが実証されている。手続き的公正知覚が裁定に対する評価の主要な規定因であることは、複数の研究によって実証されている (Paternoster, Brame, Bachman, & Sherman, 1997; Pruitt, Peirce, McGillicuddy, Welton, & Castrianno, 1993; Tyler, 1990; Wissler, 1995; Tyler, 1984)。職場における決めごとから法廷における判定まで、幅広く手続き的公正知覚は効果を及ぼすことが分かる。

ところで、以上の先行研究は職場や法廷という閉じた空間を事例としており、自らの意見を述べることを強く望みさえすれば可能になりうる状況と言える。その点、手続き的公正知覚が決定への評価や組織への評価を高める可能性は高いと言えるのかもしれない。これに対して、国会の決定に対しては、職場のように一人の住民が決定手続きに直接的に関与することは非常に困難である。自分にとって有利な形で決定を統制することができない状況においても、手続き的公正知覚は決定への評価を規定するのであろうか。Tyler (1985) によれば、人々は政策的決定によって得られる社会経済的な利益を享受できるかといった観点だけではなく、手続き的な公正さの観点を相対的に重視して政治を評価することを確認している。これが事実ならば、国政であろうと地方行政であろうと、住民の手続き的公正知覚は政策評価を高めるはたらきを有することが考えられる。

日本の国会やアメリカ合衆国における政策的決定への評価は、手続き的公正知覚に規定されることが確認されている。Smith & Tyler (1996) は、積極的差別是正措置 (affirmative action) を事例に、連邦政府の決定手続きに対する公正知覚と政策評価との関連性を検討した。その結果、決定手続きを公正に知覚する国民ほど同措置を肯定的に評価することが明らかになった。また、消費税制度の導入当時、国会での消費税制度の導入手続きを公正に評価する人ほど、積極的に消費税制度を支持しようとすることが明らかになっている (Takenishi & Takenishi, 1992)。したがって、人々は政治のもたらす社会経済的な便益を個人的に享受できるかという観点ではなく、手続き的な公正さの観点を相対的に重視して政治を評価しうることが考えられる。

その他、手続き的公正知覚は決定への肯定的評価を高めるだけではなく、決定に対する協力を強めることが明らかにされている (Lind & Tyler, 1988; Tyler, Boeckmann, Smith, & Huo, 1997; Mansour-Cole, & Scott, 1998; Martin & Bennett, 1996; Schappe, 1996; Tyler, 1994;

Tyler & Blader, 2000; Tyler & Lind, 1992)。以上の先行研究の知見が示すように、手続き的公正知覚は集団における決定に対する受け入れを促すほか、集団に所属していきたいという帰属意識をも強めることが分かる。

関係性モデル ところで、人々はなぜ決定による便益よりも公正な手続きの観点から決定を評価するのだろうか。従来、社会心理学的な説明では人間の行動は自己利益を最大化するように動機づけられるとされてきた (Thibaut & Kelley, 1959)。人々が手続きを自己利益最大化の道具としてみなすならば、人々は実利的な有利さを確保するためだけに、公正な手続きを求めるだろう。ところが、Tyler & Lind (1992) は、便益を得ることのみに執心して手続き的な公正さを重視するとは限らないことを説明するモデルを提唱した。人々は、便益以外のどの観点で手続き的な公正さを重視するのであろうか。

Tyler & Lind (1992) は、「同じ地域の一員でありながら住民の意見に耳を傾けず、独断で決定するような行政機関は道義にもとる」といった、仲間あるいは同郷人としての道義という観点から手続きを重視するというモデルを提唱した。仲間意識あるいは同郷意識は、行政機関等の権力 (authority) と人々との関係的な要因が、決定への評価に関連するという考えを関係モデルという (Tyler & Lind, 1992)。そして、「人々が知覚する権力への信頼性」と「人々が知覚する、権力の人々への対応における尊重度」から構成される概念を関係性評価と呼び、仲間意識や同郷意識のような道義的な関係を反映するものとして仮定されている (Tyler & Lind, 1992)。関係性を肯定的に評価することは、権力と自分とは同郷人あるいは仲間のような強い連帯感で結ばれていると感じることを示唆する。そして、「同じ仲間の一員であるならば、道義に則って我々を裏切るようなことはしないだろう」と考える人ほど、「行政機関は、公正な手続きを踏むであろう」と考える。つまり、関係性評価は手続き的公正知覚を強めるはたらきを有すると予想される。

本章の冒頭で示したように、社会心理学領域における手続き的公正研究では、客観的公正ではなく人々が知覚した傾聴度、説明度、対等さという主観的公正を扱っている。Lind & Tyler (1988) は、手続き的公正知覚は、「人々が知覚した権力の人々の意見に対する傾聴度」、「人々が知覚した権力の人々に対する説明度」、「人々が知覚した決定手続きにおける人々と権力の立場の対等さ」という3つの要因から構成されるとした。傾聴度とは「人々が知覚した権力の傾聴度」、説明度は「人々が知覚した権力の説明度」、対等性とは「人々が知覚した、手続きの場での権力の人々への対応における対等さ」に関する知覚を指す。以上3つの知覚を構成要素とする手続き的公正知覚は、先述のように各々の決定に対する

肯定的評価を強めることが確認されている。

3. 手続き的公正研究において残されている課題

従来の手続き的公正知覚に関する研究においては、手続き的公正知覚と決定への評価との関連性に焦点が当てられた。しかし、手続き的公正知覚を規定する要因と、手続き的公正知覚の効果を左右するような外的要因については十分に検討されてこなかった。人々が知覚した行政機関の手続き一般における公正さの効果、公正な手続きが踏まれたという知覚とその決定が日常生活に及ぼした影響に関する認知との関連性、手続き的公正知覚と決定に関わる人々に対する印象との関連性、貧富の格差等による影響など検討の余地が残されている。検討の余地が残されている点については、以下のようにまとめることができる。

第1点として、行政機関の道義性を反映する関係性評価と、行政機関の決定手続きが一般的に公正であることを反映する手続き一般の公正知覚が、特定の決定への評価に個別化する過程について統計的に実証されていない。人々は、行政機関の行いが道義に基づいていると判断すれば、行政機関による特定の政策的決定手続きに対しても肯定的に評価することが予想される。また、人々が行政機関の決定手続きは一般的に公正であると判断したならば、人々は特定の政策的決定手続きに対しても公正に知覚することが予想される。第2章では公共事業を事例とし、関係性評価と手続き一般の公正知覚が、特定の政策的決定としての公共事業の決定手続きに対する公正知覚に個別化するかについて検討する。

第2点として、手続き的公正知覚が当該手続きで決定されたことに伴う環境変化の認知と、決定に関わっている人々への印象形成にどのように関連するかについては検討されていない。人々は、公正な手続きで決定されたことを肯定的に捉えるなら、手続き的に公正と知覚する人ほど決定によって自分の周囲はより良く変化しているとみなすことが考えられる。また、決定に関わっている人々に対しても、肯定的な印象を持つようになると予想される。逆に、不公正な手続きで決定されたと知覚する人ほど、決定によって身のまわりの状況は悪化しており、その決定に関わっている人々に対しても否定的な印象を持つことが予想される。第3章では、以上の手続き的公正知覚が決定に関わっている人々への印象と地域にもたらす変化の認知に及ぼす影響について検討する。

第3点として、手続き的公正知覚と他の心理的要因における、決定への評価に及ぼす影響度の相対的な違いについて十分に検討されていない。決定に強い関心を持つ人は、手続き的な公正さを問わず決定を肯定的に評価する可能性がある。たとえば、防災対策の場合

において、自然災害に対して強い関心を持つ人ほど積極的に防災対策を実施すると考えられる。そのほか、自然災害に対する不安感の高低という心理的要因によっても防災対策の実施度は変化すると予想される。防災行政手続きに対する公正知覚も決定への評価の規定因として機能すると考えられるが、関心度や不安感に比して決定に対する評価への関連性の強さの面で違いが認められるかについては十分に検討されていない。

さらに、実際に自然災害によって被害を受けた人とそうではない人との間で、防災対策に関わる意識や行動の規定因は異なる可能性がある。決定への評価に密接に関わると考えられる経験的要因が、心理的要因と決定への評価との関連性に違いをもたらすかについては検討されていない。行政機関が推進している住民主体の防災対策に対する手続き的公正知覚と、自然災害への不安感、周囲の人々からの期待感等の心理的要因のうち、いずれが相対的に防災対策の実行意図に結びつくのであろうか。また、その関連性は防災行動に深く結びついていると考えている自然災害による被害度の違いによって異なるのだろうか。第4章では、手続き的公正知覚が防災対策の実行意図に及ぼす影響の相対的重要性を確認したうえで、その関連性が被害度によって異なるかについて確認する。

第4点として、手続き的公正知覚が社会における状況変化との対応関係について検討された例はほとんどない。どのような手続きが公正で、どのような状況に人々は満足を感じるかは、状況によって大きく左右されることが予想される。自然災害、伝染病、環境問題など様々な問題に派生して、資産の分配問題や貧富の格差といった問題が発生する。問題の発生に伴って、問題が顕在化する前には認められなかった、利害を異にする集団間での問題解決に向けた取り組みがなされるようになる。このように、相互依存性が高まった状況とそうではない状況では、貧富の格差や利害を異にする集団間の活動形態が変動することが考えられる。さらに、貧富の差が拡大し利害を異にする集団間の活動形態が変動すれば、地域における資産分配の問題が顕在化するなど、決定手続きに対する人々の捉え方も変化する。これらの点を考慮すると、貧富の差や集団間の活動の変動性は、人々の手続きに対する知覚に加えて、資産の分配方法と他地域の資産保有量の知覚、総合的な状況への満足度に変化をもたらすことが考えられる。一連の影響について検討するには、社会状況を実験的に操作して分析する必要がある。第5章ではゲーミングを用いて、手続き的公正知覚のほか、状況一般に対する満足度、分配評価のそれぞれにおいて、貧富の格差という経済的要因と社会における集団の変動性という社会的状況との相互作用による影響について分析する。

第5点として、手続き的公正知覚の効果については検討が重ねられてきたが、手続きの場自体が形成される過程については十分に検討されていない。状況要因と手続きの対応関係について具体的に検討する場合、現時点では一つの事例に焦点をあてて手続きが踏まれる過程を定性的に検討することは重要である。社会問題ひとつをとってみても、問題が発生した原因と状況要因は様々で、利害関係も状況の遷移によって変わっていく。適切な手続きを踏むには、当然ながら大気汚染の汚染者と被害者が議論のテーブルにつく必要がある。汚染者と被害者は、特定の企業だけが汚染者であった時代もあれば、現在のように排気ガス問題やごみ問題など、住民一人一人が汚染者となることもある。誰が汚染者で被害者かを明確にすることは、適切な手続きの場を設定するうえで非常に重要な問題である。手続き的公正研究が理論的意義と実践的意義をもちあわせるには、紛争解決手続きの場がどのような経緯で形成されるかについて定性的に検討する必要がある。第6章では、兵庫県尼崎市において長年問題視されてきた大気汚染をとりあげ、大気汚染が問題として人々の間で認知されて行く過程と、大気汚染改善のための手続きの場が形成されていった歴史的過程を辿ることにする。

考察では、第2章から第6章において確認された知見を踏まえて、理論的考察と社会的背景を踏まえた考察を行う。

第2章

行政機関との関係的要因及び手続き一般の公正知覚が政策的決定の 評価に及ぼす影響 —兵庫県神戸市における公共事業の事例—

1. 序論

1.1 関係性評価と手続き一般の公正知覚

第1章で述べたように、社会心理学領域においては、人々の権力（authority）に対する知覚と、権力が踏む手続きに対する公正知覚が決定への評価を規定することが確認されてきた。社会心理学領域においては、手続き的公正知覚が重視される理由として、便益を最大化する手段の一つとして重視されるという説明と、不公正な手続きは道義にもとるという観点で重視されるという説明がある。前者は、仮に不公正な手続きが踏まれたならば、自分にとって不利な決定が下されてしまうという実利的な側面を人々は重視することを意味している。Tyler & Degoe (1995) は、自己の便益を最大化するために手続きを重視することを道具的動機と呼んでいる。これに対して、後者は「同じ地域の一員でありながら住民の意見に耳を傾けず、独断で決定するような行政機関は道義にもとる」といった、同郷人あるいは仲間としての道義という観点から手続きを重視するという関係性モデルに基づく説明がある。関係性モデルでは、行政機関等の権限を持つ主体の道義性を、人々は「権力が信頼に価するか」、「権力の人々への対応は尊重的か」といった権力との関係的な要因に基づいて判断するとされている。つまり、同郷人あるいは仲間である以上、道義的に公正な手続きが踏まれるべきであり、不公正な手続きを踏むことは道義にもとると人々が判断することを意味している。

先述のように、人々が知覚した「権力の信頼性」と、同じく人々が知覚した「権力の人々への対応における尊重性」という関係的要因から成る心理的要因を関係性評価と呼び (Tyler & Lind, 1992)、これを肯定的に評価する人ほど手続きを公正に知覚することが確認されている。関係性評価が手続き的公正知覚に関連することは、次の先行研究において実証されている。Tyler & Degoe (1995) は、渇水事態における州当局の節水政策における手続き的公正知覚と満足感に及ぼす諸要因について調査を行った。分析の結果、住民の州当局に対する信頼性や住民が知覚した州当局の住民への対応の尊重度の知覚が、節水政策における手続き的公正知覚を強めることが認められた。そして、公正な手続きで節水政策が行われていると知覚する住民ほど、節水政策に対する満足度が高いことが確認された。

つまり、行政体等の権限を有する機関への仲間意識あるいは同郷意識を強める関係性評価は、手続き的公正知覚を強めることが考えられる。

関係性評価が、節水政策のような特定の決定手続きの公正知覚を規定する理由については次のように考えられる。関係性評価の構成要素である権力への信頼性および権力による対応に関する知覚は、人々が権力との長期的な関係を通じて形成した権力に対する一般的知覚である（Lind & Tyler, 1988; Tyler & Lind, 1992）。権力に対して一般的知覚を有する人ほど、権力はあらゆる局面において不正をはたらくことは少ないと考える。そのため、権力に対して肯定的な一般的知覚を有する人々は、信頼できる権力の踏む手続きなので公正に違いないと判断するであろう。その結果、特定の決定手続きを公正にみなすと予想される。逆に、権力に対して否定的な一般的知覚を持つ人々は、日頃から信頼できない権力が踏む手続きなので、特定の決定手続きに対しても否定的にみなすことが予想される。その結果として、特定の決定手続きを不公正に知覚することが考えられる。したがって、関係性評価を肯定的に評価する人ほど、権力による手続きは常に公正であると知覚すると予想される。

関係性評価と同様に権力への一般的知覚であり、特定の決定手続きの公正知覚を規定する心理的要因として挙げられるのが、権力が踏む手続き一般に対する公正知覚である。先述の Tyler & Degoe (1995) がとりあげた州当局による節水政策は、州当局が実施する様々な決定手続きのひとつに過ぎない。州当局等の権限を持つ権力は節水政策以外にも様々な決定手続きを踏んでおり、州の住民は数々の手続きを受けていることになる。様々な手続きを受ける過程で、人々は権力が踏む特定の手続きだけではなく、州当局による政策的決定手続きが一般的に公正かについて重視するようになると考えられる。州当局の手続き一般を公正に知覚する人は、州当局は常に公正な手続きを踏むと判断することから、特定の政策的決定の手続きに対しても公正に知覚すると予想される。逆に、手続き一般を不公正に知覚する人は、いつも州当局は不公正な手続きを踏んでいると知覚することから、特定の手続きに対しても不公正に知覚することが考えられる。このように、人々は知覚した手続き一般の公正さに基づいて、特定の手続きの公正さを判断すると予想される。

以上のように、関係性評価と手続き的公正知覚は、ともに「人々が知覚した権力に対する一般的知覚」という共通点を有している。また、両変数は特定の手続き的公正知覚を規定するという点でも共通している。そこで、関係性評価と手続き一般の公正知覚を、人々の権力に対する一般的知覚というひとつの潜在変数として設定し、これが特定の政策的決

定手続きに個別化するという予測モデルを設定した（図 2-1a）。一般的知覚の個別化を想定した予測モデルの統計的な妥当性を確認するうえで、個別の手続きの公正知覚が権力への一般的知覚に及ぼす影響についても確認する必要がある（図 2-1b）。本章では、権力への一般的知覚から特定の政策的決定手続きの公正知覚への個別化を想定したパスダイアグラムと、特定の政策的決定手続きの公正知覚から権力への一般的知覚への一般化を想定したパスダイアグラムを分析し、統計的な妥当性について検討する。

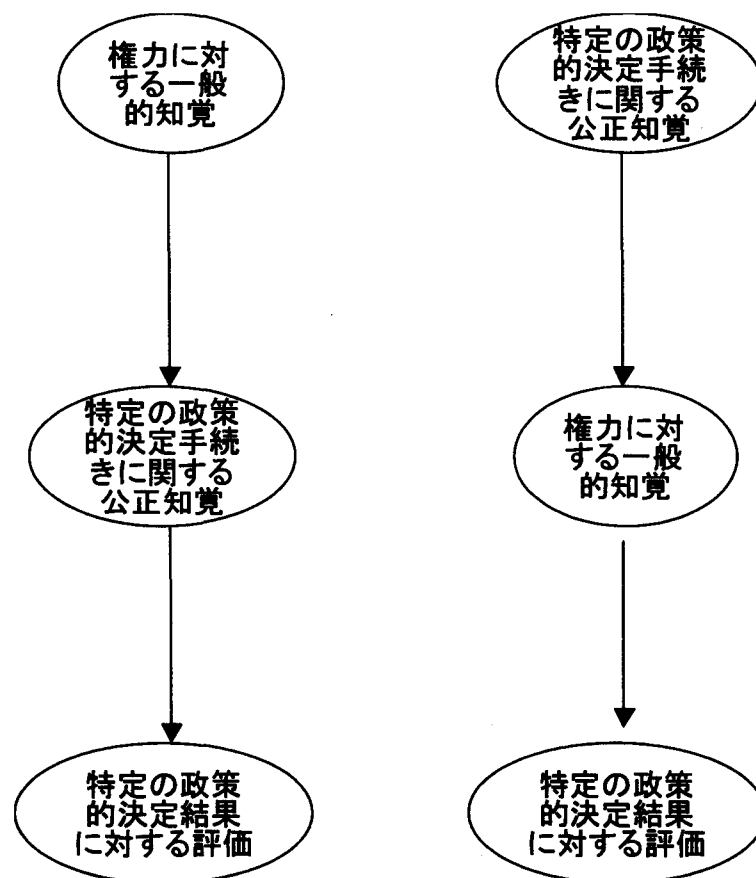


図 2-1a 一般的評価から特定の政策的決定手続きの公正知覚へのパスを想定したパスダイアグラム

図 2-1b 特定の政策的決定手続きの公正知覚から一般的評価へのパスを想定したパスダイアグラム

図 2-1 一般的評価と特定の政策的決定手続き及び特定の政策的決定への評価に関するパスダイアグラム

2. 方法

2.1 調査手続き

兵庫県神戸市を調査対象地域として設定した。神戸市当局は、自らが舵取り役となって市政一般にとどまらず公共事業にも深く関わってきた。市当局は、開発者として公共事業をおこない、開発利益を吸収する公的ディベロッパー方式を採用し、開発利益を福祉あるいは都市機能の整備にあててきた（山田，1994）。神戸市と住民は、ともに地域経済の成長を支えてきたが、バブル景気の終焉と阪神・淡路大震災が地域経済の悪化に拍車をかけた。震災復興期において、神戸市は市域全体の復興と公共福祉のため、場合によっては住民に一定の負担を強いるような政策を推進せざるを得ない状況にある。それだけに、政策的決定による便益面だけではなく、市当局に対する信頼度や手続き一般における公正さを重視していると考えられる。以上の理由で、本章では兵庫県神戸市を調査対象地域とした。

調査対象者は、神戸市西区に居住する成人男女である。当該地区の中学校校長に、生徒の保護者を対象にした調査協力を依頼した。中学校長の下承を得た後、調査者が1998年9月に生徒の643名に質問紙を教室で配布し、その際に保護者に回答してもらうように教示した。その10日後、調査者が全質問紙を回収するために訪問した。有効回答票数は502で回収率は79%であった。

2.2 神戸市の公共事業

本調査当時の神戸市は、神戸市営地下鉄海岸線と神戸空港計画という大規模公共事業が施工あるいは計画されていた。神戸市営地下鉄海岸線は、2001（平成13）年7月7日に開業した。神戸市長田区の新長田駅から、中央区の三宮・花時計前駅に至る7.9km間を運行している（図2-2）。計画当初、一日の利用客数として約13万人を見込んでおり、それに見合った車両機種として中量地下鉄を採用した。沿線の町づくりと民間事業の活発化を狙いとした事業であるが、工事の難航と神戸市営地下鉄山手線の復旧事業との調整等により、計画当初の予算を大幅に上回った。

一方、神戸空港計画は市民による反対運動を経て着工に至っている（図2-3）。ポートアイランドⅡ期沖から約1km先に、約6600万立方メートルの土砂を投入し、広さ272ヘクタールの埋立地を造成中である。予定される建設費は総額3000億円とされているが、そのほとんどは市の一般会計と切り離し、臨海土地造成事業会計で賄う。神戸市は、神戸空港計画を震災からの復興事業のひとつとしているものの、市民による反対運動も目立っていた。神戸市営地下鉄海岸線と神戸空港計画は、インナーシティ問題の解決と震災からの復

興を目指して実施されている大規模公共事業であり、両公共事業は神戸市当局の期待と市民の関心度が高い事業として考えられた。

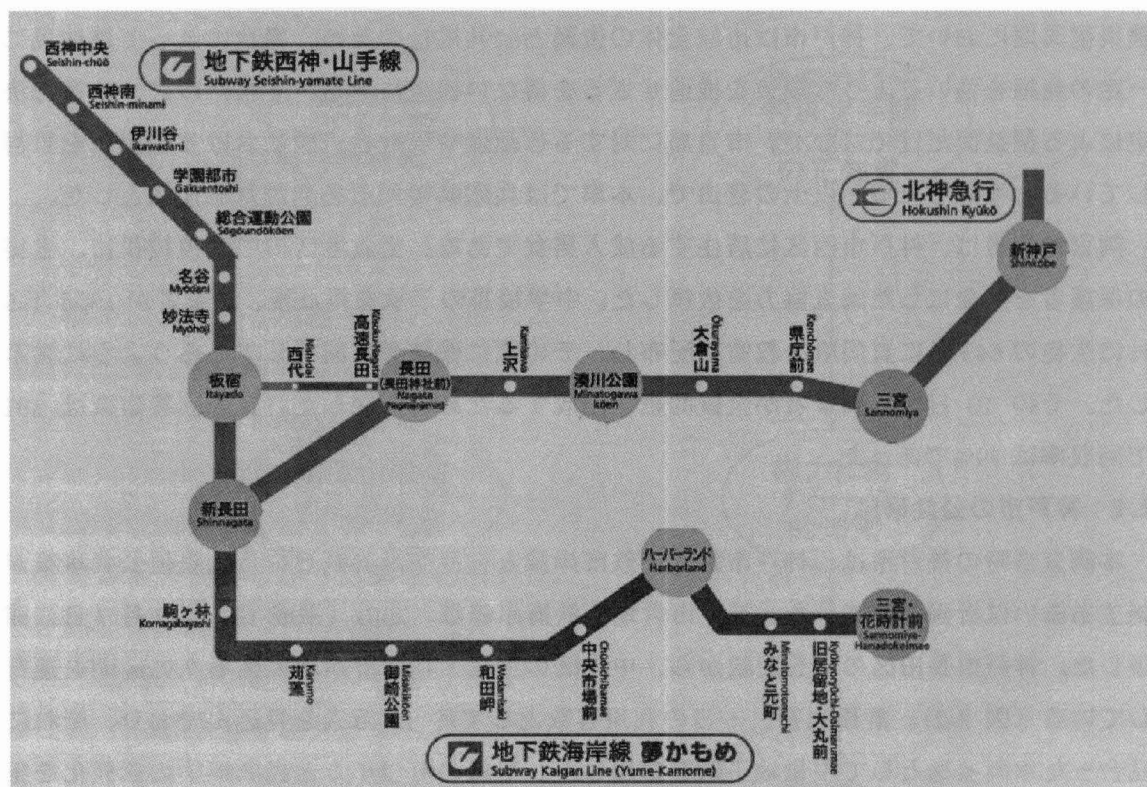


図 2-2 神戸市営地下鉄海岸線路線図及び関連路線図

注) 神戸市交通局 (<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/54/030/rosen.jpg>) より抜粋・改変

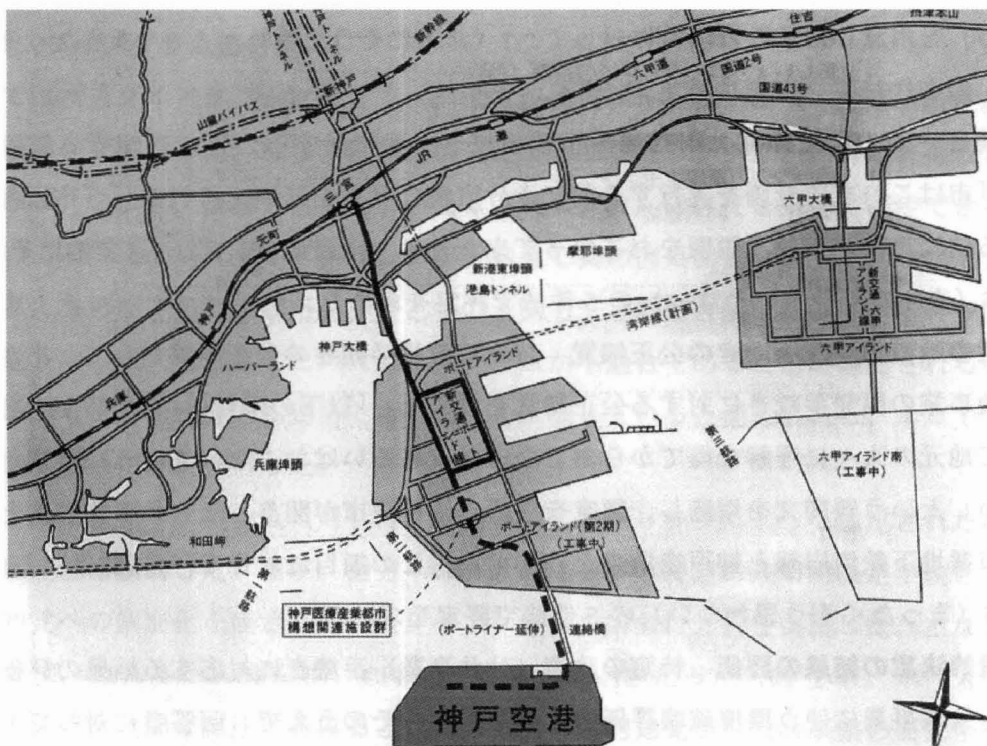


図 2-3 神戸空港位置図

注) 神戸市みなと総局空港整備室(2001)神戸空港の概要より抜粋・改変

2.3 調査項目

本章では、神戸市の公共事業を事例とした関係上、関係性評価として神戸市民の神戸市に対する関係性評価、手続き一般の公正知覚として神戸市の市政一般に対する公正知覚、特定の政策的決定手続きとして公共事業の開発手続き、政策的決定の結果の評価として公共事業に伴う環境破壊度の評価に関する項目をそれぞれ用意した。

関係性評価 Tyler & Degoe (1995) が用いた質問項目を参考に、神戸市に対する関係性評価の評定項目を作成した。まず、市政に対する信頼感項目として、「市政を信用することが出来る」、「市は市民生活向上のためにがんばっている」、「市は我々を尊重して扱ってくれる」を用意した。この項目に対して、1（非常にそう思う）から5（まったくそう思わない）の5件法で評定を求めた。

手続き一般の公正知覚 市当局の市政手続き一般に対する公正さに関する質問項目として、「市はこれまで計画を実行する前に十分市民の意見を聞いてくれる」、「市は計画を実行する前に市民に十分な説明をおこなって来た」の2項目に対して、1（非常にそう思う）から5（まったくそう思わない）の5件法で評定を求めた。

特定の政策的決定手続きの公正知覚 特定の政策手続きの公正知覚として、市が関与した公共事業の開発手続きに対する公正知覚を求めた。「以下の項目は、開発側が十分な説明をして地元の人々に理解を得てからおこなった（あるいはおこなっている）事業だと思いますか」という質問文を用意し、評定を求めた。神戸市が関与した公共事業事例として、神戸市営地下鉄海岸線と神戸空港をとりあげた。この項目に対して、1（非常にそう思う）から5（まったくそう思わない）の5件法で評定を求めた。

政策的決定の結果の評価 特定の政策（公共事業）手続きに対応する結果の評価対象として、公共事業に伴う環境破壊評価をとりあげた。そのうえで、回答者に対して「どれくらい自然環境に悪影響を及ぼすと思いますか」という質問文を提示し、公共事業に伴う環境破壊の深刻度について、1（非常に悪影響を及ぼす）から5（まったく悪影響をおよぼさない）の5件法で求めた。

3. 結果

3.1 相関分析

本章で用意されたすべての項目に対して、2変数間の相関分析を行った（表 2-2）。予想された通り、関係性評価を構成する信頼性及び尊重性評価項目と、手続き一般の公正知覚を構成する市政一般に対する傾聴度及び説明度に関する項目は、「.5」あるいは「.6」以上の強い相関関係が認められた。相関分析において関係性評価と手続き一般公正知覚の関連性の強さが裏づけられたことを踏まえて、下記の構造方程式モデリングによる分析では関係性評価と手続き一般の公正知覚を権力への一般的知覚という潜在変数として用いた。

3.2 パスダイアグラムの分析

本章ではパスダイアグラムに対して、構造方程式モデリングによって推定された構成概念間の関連性を検討した。なお、質問紙調査によって得たデータは、一時点に採取されたものである。つまり、観測されていない変数（剰余変数）の存在を完全に否定できるものではないことから、パスダイアグラムの解析結果で真の因果関係を論ずることはできないという考えも可能である。ただし、ひとつの予測モデルの適合度に比して、その予測モデルとは逆方向のパスを想定したパスダイアグラムが不適合であることが確認されるのであれば、予測モデルが統計的に妥当であることを示唆していると捉えられる。本章では、この考えに基づいて分析を行った。

図 2-1 のパスダイアグラムに対して、構造方程式モデリングによって推定された構成概念間の関連性を検討した。まず、権力への一般的知覚から特定の政策的決定手続きに対する公正知覚への個別化を仮定したパスダイアグラムを対象に分析を実施した。主な適合度指標の値は、GFI=.94、AGFI=.87、CFI=.91、RMSEA=.12 だった（図 2-4）。本パスダイアグラムの構成概念間の関連性をみると、権力への一般的知覚から公共事業の開発手続きの公正知覚へのパスは統計的に有意であった。また、公共事業の開発手続きの公正知覚から公共事業に伴う環境破壊の深刻度評価へのパスも統計的に有意であった。

次に、特定の政策的決定手続きの公正知覚から権力への一般的知覚へのパスを想定したパスダイアグラムを分析した（図 2-5）。分析の結果、神戸市営地下鉄海岸線の開発手続き公正知覚における誤差変数の分散と（-.26）、神戸空港の開発手続き公正知覚の誤差変数の分散がそれぞれ負であり（-1.94）、特定の政策的決定手続きの公正知覚から権力への一般的知覚への一般化を仮定したパスダイアグラムは不適解（improper solutions）であることが確認された。不適解とは、誤差や攪乱項の分散が 0 または負の値に推定された場合のこ

とを指し、通常は不適解が得られたモデルは採択しないことが望ましいとされている（三浦・狩野, 2003）。したがって、権力への一般的知覚は特定の政策的決定手続きとしての公共事業の開発手続き公正知覚に個別化することが示唆されたと言えよう。

表 2-1 平均値及び標準偏差

	平均値	標準偏差	N
市当局への信頼性	3.14	.782	463
市当局の頑張り	2.95	.867	463
市当局の尊重性	3.42	.779	463
市当局の傾聴度	3.61	.789	463
市当局の説明度	3.62	.785	463
地下鉄開発手続き的公正知覚	3.10	.863	463
神戸空港開発手続き的公正知覚	4.06	.954	463
地下鉄開発に伴う環境破壊評価	3.08	.818	463
神戸空港開発に伴う環境破壊評価	2.21	1.152	463

表 2-2 相関係数

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
①市当局への信頼性	1	.559***	.623***	.503***	.518***	.204***	.366***	-.153***	-.221***
②市当局の頑張り		1	.619***	.552***	.543***	.229***	.317***	-.181***	-.114*
③市当局の尊重性			1	.639***	.661***	.260***	.382***	-.146**	-.170***
④市当局の傾聴度				1	.784***	.280***	.377***	-.104*	-.189***
⑤市当局の説明度					1	.242***	.413***	-.022	-.226***
⑥地下鉄開発手続き的公正知覚						1	.207***	-.152**	-.099*
⑦神戸空港開発手続き的公正知覚							1	-.086	-.324***
⑧地下鉄開発に伴う環境破壊評価								1	.219***
⑨神戸空港開発に伴う環境破壊評価									1

注) 数値はピアソンの積率相関係数 *** $p<.001$ ** $p<.01$ * $p<.05$

注 1) 市民生活と密接に関連する市政手続き一般は、地域の交通・医療・教育施設という生活基盤と密接に関連している。高尾（2001）は、関係性評価と市政手続き一般の公正知覚をそれぞれ独立した潜在変数として位置づけ、市政手続き一般の公正知覚から居住地域の都市機能に対する満足度への派生を想定したパスダイアグラムを構造方程式モデリングによって推定し、高い適合度指標が得られたことを報告している。

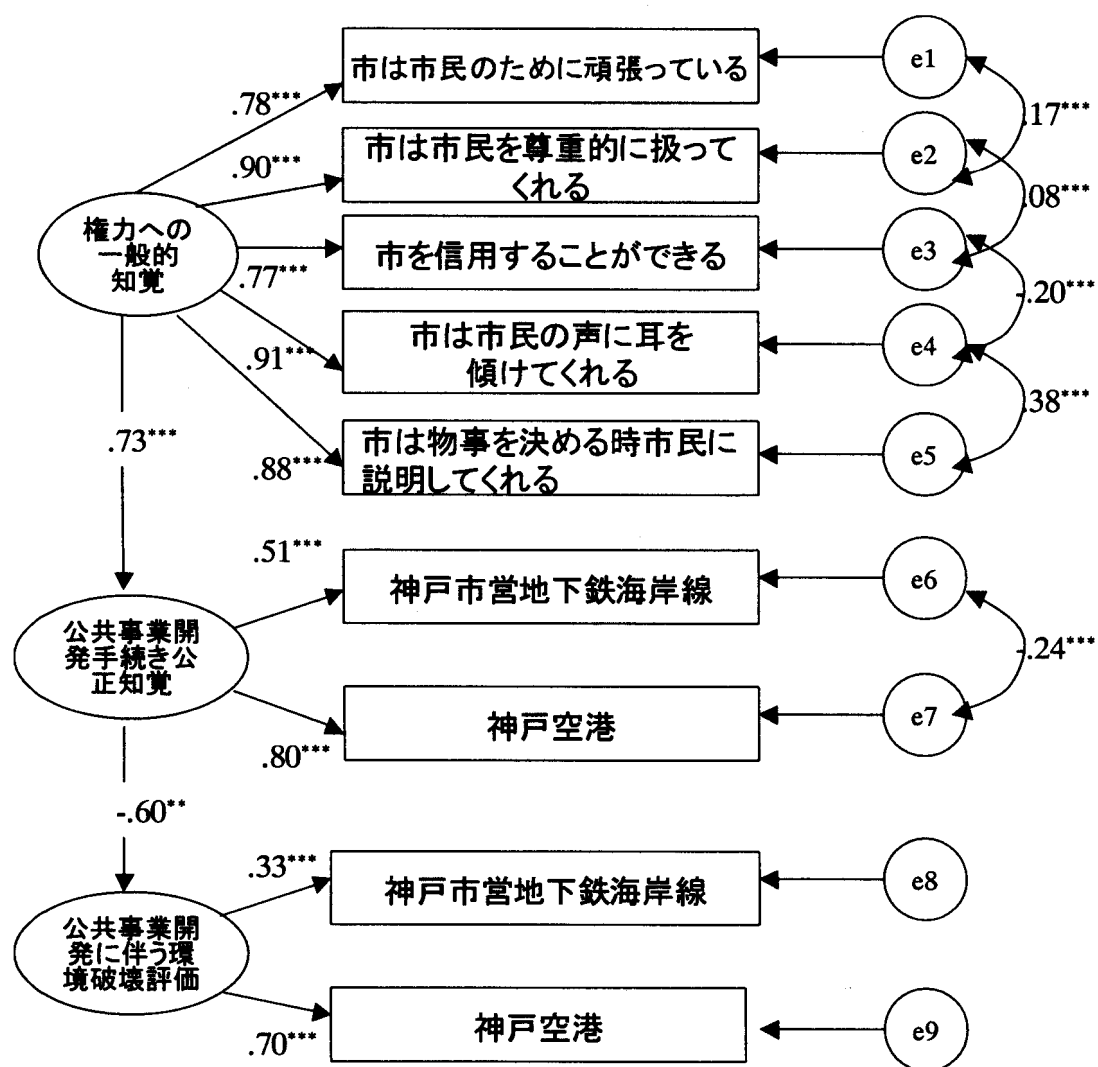


図 2-4 権力への一般的知覚から特定の政策的決定手続きの公正知覚への個別化を仮定したパスダイアグラムの分析結果

注) 数値は標準化係数。円で示された変数は潜在変数、四角で示された変数は観測変数、e は誤差変数を示している。 *** $p < .001$ ** $p < .01$

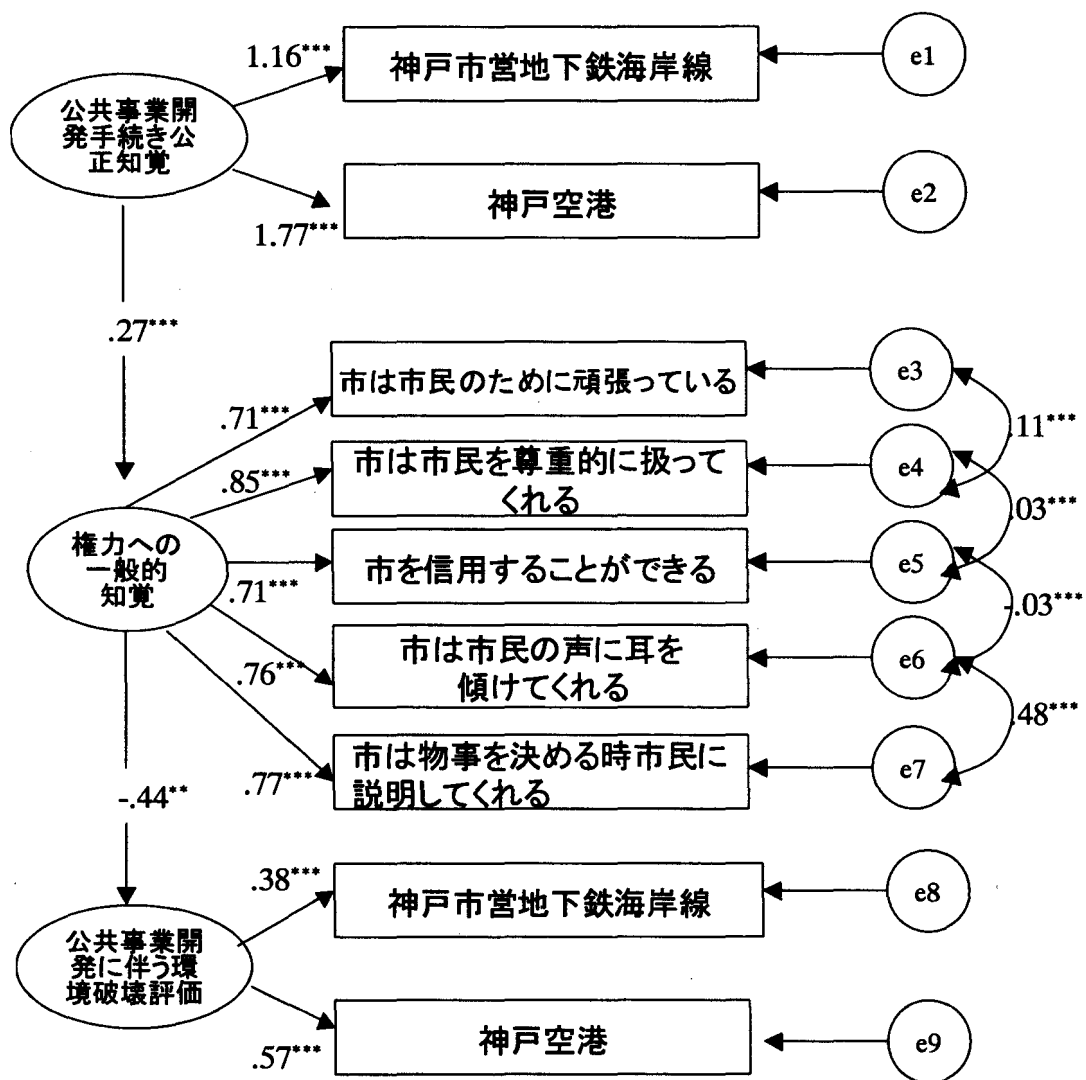


図 2-5 個別の政策的決定手続きから関係性評価及び手続き一般の公正知覚へのパスを仮定したパスダイアグラムの分析結果

注) 数値は標準化係数。円で示された変数は潜在変数、四角で示された変数は観測変数、e は誤差変数を示している。このモデルは、不適解が得られたことからモデルは無効と評定された。 *** $p < .001$ ** $p < .01$

4. 考察

4.1 手続き一般の公正知覚の個別化

手続き的公正に関する社会心理学的研究において、関係性モデルの構成概念そのものを統計的に解析したものは非常に少ない。併せて、手続き一般の公正知覚の影響についても十分に検討されてこなかった。そこで、本章では関係性評価と手続き一般の公正知覚という行政機関等の権限を有する権力への一般的知覚が、特定の政策的決定手続きの公正知覚に及ぼす影響を検討した。分析の結果、行政機関に対する一般的知覚が、特定の政策的決定手続きの公正知覚に個別化することが確認された。住民が「行政機関は信頼に値しない」、「住民を非尊重的に扱っている」、「行政機関の手続きは一般的に不公正だ」と知覚すると、公共事業の開発手続きは不公正であると評価することを示唆している。

行政機関に対する一般的知覚が特定の政策的決定手続きの公正知覚に個別化する理由としては、次のように考えられる。行政機関は様々な政策的決定を下しており、その実数は膨大な数にのぼる。そして、各々の事項を記載したものは、専門用語が散りばめられた難解なものであり、我々が理解するには多くの時間を必要とする。個別の政策的決定手続きに逐一注意を払っては、時間的にも精神的にも相当の負担がかかる。そのため、人々は政策の善し悪しを即時的に判断するために、関係性評価と手続き一般の公正知覚に基づいて、特定の政策的決定手続きの公正さを知覚することが考えられる。

行政体による政策決定のあり方を問うという観点では、住民は単に政策的決定を便益面のみに着目して評価するとは限らないことが確認されたことは示唆に富んでいる。公共事業の開発結果とは直接的には関係しないはずの手続きに対する知覚が、公共事業に伴う自然環境への悪影響を懸念させるからである。先述のように、公共事業による行財政の逼迫、あるいは貴重な自然環境の破壊を懸念する住民による公共事業への反対運動が高まっている（21世紀環境委員会, 1999; 大野・エバンス, 1992）。直感的には、利害関係や自然環境破壊への懸念のみが公共事業への否定的評価につながり、それが反対運動に結びついているように思われる。本章の分析結果からは、行政機関と住民との関係的要因や手続き一般に対する不公正感が公共事業の開発手続きの不公正知覚を強め、ひいては公共事業への否定的評価を強めているとも考えられる。

公共事業に限らず、町づくり活動や防災のように公共福祉を目的とした決定に対して住民の協力を求めなければならない場合、行政機関等の意思決定者は関係性要因や手続き的な公正さを無視して協力を得ることは困難であろう。現在、行政機関の政策的決定は、公

共の福祉を図るうえで住民に一定の負担を強いる場合が少なくない。公共事業を始めとして、介護保険、防災政策、地域レベルでは防犯活動や町づくりなど、安心して暮らすために住民が何らかの形で負担しなければならない場合が多い。近年の急激な高齢化社会の進行、大規模な自然災害の多発、犯罪の増加に対処するには、行財政が厳しい行政機関に依存するだけでは不十分である。政策的決定の権限を有する行政機関に対する一般的知覚が、特定の政策的決定手続きの公正知覚に及ぼす効果を考慮すると、住民との信頼感を高め公正な手続きを示すことが、一連の政策的決定への理解を得るうえで不可欠となろう。

なお、本研究では構造方程式モデリングによって推定された構成概念間の関連性を分析した。構造方程式モデリングは、交絡変数がまったくなく、パスダイアグラムが正しいことが確認されているのであれば、因果推論の統計的解析ツールとして利用できる。ただし、先述のように質問紙調査では剰余変数の存在を否定することは困難である以上、本章の分析結果を解釈するうえでは注意が必要である。今後、権力に対する一般的知覚が個別の決定評価に個別化する過程を実証するには、調査項目を整備したうえで質問紙調査を実施するだけでなく、様々な刺激を統制した条件下での実験を実施することが求められる。また、他の統計的解析法を用いるなど、多面的に検討することが必要であろう。

第3章

手続き的公正知覚が決定に伴う地域の変化の認知と決定に関わる 人々への印象に及ぼす影響

—奈良県高市郡明日香村の棚田オーナー制度を事例として—¹⁾

1. 序論

前章では、特定の手続き的公正知覚が権力に対する一般的知覚によって規定されることが確認されたが、特定の手続き的公正知覚が決定に伴う周辺環境の変化に関する認知に及ぼす影響や決定に携わる人々への印象にどのような影響を及ぼすかについては検討されていない。第1章に挙げた先行研究に基づく、ある制度が公正な手続きで実施されていると人々が知覚した場合、制度そのものに対する肯定的評価が高められることが予想される。また、制度自体の評価が向上することで、同制度に携わっている人々の印象や制度発足による地域への波及効果についても肯定的にみなすことが予想される。本章では、以上の問題意識に基づいて、棚田オーナー制度という町づくり活動を事例に、手続き的公正知覚が決定に伴う地域の変化の認知に及ぼす影響について検討する。併せて、町づくり活動の手続き的公正知覚が、活動に関わる人々の印象形成に及ぼす影響についても分析する。

1.1 中山間地域における町づくり活動と導入手続き

近年、棚田は風景が美しいことで人々の注目を集めている一方で、研究者の間では棚田を管理及び維持することは、国内の食糧の安定供給を維持するうえで重要であることが指摘されている。棚田等の稲作を維持することは、緊急時における食糧供給を可能にし、国民に安心感を与えるからである（日本学術会議, 2002）。その他、農業的土地利用が物質循環系を補完すること、洪水調節機能を有すること、地域社会の形成及び維持に貢献することが指摘されている（中島, 2000）。ところが、中山間地域では高齢化の進行等の問題で地域における労働力の確保が困難になり、棚田の耕作放棄地が増加している。そのため、多面的機能を有する資源が衰退の危機を迎えている。

棚田の耕作放棄地が増加するなか、中山間地域の一部で棚田保全活動である棚田オーナー制度が実施されている。棚田オーナー制度は、都市住民が放棄された棚田のオーナーになり、地元住民がインストラクターを務めるのが一般的である。同制度を推進している中山間地域は、地元住民と都市住民との交流を促すことを目的としているケースが多い。ただし、一時的に棚田オーナー制度を実施するのみで、長期間放棄されていた棚田が多面的機能を発揮するとは限らない。長期間にわたって、地元の人々が棚田オーナー制度に積極

注 1) 本章は、高尾・前田・野波（2003）を一部改変したものである。

的に協力し継続していくことが、棚田の多面的機能を発揮させ、地域を活性化させることにつながる。しかし、耕作条件が悪い棚田で、畦塗りから収穫に至る作業をこなすことは多大な労力を要する。さらに、棚田オーナー制度に関連する都市住民を迎え入れるための作業は、相当の準備時間がかかる。地元住民が過重な作業を担うことになれば、地元住民は棚田オーナー制度への協力を避けてしまう可能性もある。住民の多くが負担を理由に棚田オーナー制度への協力を拒否するようになると、棚田オーナー制度を通した町づくりが一時的なものになってしまう危険性も否定できない。

中山間地域においては、住民の高齢化に伴い、棚田での労働力を確保することがますます困難になっている。これに対して、国会は平成 12（2000）年に「中山間地域等直接支払い制度」を制定した。中山間地域等直接支払い制度は、棚田の保全と土壌流出防止などの防災機能を維持することを目的にしている。同制度が施行されて、傾斜農地を保有する集落は、国から補助金を得ることができるようになった。ただし、制度の適用を受けるためには、集落ごとに傾斜農地の管理計画を定め、5 年間の耕作維持をおこなう必要がある。耕作責任者を決定し、恒常的な水路管理や雑草除去といった作業を継続しなければならない。つまり、この制度の適用を受けて棚田オーナー制度を実施すると、地元住民は都市住民と一緒に棚田でオーナーの畦塗りから収穫に至る様々な作業を手伝うことになる。さらに、棚田オーナーのための季節に応じたイベントの企画運営など、地元住民が担う作業量は少なくない。一連の作業は、高齢化が進んだ中山間地域の住民にとってたやすいことではない。しかし、長期的な観点から見れば棚田が保全され、村の活性化を促す可能性がある。その意味で、棚田オーナー制度の導入は、中山間地域における重要な決定の一つである。

中山間地域で実施されている棚田オーナー制度は、都市住民を迎え入れ、地元住民との交流を図ることを目的のひとつとしている。そのために、棚田での稲作の指導だけではなく交流事業を企画運営する必要がある。特に、地域の慣習等を認識していない都市住民を迎え入れるための作業も含まれる。都市住民は町づくり活動の可能性を担っているが、耕作の合間に畦などに飲料水の空き缶を捨てする者、あるいは作業にすぐ音をあげて作業を投げ出してしまう者もいるかもしれない。都市住民との交流で地域が活性化する可能性を有していることも事実であるが、地元住民と都市住民の間で摩擦が生じかねない危険性を有している。その意味で、地元住民の棚田オーナー制度に対する意思を検討することは重要である。

ところが、棚田オーナー制度をはじめ、町づくり活動の参加者意識に関する社会心理学領域の検討はほとんどなされていない。むしろ、先述のように建築学の計画系領域、農村計画学領域において中山間地域における棚田オーナー制度に関与する人々の意識について検討されてきた。前田・西村（2001）は、棚田オーナー制度が実施されている地域の住民を対象に、棚田オーナーである都市住民に対する受け入れの意識について検討した。その結果、同制度を通した付き合い程度にとどめたいとする意見と、個人的な付き合いをしてみたいという回答がほぼ同じ割合で認められたが、過半数の住民が積極的に交流したいと回答していなかった。棚田オーナーである都市住民は、地域活性化を促すうえで無視することはできない。その観点からすれば、住民の都市住民に対する評価は、棚田オーナー制度の成功を左右する重要な部分を占めているといえよう。

地域住民が決定をどのように認識し関与しようとするのか、どのような場合において都市住民で構成された棚田オーナーを好意的に迎え入れるかについては、社会心理学領域からのアプローチが有効と考えられる。過疎地域における町づくり活動について、社会心理学者が関わった数少ない例のひとつに、鳥取県八頭郡智頭町において展開されてきた町づくり活動の軌跡を紹介している例がある。先述のように、森（1997）は社会心理学領域で多用される定量的分析は行っておらず、どの心理的要因が町づくり活動への評価を高め、関与を促すかといった関連性については分析していない。したがって、手続き的公正知覚に関する研究の枠組みから、棚田オーナー制度への評価を規定する心理的要因を検討する必要がある。

1.2 決定への支持

地域住民が一定の負担を課せられることがある棚田オーナー制度が、地域住民のあずかり知らないうちに決定されたならば、住民はそれに従うだろうか。おそらく、多くの住民はそれに抵抗を覚えるだろう。通常、棚田オーナー制度を実施している地区では、制度の導入時に話し合いの場が持たれる。ただし、話し合いの頻度と議論形式は、地域によって様々である。一般的には、会議を何度も重ねれば、客観的で公正な手続きが経られたと言えるのかもしれない。しかし、会議の実施回数が多いほど、住民が導入手続きを公正に評価するとは限らない。なぜなら、住民が発言する機会がほとんどない形式的な会議を何度も行われたとしても、住民がそれを公正な手続きであると実感するとは限らないからである。

先述の通り、社会心理学領域においては何らかの制度が決定された際に、行政機関ある

いは地域の意思決定機関が「決定の際に自分の意見に耳を傾けてくれた」、または「包み隠さずに決定内容を説明してくれた」と判断する人々ほど、制度を積極的に支持することが明らかにされてきた。先行研究の知見を棚田オーナー制度に当てはめられるならば、地元住民が棚田オーナー制度の導入時に意思決定機関がきちんと意見を聞き、きちんと決定内容を説明してくれたと評価した人ほど、棚田オーナー制度を肯定的に評価すると考えられる。さらに、手続き的公正知覚は決定評価を高めるだけではなく、組織からの離脱意思を弱める (Dailey & Kirk, 1992; Konovsky & Cropanzano, 1991; Schaubroeck, May, & Brown, 1994)。また、労働場面におけるストライキあるいは座り込みの意思を弱めるということが実証されている (Leung, Chiu, & Au, 1993)。このように、手続き的公正知覚は、組織の運営を阻害しようとする行動や組織に何らかの損害を与えようとする意思を弱めることが認められている。公正な手続きで決定された物事については、その運営を円滑にするために決定に携わる人々と協力しようという意識が芽生えることが考えられる。したがって、棚田オーナー制度の実施手続きを不公正に知覚する人は一連の作業への関与を否定しようとするが、手続きを公正に知覚する人ほど積極的に関与しようとすることが予想される。また、手続き的に公正であると判断する人は、都市住民を迎え入れるための諸作業に積極的に携わろうとし、都市住民に対しても地域を理解してもらおうと好意的に接しようとするであろう。逆に、手続き的に不公正であるとみなす人ほど負担のかかる作業を拒否し、さらに都市住民に対しても否定的にみなすことが予想される。

本章では奈良県の中山間地域における棚田オーナー制度事例をとりあげてこの点について検討する。対象地域の棚田オーナー制度では、地区の最終的意思決定機関（寄り合い）において議論されたうえで、棚田オーナー制度が実施された経緯がある。そこで、奈良県の棚田オーナー制度の実施地域を対象にした。以下、棚田オーナー制度の概要について説明したうえで分析に移る。

2. 方法

2.1 調査手続き

棚田オーナー制度の実施前に、意思決定者と住民が参加した会議が行われた経緯があり、また都市住民との交流を重視している事例を調査対象に設定した。この条件に該当する地域を調査したところ、奈良県高市郡明日香村の稲渚地区（図 3-1）の棚田オーナー制度が条件に合致したため、同地区の住民を対象にした。稲渚地区の全戸を対象にアンケート用紙を郵送で配布した（127 通）。1 週間後に調査員が回収のために全戸を訪問した。アンケート票の郵送は 2001 年 7 月中旬に実施し、回収作業は 6 月下旬及び 7 月初旬にかけて実施した。有効回答票数は 107 票だった（回収率は 84.3%）。

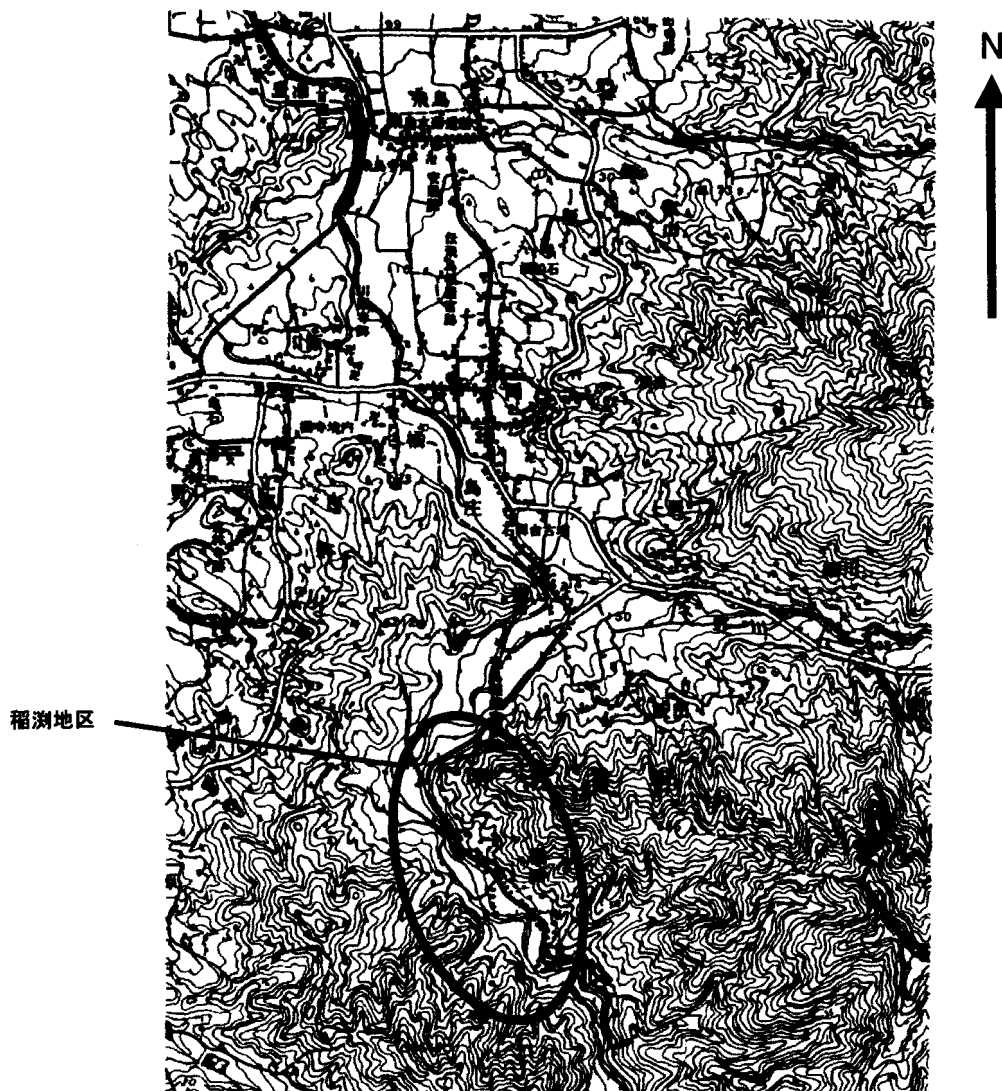


図 3-1 稲渚地区位置図

注) 中島 (2000) より所収

2.2 調査項目

アンケート用紙に用意した項目群すべてに対して、1（まったくそう思わない）から5（非常にそう思う）の5件法で回答者に評定を求めた。

手続き的公正知覚 寄り合いにおける手続き的な公正知覚として、「棚田オーナー制度の実施時において、寄り合いでは住民一人一人に説明が行われた」、「寄り合いでは、住民からの質問に対して、いつも包み隠さず説明が行われる」、「寄り合いでは、棚田オーナー制度を実施する時、個々の住民の声に耳を傾けてくれた」、「寄り合いでは、ある住民の個人的な意見でもとりあげられる」という項目を用意した。

棚田オーナー制度がもたらすと考えられる肯定的結果の評価 棚田オーナー制度がもたらすと考えられる結果として、「新しい友人ができる」、「個人的な楽しみが増える」、「自然の大切さを実感できる」、「改めて農業に興味が湧く」という評定項目を用意した。さらに、地域にもたらす効果として、「都会との交流に貢献している」、「稲刈の活性化に貢献している」という評定項目を用意した。

棚田オーナー制度が周辺環境に及ぼす効果 棚田オーナー制度がもたらす否定的効果として、「棚田オーナー制度が始まる前に比べて、稲刈では車や人が増え、騒がしくなっている」、「稲刈では、棚田オーナー制度が始まってからというもの、ごみが増えている」という項目を用意した。

棚田オーナー及び都市住民に対する評価 棚田オーナー及び都市住民に対する評価として、「棚田オーナーやその家族の人たちは信頼できる」、「棚田オーナーの人たちとは、この先も長い付き合いをしたい」、「都会の人たちが好きだ」、「都会の人たちの多くは、いい人たちだと思う」という項目を用意した。

2.3 調査対象地域の棚田オーナー制度の実施背景

稲刈地区は棚田と飛鳥川を有する地理的条件にあり、1996年から棚田オーナー制度が実施されている。稲刈地区の棚田オーナー制度は、都市住民に放棄された棚田のオーナーになってもらい、地元住民がインストラクターとして都市住民を指導するという形式をとっている。その他、苗の栽培から収穫に至る過程で、「レンゲ祭」や「蛍の夕べ」など各種行事が実施されている。ここでは、放棄された棚田の復興と都市住民との交流を目的に棚田オーナー制度を実施している。稲刈地区における棚田オーナー制度の実施は、寄り合いにおいて議論が重ねられた末に決定された。寄り合いとは、棚田オーナー制度を含むあらゆる稲刈地区の議事の採決を行う合議機関である。構成員は、意見の取りまとめ役を務め

る総代と、その他の役職を担う住民、さらに地域住民の世帯主である。寄り合いの役職は、稲渚地区の世帯主から2年毎に選出されている。

棚田オーナー制度が実施された経緯は次の通りである。1995（平成7）年5月頃、明日香村役場のひとりの職員が、棚田オーナー制度を稲渚地区で実施しようと住民に持ち掛けた。その職員は、稲渚地区の寄り合いでも棚田オーナー制度の話題を提供したが、地区として初めてのとりくみであることから、稲渚地区の住民の大半に反対された（前田・西村，2002）。具体的には、「棚田オーナー制度を実施しても、4万円（年会費）を出してまで、都市住民がわざわざ稲渚のような所に来るはずもない」、あるいは「コストを費やしても、地区に有益な結果をもたらさないだろう」という棚田オーナー制度実施に対する住民の消極的な意見が多かったという。寄り合いで協議を重ねたものの、住民から賛同を得ることはできなかった。

表 3-1 棚田オーナー制度の概要

運営主体	棚田ルネッサンス実行委員会
事務局	あすか夢耕社
創立年	1996年
年会費	一区画につき40,000円
区画数	72
棚田オーナー数	72
インストラクター数	32
棚田オーナー制度 関連のイベント	れんげ祭り 蛍の夕べ 彼岸花祭り 収穫祭
棚田オーナーの棚 田における作業内容	苗代づくり 復田 荒田起こし 畦塗り 田植え 草刈り 稲刈り 脱穀 籾摺り
明日香村役場の 棚田オーナー制 度に対する関与	明日香村村民及びオーナーとの意見交換 オーナー会に対する支援 交流施設の建設

注) 前田・西村（2000）より抜粋及び一部改変

地域住民から賛同を得る契機になったのは、高知県梼原町への棚田オーナー制度の視察訪問である。高知県梼原町は、全国に先駆けて棚田オーナー制度を実施した地域である。梼原町で行われた第1回棚田（千枚田）サミットに、寄り合いの役員とその役場の職員が参加し、棚田オーナー制度の実施状況を視察した。梼原町で視察団は、梼原町の棚田オーナー制度の関係者らと棚田オーナー制度の実態等について議論し、情報を収集した。視察団は稲淵地区に戻った後、寄り合いで高知県梼原町の棚田オーナー制度の実態を住民に紹介した。視察団のひとり、寄り合いで棚田オーナー制度の状況を報告したうえで、「（奈良）近辺の大阪、京都には何百万もの人がいる。1万、10万に1人でもかなりの人が来るに違いない」と住民を説得したという。この間に、稲淵地区では棚田オーナー制度の推進派と反対派が10回以上寄り合いで協議を重ねた。

一連の決定手続きが踏まれた結果、1996（平成8）年1月に棚田オーナーの募集が開始された。明日香村役員の提案から6ヵ月後に棚田オーナー制度の募集が決定された。その後、主要新聞に棚田の写真が掲載されたこともあり、明日香村役場に760件あまりの申し込みがあった。初年度は多くの応募者の中から33人が選出され、1996（平成8）年4月に棚田オーナー制度が実施された。現在、棚田オーナー数は70人強にまで増え（表3-2）、都市住民と地域住民との交流を重視した棚田オーナー制度の代表的事例としてとりあげられるようになった（中島, 2000）。

表 3-2 棚田オーナー数の推移

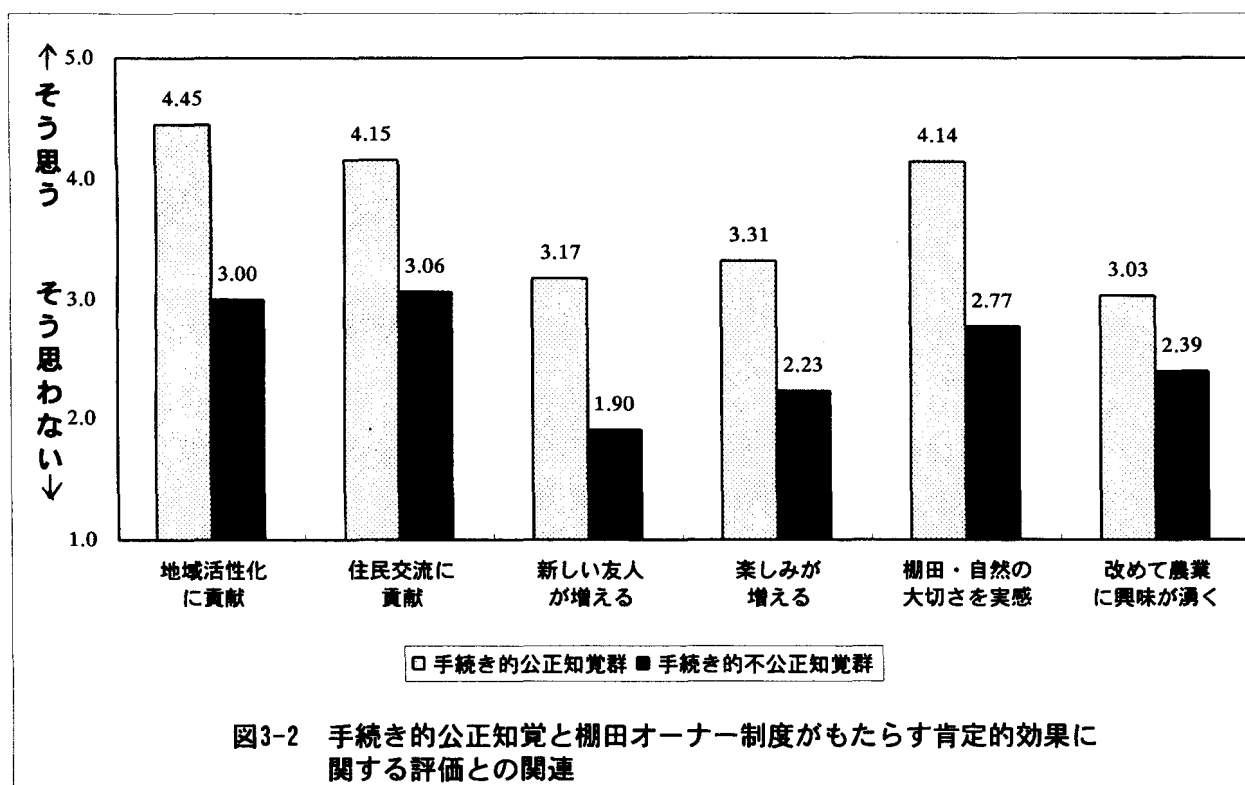
	棚田オーナー数
1996（平成8）年	33
1997（平成9）年	43
1998（平成10）年	67
1999（平成11）年	62
2000（平成12）年	70
2001（平成13）年	72

3. 結果

3.1 手続き的公正知覚と棚田オーナー制度に対する評価

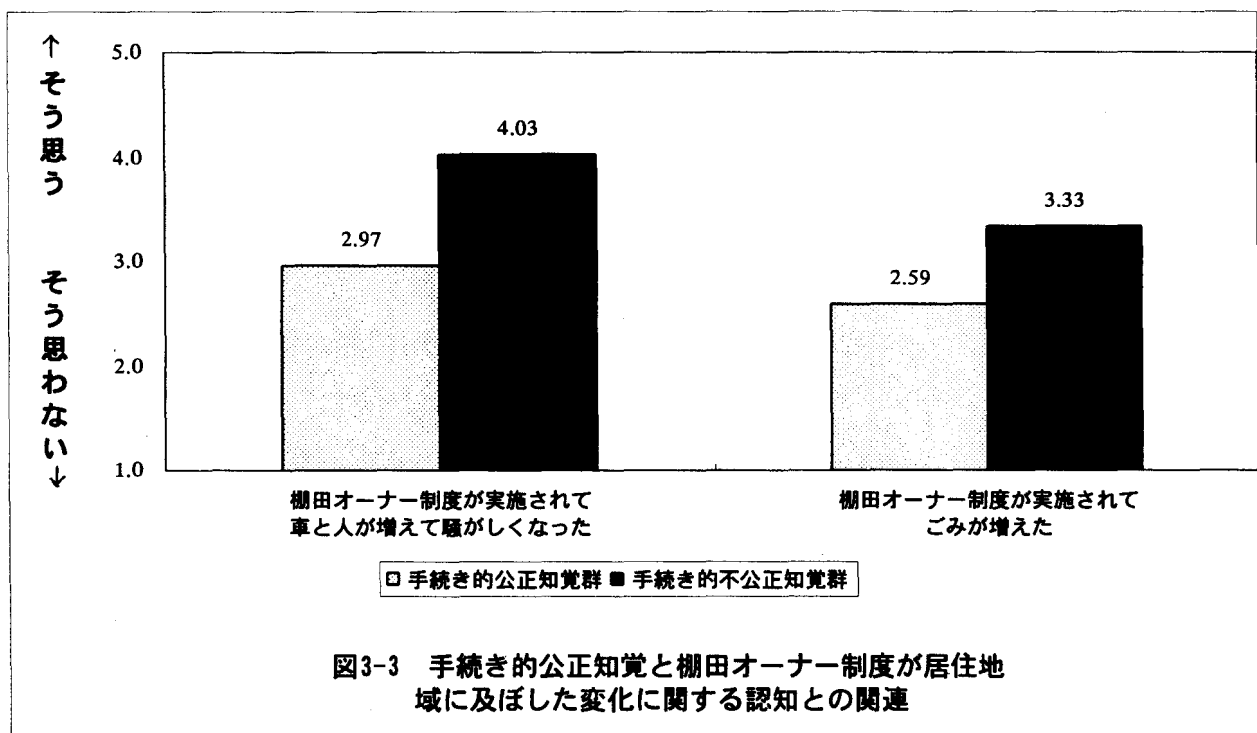
手続きに関する4つの項目を単純加算し、手続き的公正知覚の合成変数を算出した（20点満点）。さらに、その合成変数の平均値を算出した（ $M=12.8$ ）。得点が高いほど手続きを公正に評価していることになるので、平均値以上の回答者群を手続き的公正知覚群とし、平均値以下の回答者群を手続き的不公正知覚群として分類した。

棚田オーナー制度がもたらす肯定的結果への評価と、手続き的公正知覚との関連性について分析した（図3-2）。その結果、手続き的公正知覚群は手続き的不公正知覚群よりも棚田オーナー制度が稲渚地区の活性化に貢献し（ $t_{(64)}=5.90, p<.001$ ）、稲渚地区と都市住民との交流に貢献していると回答していた（ $t_{(64)}=4.50, p<.001$ ）。さらに、棚田オーナー制度の実施によって個人的な楽しみが増え（ $t_{(57)}=3.86, p<.001$ ）、棚田や自然の大切さを改めて実感できるうえに（ $t_{(57)}=5.24, p<.001$ ）、改めて農業に対して興味が湧く（ $t_{(58)}=2.34, p<.05$ ）という諸項目において、手続き的公正知覚群は手続き的不公正知覚群よりも肯定的に評価することが認められた。



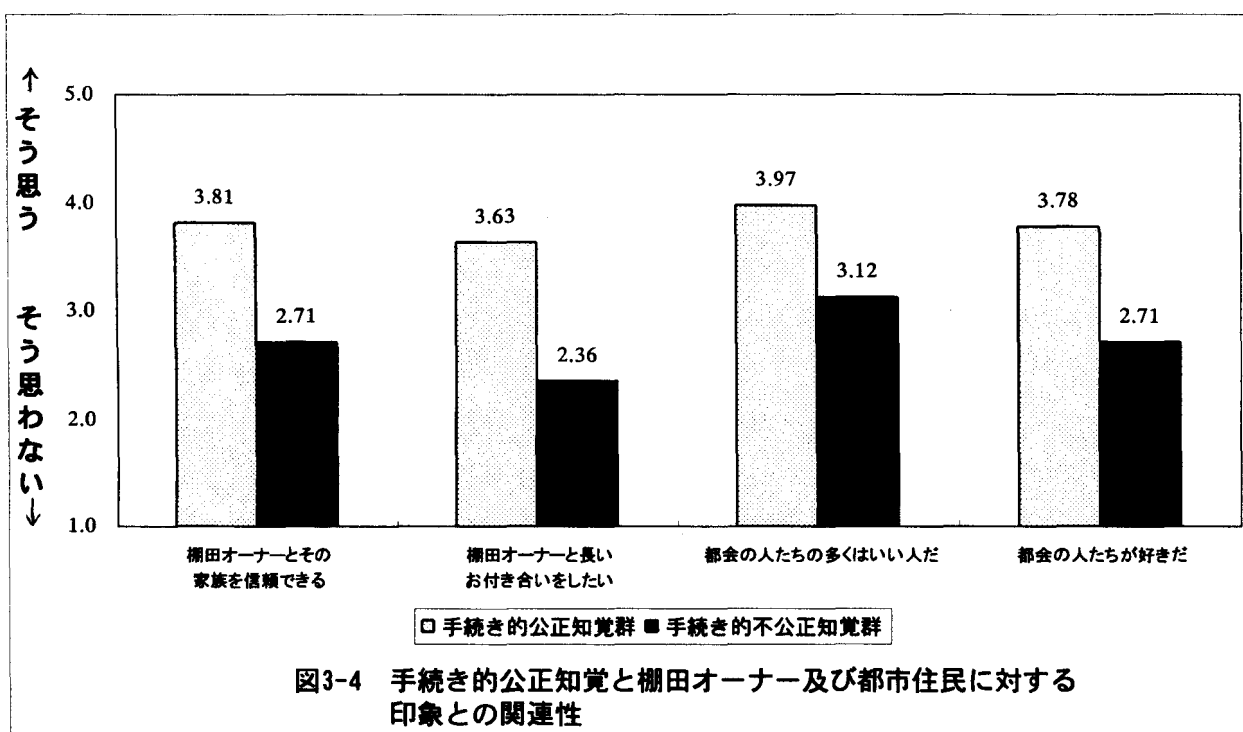
3.2 手続き的公正知覚と棚田オーナー制度が周辺環境に及ぼす効果への評価との関連性

手続き的公正知覚と棚田オーナー制度が周辺地域に及ぼす効果への評価との関連性について分析した。その結果、手続き的公正知覚群は手続き的不公正知覚群よりも棚田オーナー制度が周辺環境に対して肯定的な効果を有すると評価していた（図 3-3）。手続き的不公正知覚群は、手続き的公正知覚群よりも、棚田オーナー制度の実施で人や車が増えて騒がしくなり（ $t_{(64)} = -3.38, p < .001$ ）、地区内のごみが増えているとみなしていた（ $t_{(64)} = -2.42, p < .05$ ）。以上の結果は、手続き的公正知覚によって、棚田オーナー制度実施前後の環境変化に対する認知が異なることを示唆している。



3.3 手続き的公正知覚と棚田オーナー及び都市住民に対する印象との関連性

手続き的公正知覚と棚田オーナー及び都市住民への印象に及ぼす効果への評価との関連性について分析した。分析の結果、手続き的公正知覚群は手続き的不公正知覚群よりも棚田オーナーに対して好意的な印象を有していることが確認された（図3-4）。手続き的公正知覚群は、手続き的不公正知覚群よりも棚田オーナーとその家族を信頼し（ $t_{(64)} = -5.09, p < .001$ ）、棚田オーナーと今後も長く付き合っていきたいと感じていることが示された（ $t_{(64)} = 5.00, p < .001$ ）。さらに、都会の人たちの多くはいい人であり（ $t_{(64)} = 3.12, p < .001$ ）、都会の人たちに対して好感を持っている（ $t_{(64)} = 5.01, p < .001$ ）と評価されていた。以上のように、手続き的公正知覚群の方が不公正知覚群よりも相対的に棚田オーナー及び都会の住民に対して肯定的な印象を有していることが明らかになった。



4. 考察

4.1 手続き的公正知覚と制度及び対人評価

棚田オーナー制度は、地域を活性化するという肯定的な側面ばかりではなく、棚田での重労働のような一定のコストを必要とする。このような制度の場合、住民の積極的な参加を促すのは困難である。仮に、都市住民との新たなネットワークを形成し、地域を活性化させるまでには、様々なコストを負担する必要がある。この点を踏まえると、短期的には便益よりも、むしろコストを負担する機会が多いことが考えられる。しかし、仮に棚田オーナー制度が地域に根付いたならば、長期的には都市住民との交流で地域が活性化するなど地域住民に便益をもたらす可能性がある。棚田オーナー制度が地域に根付くまでには長い年月を必要とし、地元住民の持続的な関与が不可欠である。

社会心理学領域においては、手続き的公正知覚が決定に対する肯定的評価を高めることが確認されてきたが、決定された物事に関わっている人々への印象に影響を及ぼすかについては検討されてこなかった。本章の分析結果、手続き的公正知覚は決定に関与する人々への印象と決定が地域にもたらした変化の知覚を規定することが確認された。この分析結果は、本章が示唆する重要な点のひとつである。なぜなら、棚田オーナー制度の導入手続きの公正知覚が、同制度において重要な役割を果たし得る都市住民の印象を形成することを示しているからである。棚田オーナー制度が不公正な導入手続きに由来していると人々が認識した場合、同制度に関与する人々に対しても否定的に評価するのである。実質的には、決定の際に住民の意見に対してどの程度傾聴され、どの程度説明を受けることができたかということと、棚田オーナーの人格とはまったく無関係である。それにも関わらず、対人的印象にまで影響を及ぼすのは、不公正な手続きを経た決定は好ましくなく、好ましくない決定に携わっている人も信頼に値しないと判断されるからであろう。地元住民の多くが導入手続きを不公正に評価すると、都市住民と中山間地域の住民との交流機会が失われる危険があることを示唆している。導入手続きをおろそかにしたことによってそのような事態を招いたならば、棚田オーナー制度は形骸化してしまうおそれがあると言えるだろう。

特に、棚田オーナー制度を地域に根付かせるのは地域住民であることを踏まえると、導入手続きを公正にすることが非常に重要である。しかし、一般的に行政体は制度の導入手続きよりも、むしろ制度実施による地域への波及効果を重視しがちである。その計画案が行政主導で決定されたもので、住民の意見が全く反映され得ないものならば、住民はその制度を支持しようとはしないだろう。行政機関等の決定者が、強引に棚田オーナー制度を

実施したならば、棚田オーナー制度は実効性を持たなくなる可能性がある。仮に棚田オーナー制度の導入手続きに長時間を要したとしても、そのことは地元住民の棚田オーナー制度に対する協力を得ることにつながり、長期的な観点からすれば望ましい方向に進むと言えよう。

第4章

住民の自己責任に基づく防災対策を高める要因の検討 — 浸水被害との関連 —¹⁾

1. 序論

前章では、手続き的公正知覚は決定に関わる人々への印象と、決定による地域の変化に関する認知に影響することが確認された。手続き的公正知覚が様々な評価を規定することを示唆しているが、手続き的公正知覚は決定への評価を規定するひとつの心理的要因に過ぎない。手続き的公正知覚を決定への評価の規定因であることを検討するうえで、手続き的公正知覚以外の心理的要因も含めて、どの心理的要因が決定への評価に最も強い影響力を持つかについても確認することが必要であろう。本章では、行政機関の政策的決定の一つである防災啓発活動への評価に対して、手続き的公正知覚とその他の心理的要因のいずれが相対的に強い影響を及ぼすかについて確認することを目的とする。

1.1 行政機関の責務と住民の備えの必要性

行政機関は、住民の安全と健康を保護するという重要な責務を負っていることから、防災対策も行政機関の仕事であることは当然のように思われる。ところが、自然災害時に行政機関が対応できる範囲は限られている。東海豪雨災害時のような大規模災害時において、行政関係者が被災者全員を直ちに救出することはほぼ不可能であるからである。また、自宅が浸水の危機に瀕している状況で、人々がこなせる作業には限界がある。行政機関はこの点を踏まえて、住民に対して自己責任に基づく水害対策を実施することを要請している。地方自治体のなかには、愛知県（2000）のように「常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない」と一般住民に義務づけているところさえある。

仮に、住民一人一人が自己責任の一環として災害に備えておけば、万が一の際に被害を軽減することができ、住民としても安心して生活を送ることができる。ところが、国土庁（1998）によれば国民の災害への備えは決して十分ではないと指摘している。人々の備えが十分ではないことは社会調査においても実証されている。水野（1981）は、複数選択式の質問紙調査を実施し、防災訓練に参加したのは16.7%で避難場所を確かめていた人は31.7%に過ぎないことを示した。池田（1985）は、1983年の日本海中部地震の被災者を対象にした質問紙調査で、災害前に何も備えていなかった住民は67.8%に達していたことを示した。橋本・松永・南里（2001）によれば、避難の準備を平素から行っているかどうか

注 1) 本章の序論部及び考察部分は Takao, Motoyoshi, Sato, Seo, Fukuzono, & Ikeda（2004）を一部改変したものである。

について、「あまりできていない」が19%、「できていない」が59%と、防災行動をとっていない回答者が78%にも達していた。Takao, Motoyoshi, Sato, Seo, Fukuzono, & Ikeda (2004)の分析においては、被災経験を有する人は被災経験を有さない人よりも防災対策を実行しているとは限らないことが認められた。つまり、住民の防災対策は十分に行き届いていないことが分かる。

行政機関が、住民に対して「自己責任の一環として、自分の命と財産を守る」ことを訴えているにも関わらず、なぜ住民は積極的に自ら備えようとししないのだろうか。その理由として、住民間で「防災対策は行政機関の仕事」という考えが浸透していることが挙げられる。確かに、「水を治むる者、国を治む」という古来の言葉が示すように、自然災害からの脅威をしのぎ、安心して住めるまちを形成することは行政機関の重要な責務のひとつである。行政機関は、地域の防災行政に密接に関係しており、水害から地域を守るために堤防、治水ダム、貯水池などを造成する役割を担っているのは事実である。ただし、今後水害の恐れがあるところに堤防や治水ダムを造りさえすればよいわけではない。なぜなら治水構造物の建築には、莫大な費用と建設用地を必要とするからである。特に、行財政が逼迫しているのであれば、大規模な治水施設を設置することは容易ではない。莫大な費用を要するうえに、水害に脆弱な都心部に巨大な構造物を建造する土地は少ないため、治水構造物による洪水被害の制御はますます困難となっている。以上の理由で、国や地方自治体に依存しない、住民の自己責任の一環による備えの重要性が増している。ところが、河田(2001)が指摘するように、「防災の基本は自分の生命や財産を自分で守ることであると繰り返し指摘されてきたにも関わらず、人々は行政主導の災害対策に依存し、自助努力を怠るといふ体質から抜け出していない」のが現状のようである。

1.2 「住民の自己責任に基づく防災対策」への評価を規定する要因

災害への関心度 住民の防災対策の実態を踏まえて、どのような心理的要因が自己責任の一環として防災対策に取り組もうという意欲を強めるかについて整理する。河田の指摘からは、住民は防災対策を「行政任せ」にしており、自己責任の一環として取り組もうという意識が薄いことがうかがえる。ただし、すべての住民が防災対策を「行政任せ」にしているわけではない。住民の一部には、防災対策に対して強い関心を持つ人もいる。防災対策に対して強い関心を持つ人ならば、行政機関が推奨している「住民による自己責任による備え」を当然のこととしてみなすかもしれない。また、行政機関が踏む防災行政上の手続きに公正さを感じる人は、行政機関が要請する住民の自己責任に基づく防災対策に賛

同することが予想される。防災に対して強い関心を持つことは、防災対策を自己責任の一環として認識するうえで重要な心理的規定因であると考えられる。

災害に対する不安感 防災への関心度と同様に、自己責任に基づく防災対策への評価を規定すると考えられるのが、災害に対する不安感である。一般的に、自然災害に対して恐怖感を感じる人ほど、積極的に防災対策を実行していると言われている。行政機関による防災啓発活動の一環として、住民に自然災害の恐ろしさを周知させる努力が続けられている。水野（1981）は、「災害のための備えを実際に行わせたり、防災知識を定着させたりするためには、人為的にしろ人びとの『不安』のレベルをたかめることができればよい。『不安』は『防災キャンペーン』成功のひとつのカギでもあるわけだ」（p.99）と述べている。この説明の背景には、恐怖感を強めた人ほど自らの身を守ることにに対して肯定的に評価するという仮定が存在するものと思われる。これが事実ならば、災害に対して不安を感じる人ほど、自己責任で防災対策を実施することにに対して肯定的に評価することが考えられる。

手続き的公正知覚 一方、行政機関が踏む防災行政上の手続きに対する知覚も、住民の防災対策に関わっていることが考えられる。住民の防災対策が必要であることが事実だとしても、それが住民のあずかりしらないところで勝手に決められては、住民がそれを積極的に支持しようとするとは限らない。なぜなら、先述の通り人々はどのような手続きで決定に至ったかを重視するからである（たとえば、Lind & Tyler, 1988; Tyler & Lind, 1992）。愛知県水防計画に代表されるように、行政は一般的に防災対策の有効性を強調したうえで、住民による防災対策が必要であると結論づけている。しかし、住民は行政が防災対策を求める理由に納得しない限り、住民の義務とする行政的決定を支持しようとはしないだろう。場合によっては、住民に「行政が防災対策を丸投げしようとしている」と受け取られ兼ねない。住民側としては、行政から住民への十分な説明があり、行政は住民の言い分に耳を傾けてくれたと感じられない限り、行政の「住民の自己責任に基づく防災対策」という方針を支持しようとはしないであろう。したがって、行政機関が住民の自己責任に基づく防災対策を推進することを決定したことに対して、住民がその決定手続きに対して「行政機関は我々の意見にまったく耳を傾けなかった」あるいは「行政機関は住民に対して十分な説明を行わなかった」と判断するのであれば、行政機関の防災啓発活動を支持しようとはしないことが考えられる。以上の理由で、手続き的公正知覚は自己責任に基づく防災対策への評価に関連することが予想される。

主観的規範 防災や行政機関に対する評価だけではなく、自分自身が防災対策を実施することに対する周囲の人々からの評価も、自己責任に基づく防災対策への評価に強く影響すると考えられる。家族、親戚、知人といった人々にとって身近な他者が、防災対策を実施することを期待していると感じるのであれば、何らかの防災対策を実行してみようという意図も高められるかもしれない。このような、家族・親戚・知人といった人々にとっての重要な他者が、自分に対して「ある行動をとることを期待されている」と感じることを主観的規範という (Ajzen & Fishbein, 1980)。主観的規範評価が行動意図を強めることは、様々な領域において確認されている。広瀬・北田 (1987) は、渇水時における住民の節水行動を分析し、主観的規範評価が節水行動を強めることを示した。琵琶湖の合成洗剤追放運動の事例においても、主観的規範評価が水質汚濁の主要因となる合成洗剤の使用を抑制することが認められている (広瀬, 1986)。環境配慮行動以外にも、ダイエット (Schifter & Ajzen, 1985)、授業への出席行動 (Ajzen & Madden, 1986)、健康志向行動 (Finlay, Trafimow, & Villarreal, 2002) においても、主観的規範が行動意図に及ぼす影響が確認されている。防災訓練のように地区単位でおこなわれる活動においても、近隣の人々からの期待といった規範意識の影響を強く受けることが考えられる。したがって、家族や親戚、知人が自分に対して防災対策をとることを期待しているだろうと知覚すれば、自らの責任で防災対策を実施しようという意思が強められることが考えられる。

被害度 心理的要因以外にも、住民の経験的な要因も住民の自己責任に基づく防災対策への評価に影響を及ぼすと考えられる。小城・林・矢島・松本 (1999) は、阪神・淡路大震災によって受けた被害度が大きい被災者ほど、防災対策を実施していることを確認した。Takao, Motoyoshi, Sato, Seo, Fukuzono, & Ikeda (2004) は、東海豪雨災害による被害が大きかった被災者は、被害度が小さい被災者よりも防災対策の実施を検討する割合が高いことを確認した (図 4-1)。ただし、いずれの知見も被害度という経験的要因が、「自己責任に基づく防災対策」への評価の規定因に違いをもたらすかについては検討されていない。浸水被害をまったく受けたことがない人にとって、浸水被害のイメージを想起しにくい。水害がもたらす被害を実感していない人においては、心理的要因としての「水害への不安感」は「住民の自己責任に基づく防災対策に対する評価」を規定しないことが予想される。これに対して、床上浸水は家財や家屋の損壊だけではなく、住民の命さえ奪いかねない。床上浸水を経験した住民は、床下浸水あるいはそれすら経験したことがない住民よりも、水害の恐ろしさを実感しているものと考えられる。したがって、床上浸水を経験したことが

ある住民は、家族や家財を守るために防災対策に取り組むことを期待されていると感じれば自己責任で防災対策を実施しようとするだろう。このように、被害経験の度合いによって、自己責任に基づく防災対策に対する評価の規定因は異なることが予想される。

以上のように、防災への関心度、災害に対する不安感、手続き的公正知覚、主観的規範、被害度といった諸要因が、住民の自己責任に基づく防災対策への評価を規定すると考えられる。そこで、本章ではこれらの諸要因のうち、いずれが住民の自己責任に基づく防災対策への評価との関連性を有するかについて、被害度別に検討する。

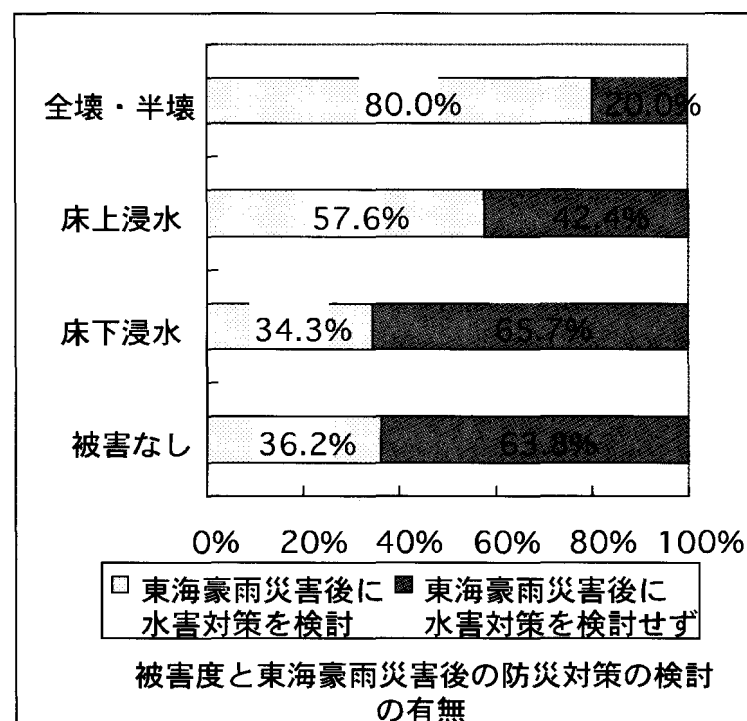


図 4-1 被害度と東海豪雨災害後の防災対策の検討有無

注) Takao, et al. (2004)より一部抜粋・改変

2. 方法

2.1 調査手続き

東海豪雨災害の被災地域である名古屋市西区、西春日井郡新川町、西枇杷島町の住民を対象に質問紙調査を実施した（図 4-2）。西区及び新川町の浸水域は一部だったことを踏まえ、住宅地図を用いた無作為抽出を実施した。さらに、西枇杷島町ではほぼ全域が浸水したことから、住民基本台帳に基づいた無作為抽出をおこなった。調査は 2002 年 2 月に実施した。調査者が郵送で質問紙を各戸に配布し、1 週間後に訪問回収をおこなった。全 4,000 世帯中の 3,036 票が回収された（回収率 75.9%）。



図 4-2 調査対象地域

2.2 調査項目

以下の各項目は、1（まったくそう思わない）から5（非常にそう思う）の5件法で評定された。

(1) 手続き的公正知覚 「行政機関が防災計画を立てるときには、住民の意見をきちんと聞いてくれる」、「堤防や河川の改修に関する説明会では、行政機関の職員は対等な立場で話し合いに応じてくれる」、「水害に関する情報を行政機関に求めると、包み隠さずいろいろと説明してくれる」という項目を用意した。

(2) 主観的規範評価 「近所の皆さんが水害対策をしているのに、私だけが何の対策もしないのは気が引ける」、「私が水害に対して備えるならば、親しい友人は私の対策行動に対して好印象を持つと思う」、「親戚や家族が水害対策をしているのに、私だけが何の備えもしなかったら自分自身心苦しいと思う」という項目を用意した。

(3) 水害への不安感 「雨が降るたび、水害が起こるのではないかとという不安にかられる」、「水害のことを考えると、どうも落ち着かなくなる」という項目を用意した。

(4) 住民の自己責任に基づく防災対策への評価 「できるだけ行政機関に頼らずに、自分の力で水害に備えるべきだ」、「市民の一人一人が防災対策を行えば、被害は最小限に抑えることができる」という項目を用意した。

(5) 水害に関する関心 「行政機関が行っている水害対策の内容について興味がある」、「新聞で水害に対する記事が載っていると興味を持って読むことが多い」という項目を用意した。

(6) 防災講習会及び避難訓練への参加度 「毎回必ず参加する」、「参加しないときもある」、「関心がないので参加しない」、「情報が得られないので参加できない」、「体に障害や病気があるので参加できない」という項目を用意した。

(7) 被害度 家屋の被害度について、「平成12年9月の東海豪雨災害での被害状況についてお聞きします。自宅家屋の浸水状況についてお答えください。もっともあてはまる番号一つに○印をつけてください」という質問項目に対して、「1 浸水は無かった」「2. 床下浸水があった」、「3. 床上浸水があった」の3項目を用意した。

3. 結果

手続き的公正知覚、主観的規範評価、水害への不安感、住民の自己責任に基づく防災対策への評価、水害に対する関心の4変数は、それぞれ合成変数として分析に用いられた。防災講習会や避難訓練への参加度に関する項目においては、身体障害等のため防災訓練等に参加できないという回答者については、自己責任に基づいて防災対策を実施することに制限があると判断し、分析データから除いた。

浸水被害別に重回帰分析（ステップワイズ法）を実施した結果、家屋への浸水が無かった回答者においては、主観的規範、手続き的公正知覚、水害への関心が住民の自己責任に基づく防災対策の評価の規定因として認められた（ $\text{adj}R^2=.135$, $F(3, 1052) = 55.93$, $p < .001$ ）。家屋への床下浸水があった回答者においては、主観的規範と手続き的公正知覚が規定因として認められた（ $\text{adj}R^2=.140$, $F(2, 466) = 39.24$, $p < .001$ ）。床上浸水被害に遭った回答者においては、主観的規範、手続き的公正知覚、水害への不安感が住民の自己責任に基づく防災対策への評価を規定していた（ $\text{adj}R^2=.126$, $F(3, 1087) = 53.59$, $p < .001$ ）。分析の結果、被害度の違いによって住民の自己責任に基づく防災対策への評価の規定因も異なっていることが確認された。ただし、手続き的公正知覚は一貫して住民の自己責任に基づく防災対策への評価を規定していた。

表 4-1 測定された項目の平均値及び標準偏差（浸水なしの住民）

	平均値	標準偏差
主観的規範	9.46	2.26
手続き的公正知覚	8.27	2.02
水害への関心	7.63	1.58
水害への不安	6.02	1.96
自己責任感	6.47	1.88

注）東海豪雨災害で浸水被害が認められなかった住民のデータ

表 4-2 測定された項目間の相関係数（浸水なしの住民）

	①	②	③	④	⑤
①主観的規範	1	.243***	.423***	.368***	.311***
②手続き的公正知覚		1	.122***	-.003	.237***
③水害への関心			1	.351***	.246***
④水害への不安				1	.072*
⑤自己責任感					1

注）東海豪雨災害で浸水被害が認められなかった住民のデータで、数値はピアソンの積率相関係数 *** $p<.001$ * $p<.05$

表 4-3 測定された項目の平均値及び標準偏差（床下浸水被害を受けた住民）

	平均値	標準偏差
主観的規範	9.59	2.37
手続き的公正知覚	8.29	2.06
水害への関心	7.78	1.63
水害への不安	6.45	2.06
自己責任感	6.40	2.02

注）東海豪雨災害で床下浸水被害が認められた住民のデータ

表 4-4 測定された項目間の相関係数（床下浸水被害を受けた住民）

	①	②	③	④	⑤
①主観的規範	1	.328***	.441***	.331***	.344***
②手続き的公正知覚		1	.183***	.104*	.273***
③水害への関心			1	.428***	.123**
④水害への不安				1	.060
⑤自己責任感					1

注）東海豪雨災害で床下浸水被害が認められた住民のデータで、数値はピアソンの積率相関係数 *** $p<.001$ ** $p<.01$ * $p<.05$

表 4-5 測定された項目の平均値及び標準偏差（床上浸水被害を受けた住民）

	平均値	標準偏差
主観的規範	9.80	2.33
手続き的公正知覚	8.09	2.21
水害への関心	8.15	1.45
水害への不安	7.42	2.09
自己責任感	6.34	1.93

注）東海豪雨災害で床上浸水被害が認められた住民のデータ

表 4-6 測定された項目間の相関係数（床上浸水被害を受けた住民）

	①	②	③	④	⑤
①主観的規範	1	.210***	.356***	.245***	.278***
②手続き的公正知覚		1	.092**	-.127***	.253***
③水害への関心			1	.328***	.090***
④水害への不安				1	-.070***
⑤自己責任感					1

注）東海豪雨災害で床上浸水被害が認められた住民のデータで、数値はピアソンの積率相関係数 *** $p < .001$ ** $p < .01$

表4-7 重回帰分析（ステップワイズ法）による分析結果

被害度	説明変数/基準変数	住民の自己責任による防災対策への評価	
		標準化係数	t値
<u>浸水なし</u>	主観的規範	.214***	6.61
	手続き的公正知覚	.164***	5.54
	水害への関心	.134***	4.25
	水害への不安	n. s.	—
	adj R ²	.135***	—
<u>床下浸水</u>	主観的規範	.290***	6.34
	手続き的公正知覚	.167***	3.69
	水害への関心	n. s.	—
	水害への不安	n. s.	—
	adj R ²	.140***	—
<u>床上浸水</u>	主観的規範	.271***	8.99
	手続き的公正知覚	.176***	5.96
	水害への関心	n. s.	—
	水害への不安	-.125***	-4.20
	adj R ²	.231***	—

注） *** $p < .001$ ** $p < .01$ * $p < .05$

4. 考察

浸水被害が認められなかった住民においては、重要な他者からの行動の是認に関する主観的規範を感じられるか、また行政機関が公正な手続きで防災行政を推進しているかという点に加えて、水害に対して関心を持っているかが、自己責任に基づいて防災対策を実施するかの決定因のひとつとしてはたらくことが分かる。本章で使用された水害への関心の下位尺度は、「水害関連のニュースに関心がある」、「行政機関がどのような水害対策を実施しているか興味がある」という項目であった。水害に関するニュースや新聞記事には、氾濫による被害の実態あるいは水害の発生メカニズムについての情報が含まれている。行政機関の防災対策としては、河川構造物の設置に代表されるハード的対策と、防災啓発活動の一環として実施する避難訓練等のソフト的対策がある。東海豪雨災害で浸水被害を受けなかった人は、被害の少なさから水害に対して注意をさほど向けていないと考えられる。それだけに、どの程度意欲的に水害に関する情報をニュースまたは新聞から取得しようとするか、また行政機関が実施している水害対策の詳細を積極的に知ろうとするかが、人々が自己責任の一環として防災対策に取り組もうとするかの分かれ目になると考えられる。

床下浸水被害を受けた住民においては、主観的規範と手続き的公正知覚が住民の自己責任による防災対策への評価の規定因として認められた。床下浸水は、庭先の家財と軒下に被害をもたらすことがあるが、一般的に家財に大きな被害をもたらすことは少なく、人命が危険に曝されることも少ない。床下浸水は、通常大規模な被害をもたらさないことから、水害への不安感は住民の自己責任による防災対策への評価の規定因として機能しないことが考えられる。また、自己責任の一環として浸水被害対策を実施することに対する評価は、水害への関心が、規定因としてはたらくと予想された。しかし、水害への関心は住民の自己責任による防災対策への評価の規定因として認められなかった。水害の原因または行政機関の防災対策の内容そのものよりも、むしろ手続き的公正知覚が住民の自己責任による防災対策への評価を規定していた。人々は、水害への関心よりも、防災行政の手続きのあり方に着目して、行政機関が推進している住民の自己責任に基づく防災対策への評価を下していることを示唆している。

床上浸水被害を受けた住民においては、主観的規範、手続き的公正知覚、水害への不安が住民の自己責任による防災対策への評価を規定していた。床上浸水は床下浸水とは異なり、家屋と家財に大きな被害をもたらす。時には、人命を奪うこともある。床上浸水を防ぐには、家屋をピロティ構造にするといった大規模な防災対策から、土嚢を用意すること

や貴重品類を2階にあげておくといった対策まで幅広く存在する。床上浸水被害を受けた人は、自然災害は生死に関わる事態を招くことを実感しているため、防災対策を実施することを家族、親戚、知人は是認していると判断すると考えられる。このような理由で、主観的規範が自己責任に基づく防災対策への評価の規定因としてはたらくと考えられる。また、水害への不安感は住民の自己責任による防災対策への評価に対して負の関連が認められた。水害への不安感による効果は床上浸水被害を受けた住民のみに認められ、水害に対して不安に感じる人ほど、住民の自己責任による防災対策に対して否定的な見方をしていることを示唆している。床上浸水で家屋または家財に大きな被害を受け、また身の危険を感じた人にとっては、住民の自己責任による防災対策だけでは不十分で行政機関の防災対策も不可欠と感じていることが考えられる。

先述のように、住民に防災対策を促すには住民の自然災害に対する不安レベルを高めるべきだという指摘がなされている（水野, 1981）。ただし、床上浸水被害を受けた住民においては、水害への不安はむしろ自己責任による防災対策の実行を阻害する要因として機能していた。甚大な被害を受けた人の場合、水害の恐ろしさを伝えることは、住民の自己責任に基づく防災対策の実行意図を高めるうえで非効率的であるとも言える。逆に、浸水被害を受けなかった人や床下浸水を受けた人においては、水害対策の重要性と被害を軽減するための方法とそれに付随するコストに関する情報を詳細に提供することが必要であろう。したがって、従来型の画一的な防災啓発活動ではなく（河田, 2001）、住民の被災経験における被害度に応じた形で適切な防災教育を実施することが重要である。

第5章

模擬社会における状況要因と地域要因の効果

—手続き的公正知覚、分配評価、状況への満足度の変化—¹⁾

1. 序論

前章では、我々の日常生活に支障をきたすような大規模自然災害による被害を受けた地域の住民を調査対象とした。自然災害に限らず、SARSのような伝染病、環境問題などは、快適な日常生活に支障をもたらすことがある。病原が確認されていない伝染病に日々おびえ、また黒煙で覆われた地域で暮らすことが豊かな生活であるとは考えにくい。自然災害、伝染病、環境問題の諸問題はそれだけに完結せず、地域間における貧富の格差や地域間の対立といった問題に派生しうる。一連の問題が、一地域内で対処が可能であれば、地域と地域が協働する必要はない。ところが、それらの問題が非常に深刻で社会全体に悪影響を及ぼすようであれば、問題が発生する前には認められなかった利害を異にする集団間での問題解決に向けた取り組みがなされるようになる。貧富の差が拡大し利害を異にする集団間の活動が変動すれば、地域における資産分配の問題が顕在化するなど、決定手続きに対する人々の捉え方も変化する。

自然災害、伝染病、環境問題など、日常生活に支障をもたらす切迫した状況とそうではない状況下では、貧富の格差や利害を異にする集団間の活動が変動することが考えられる。これらの点を考慮すると、貧富の差や集団間の活動の変動性は、人々の手続きに対する知覚に加えて、資産の分配方法と他地域の資産保有量の知覚、総合的な状況への満足度に変化をもたらすことが考えられる。一連の影響について検討するには、社会状況を実験的に操作して分析する必要がある。本章では、ゲーミングを用いて、手続き的公正知覚のほか、状況一般に対する満足度、分配評価のそれぞれにおいて、貧富の格差という経済的要因と社会における集団の変動性という社会的状況との相互作用による影響が認められるかについて分析する。

1.1 分配と手続き

社会生活において、人々は様々な形で分配を受けている。一般的に、分配は生活水準の向上に資するが、生活の安定度を高めるのに十分な分配を常に得られるとは限らない。時には、量的に不十分と感じられる分配を受けることもあれば、労働量といった貢献度に見合わない分配を受けることもあるかもしれない。そのような状況におかれた人々は、状況への不満を強めるに違いない。たとえば、日夜真剣に勤務している労働者がいる一方で、

注 1) 本章は、高尾・石盛・金政・谷口・岸本（2005）を一部改変したものである。

いつも与えられた職務をこなさない人がいるとする。両者のうち、後者の方が前者よりも給与が多いのであれば、前者は勤務先が決定した給与の分配のあり方に不満を覚えるだろう。その結果として、自分のおかれている状況に対して不満を覚えることが予想される。

人々の分配の認知に関しては、社会学あるいは社会心理学領域において検討されてきた。Homans (1961) は、分配の公正さは投資 (investment) と費用 (cost) が釣り合った状態で分配されるときに達成され、釣り合わない状態におかれた人々は不満を強めるとした。Adams (1965) は、二者関係において各人の投入 (input) と成果 (outcome) の比が等しい状態が公正であるという衡平理論を提唱した。衡平理論では、貢献度に応じて配分が決定され、資産に対する各主体の貢献度が等しいときに衡平性は達成されると仮定されている。Walster, Berscheid, & Walster (1976) は、Adams (1965) のモデルで説明できなかった負の投入に対する説明が可能なモデルを提唱した。以上のモデルは、衡平性が認められる場合のみにおいて、公正な分配は実現できるという前提にたっている。

一方で、衡平原理以外の分配原理が提案されている。Deutsch (1975) は、投入の差ではなく、各人が均等な分配を受けることで達成される公正さを均等分配とし、必要性の強さに比例した分配を受けることで達成される公正さを必要分配と称した。他方、人々の志向性によって採用される衡平原理は異なることが認められている。Barrett-Howard & Tyler (1986) は、職場において生産性を重視している人ほど、各人の投入 (input) と成果 (outcome) の比が等しい状況を公正とする衡平原理を用いることを示した。さらに、調和及び福祉を重視する人は、均等性あるいは必要性を公正原理として採用することを示した。以上の知見は、人々は必ずしも特定の公正原理のみを採用するとは限らず、複数の公正原理から各人の志向性に合ったものを選択することを示唆している。

人々は分配量だけではなく、分配がどのように決定されたかという点も重視する。あずかり知らないうちに決められた分配を強制されたならば、人々は分配そのものに対して不満を感じるであろう。さらに、分配が決定されるまでの過程に対しても不満を感じると考えられる。決定に関与できなかった人々は、自分自身は意見を言えるような立場におかれていないと感じ、その扱われ方に強い抵抗を覚えるだろう。人々は客観的事実としての分配量だけではなく、決定手続きにおける公正さも重視することは第1章で述べたとおりである。

1.2 状況的要因の影響

手続きと分配がおこなわれる状況は様々である。たとえば、貧富の格差によって人々が

求める分配の形式は異なると予想される。労働等の貢献度に応じた給与を得て、その給与で食料を購入するのは理にかなっていると言えよう。しかし、一日一食にありつけない状況におかれた人々は、投入と成果の比が等しくなるような分配を実施すべきだと判断するよりも、むしろ必要性に応じた分配をすべきであると考えらるであろう。つまり、貧富の差によって人々が志向する分配のあり方は異なると考えられる。また、社会における地域間活動の変動によっても、分配や手続きへの評価は異なると予想される。地域間が連携して、環境問題等の問題解決に取り組むような場合と、地域間の活動が凍結されていて各地域内で問題に対処している場合とでは、地域間の資産分配や社会全体の資産量に対する見方は大きく異なるであろう。

社会では様々な問題が発生し、貧富の格差が生じ地域間の関係が変化する過程で、分配と手続きへの意味づけも変化して行くと予想される。貧富の差と地域間の活動形態の変化は、分配、手続き、満足感の評価とどのように関連するのだろうか。この疑問に答えるには、社会の貧富の格差と地域間の活動形態を実験的に操作することを通じて、人々と集団の変化を空間的な枠組みの中で捉えることが必要になる。

1.3 模擬社会ゲーム

模擬社会を設定し、社会状況と集団の変化を操作し得るのが、SIMSOC (SIMulated SOCiety game: 模擬社会ゲーム; Gamson, 1978a) である。模擬社会ゲームは、4つの地域に振り分けられたプレイヤーが、所属する地域の維持と模擬社会の維持を巡って資産のやり取りを行い、地域と協働あるいは対立状況において問題解決を図るゲーミング (gaming) の一つである。ゲーミングにおけるプレイヤーは、他プレイヤーとの間に生じた問題をいかに解決してゆくかを迫られる。ゲームのプレイヤーは、自由意思で事態に関わり様々な局面で意思決定を行わなければならない。その決定如何によっては、自分自身の身に危機が迫り、社会全体が危機に直面する。福田 (1991) によれば、模擬社会ゲームにおける様々な意思決定のプロセス及び行為の選択は、現実社会における人々の行動を解明するのに役立つ。また、個人の行動を一個人の行動として捉えるのではなく、現実社会がそうであるように、多集団の中における一人としての行動を分析するうえで、模擬社会ゲームは適している (福田, 1998)。現実社会において人々が様々な出来事に対処する際には、個人の行動は集団との関わりを一切断ち切った形であられるものではなく、集団の中の一員としての個人的行動という意味合いを持つ。それだけに、地域間の貧富の格差や地域間活動の変動性によって、分配、手続き、満足度に対する意識も変わって行く。模擬社会ゲームに

においては、集団の中に身をおく社会的状況を操作することが可能である点で、貧富の格差や社会における集団の変動性が分配、手続き、満足度の評価に及ぼす影響を検討するうえで適切である。

模擬社会の特徴 模擬社会は、所与の条件設定がなされているために、各地域はそれぞれ独自性を有している。Gamson (1978a) によれば、模擬社会には次の特徴がある。第1に、地域間における保有資産が極端に偏っているという点である。生計をたてる手段、コミュニケーションの手段、生産手段などを含む社会的資源は個人及び地域において極端な格差がある。第2に、生計をたてる手段が不足している点である。模擬社会のすべての人が生存するために必要な生計手段がないという危機的状況にある。第3に、地域間でコミュニケーションをとるにあたって障害があることである。地域間及び組織間で、互いに意思疎通を図るための手段が確立していない。以上のように、模擬社会の異なる地域同士のプレイヤー間で共有できる機会が少ないため、社会全体がある問題の解決に取り組むのは容易ではない。このような構造的な歪みは、社会の状況の変遷に強く関連しており、ひいてはプレイヤーの行動にも影響を及ぼす。たとえば、ゲーム開始時にすでに資産を有する地域とそうではない地域が設定されているが、そのような資産が一極に集中し、他の地域に行き届かなくなると模擬社会は破綻する。

貧富の差と状況の認識 模擬社会ゲームにおいて、地域間の貧富の差は無視できない要因である。資産が余っている地域とそうではない地域の間では、地域間の保有資産に対する評価、または状況に対する認識が一致するとは限らない。おそらく、富裕地域のプレイヤーの状況への満足度は高く、地域間の保有資産量の格差について考慮することは少ないだろう。これに対して、貧困地域のプレイヤーの状況への満足度は相対的に低いと考えられる。殊に、資産の生産手段や他地域への移動手段すら与えられていない地域のプレイヤーは、富裕地域よりも状況への満足度は低いと考えられる。生計をたてる余裕がほとんどないプレイヤーにとって、地域間で保有資産に大きな偏りが生じている状況は好ましくないものとして判断するだろう。また、特定の地域が多くの資産を有するからといって、そのことが恵まれない立場の者に資産を与えないという権利を有することにはならないと主張すると考えられる (Beitz, 1979)。そのため、資産に困窮している地域のプレイヤーは、富裕地域のプレイヤーが自分たちに資産を援助すべきだと考えるだろう。以上の推論からすれば、各地域のプレイヤー間では分配の認知が異なっていることが予想される。

模擬社会ゲームにおける集団間活動の推移 地域間の貧富の格差に加えて、地域間の活

動の変動性という要因によっても、各地域のプレイヤーの分配、手続き、満足度は変動すると予想される。模擬社会ゲームにおける状況の変化には、おおよその傾向がある。福田（1991）と清水・広瀬・福田・門田・木村（1985）は、Gamson（1978b）に基づいて模擬社会ゲームの展開を3段階に区分している。第1段階は地域内の組織化の段階で、プレイヤーの動きは個人の水準にとどまるのが一般的である。この段階でのプレイヤーの動きは自地域内の組織化に終始し、他の地域の問題にまで注意は及ばない。第2段階は徐々に地域間の交渉が活発になり、生計、通貨の交換等を通じた地域間交流が盛んになる。その作業を通じて、プレイヤーは生計の立て方を学び、自分の目標を意識しながら他者との連携を探る。政党等は勢力の拡大を狙い、組織間の対立は激しくなる。様々な駆け引きが行なわれ、それが時には地域間の対立と抗争を助長することもある。第2段階は、プレイヤーが自地域の枠を越えた社会を模索し始める時期である。第3段階は、社会の変革期として位置づけられる。富裕地域と貧困地域とが対立することもある。この段階では、富裕地域といった一部の特権階級と貧困地域のプレイヤー間に状況認識の溝が生じ、時にそれは両者間の意見の対立を生むと考えられる。

模擬社会における各段階の特徴を整理すると次のようになる。第1段階では、模擬社会における複数の地域の動きは認められず、模擬社会を揺るがすような大事件は発生しない。第2段階以後は、地域間の連携と対立が表面化し、地域間のやりとりが盛んになる。模擬社会ゲームの事例報告を見る限り（吉野・山岸, 2000; 吉野・山岸・吉川, 1995a; 吉野・山岸・吉川, 1995b）、自地域を越えた連携の開始段階には食料供給、生活水準、社会的団結、市民参加に関する指数は下降する傾向にある。各国勢指標の低下に伴って、地域間で支えあうための地域連合が形成されることもあれば、資産を巡って対立関係に発展するという不安定な段階である。第3段階では、富裕地域と貧困地域間での模擬社会への認識に溝が生じ、対立関係に発展する可能性がある。以上のように、自地域を越えた活動が開始される第2段階以後は、地域間で連携体制が築かれることもあれば、対立関係へと発展する可能性もある不安定な段階であり、一連の地域間活動の変動性は分配、手続き、満足度評価に大きな影響を及ぼすと予想される。

1.4 模擬社会における分配と手続き

模擬社会においては利害関係が明確化されやすいため、模擬社会ゲームのプレイヤーは生計の維持に深く関わる分配量への関心が強いと考えられる。分配が均等に行なわれるかどうかはプレイヤーの関心事の一つであり、不公正な分配が決定されたのであれば、その

ような状況に対する不満を強めるであろう。模擬社会ゲームにおけるプレイヤーの公正知覚は、模擬社会での自地域での活動評価（福田・山本, 1997）、より良い社会という評価（福田・清水・山本, 1998）、対人評価（福田・清水・山本, 1999）を構成する因子の一つである。模擬社会ゲームにおける公正研究が示すように、模擬社会ゲームのプレイヤーにとって、公正さとは活動内容そのものと活動に関わるプレイヤーに対する評価にも関連する重要な要因である。なぜなら、模擬社会においては利害関係が明確化されやすく、状況に満足できるかは社会が公正に運営されているかという評価によって強く影響を受けるためである。

さらに、分配、手続き、満足度の評価は、貧富の格差や地域活動の変動性によって変化すると予想される。各地域が地域内の活動にとどまっている第1段階においては、他地域がどの程度資産を保有しているかということよりも、地域内での分配に注目が集まることとが予想される。その結果として、自地域内で分配を得ることができるか、さらに分配決定に至るまでの手続き的な公正さを重視するであろう。一方、第2段階以後に食料供給、生活水準などが低下し始めると、プレイヤーは模擬社会においてどの地域がどの程度の資産を有しているかに着目するようになると考えられる。富める地域よりも貧しい地域では、特に分配の均等さを重視するであろう。地域間の交流が活発化し、自地域内の資産に対する関心が地域間の保有資産の格差に向けられる結果、第2段階においては自地域内の分配よりも地域間で保有資産に偏りが無いかに関心が向けられると考えられる。特に、模擬社会を維持することが困難に陥りやすい第3段階以後においてその傾向はますます強くなると予想される。すなわち、模擬社会の貧富の格差に加えて、地域活動の変動性によっても分配、手続き、満足度の評価は異なっていると考えられる。以上の点について、本章では貧富の差と地域活動の変動性の操作が可能な模擬社会ゲームを用いて検討した。

2. 方法

2.1 模擬社会ゲーム (SIMSOC) の概要

模擬社会ゲーム (SIMSOC) (Gamson, 1978a) とは、50人前後のゲーム参加者が2つの豊かな地域集団であるマジョリティと2つの貧しい地域集団であるマイノリティに分かれ、社会問題に対処しながら各自が生存し目標達成を目指すシミュレーションゲームである。ゲーム開始時には、すでに地域間における貧富の差が開いており、豊かな地域には企業ま

た政党が存在するが貧しい地域はそれらの組織は存在しない。さらに、地域間の行き来すら制限されている地域もある（表 5-1）。

模擬社会においては、生計チケットは食糧を意味し、これを 2 回連続で入手に失敗したゲーム参加者は住民が死亡したものとして扱われる。通貨は「シム」単位で取り引きされる。企業は、資産開発事業（BASIN）と輸入用商品製造企業（RETSIN）に分かれ、各々の生産活動に応じて収入を得ることができる。政党は POP と SOP があり、支持者の数が多く、国勢指標が良いほど多くの収入を得ることができる。労働組合は、社会の失業者の減少と生計を成り立たせることを目的に活動し、労働組合員数に国勢指標をかけあわせた額が収入になる。裁判所は、個人や基本集団、地域の行為がゲームの基本ルールに沿っているかについての問題を扱う。マスメドは、事件など地域間の情報交換を確保し、国勢指標また失業者数を知る権利を有する。収入は、マスメド利用者数の倍に国勢指標乗数をかけあわせた額になる。模擬社会における社会の安定の指標が国勢指標である。国勢指標には生活水準、食料・エネルギー供給、社会的団結、市民参加の 4 つの指標がある。国勢指標を上昇させるものとして、公共事業及び福祉事業がある。公共事業と福祉事業は、施工主がシムを投じることで実施が可能になる。逆に、下降させるものとして個人目標報告における否定的報告者の数、暴動及び逮捕者、死者数などがある。さらに、1 つのセッションを経る毎に 10% ずつ低下して行く（表 5-2）。資産もセッション毎に消費され、様々な社会問題も発生するため、一般的にゲームの後半部に国勢指標が低下する傾向にある。

表 5-1 模擬社会における生産手段・機会・生計自給率の地域格差

富裕地域	
緑地域	黄地域
企業 (BASIN)	企業 (RETSIN)
政党 (POP)	政党 (SOP)
裁判所	生計自給率 (100%)
生計自給率 (150%)	旅行手段あり
旅行手段あり	
困窮地域	
青地域	赤地域
労働組合	生計自給率 (0%)
マスメド	旅行手段なし
生計自給率(50%)	
旅行手段あり	

表5-2 模擬社会における国勢指標とそれに影響を及ぼす諸要因

国勢指標 生活水準 (SL) : 社会全体の消費水準 食料・エネルギー供給 (FES) : 社会の物質的資産保有量 社会的団結 (SC) : 社会における失業者・生計失敗・暴動・自警団・逮捕数の水準 市民参加 (PC) : 社会や個人の目標に市民が関与している度合い
国勢指標を上昇させる要因 公共事業 : 資産対策事業はFESとSLを上昇させ、福祉事業はSL、PC、SCを上昇させる BASIN / RETSIN : SLを上昇させる 個人目標報告 : 肯定的報告4件につき、PCが上昇する
国勢指標を下降させる要因 個人目標報告 : 否定的報告1名につき、PCが減少する 暴動・逮捕者 : 1回・1名につき、PCとSCが減少する 死者 : 1名につき、SL、SC、PCが減少する 自然減 : セッションごとに、10%ずつ低下 公共事業 : 管理運営費を要するため、国勢指標を下降させる BASIN : FESを減少させる RETSIN : PCを減少させる 欠席者 : 1名につき、SLとPCを減少させる 失業者 : SL、SC、PCを減少させる

2.2 被調査者と手続き

2000年12月9日と10日の両日に、模擬社会ゲームを実施した。大阪府内のある私立大学に通う学生（計47名）を対象にした。実験者は、同大学のある講義受講者をゲームの参加者とした。実験者は、参加者に対して『模擬社会ゲーム参加者マニュアル』を配布し、ゲーム前日までに目を通しておくことを教示した。さらに実験者は、参加者をゲーム当日までに4つの地域（緑地域・黄地域・青地域・赤地域）と組織（企業、政党、労働組合など）に無作為にわりあてた。実験日に欠席者が出た関係で、緑地域11名、黄地域13名、青地域12名、赤地域11名と、地域間に若干のばらつきがあった。本実験では、2日間で計7セッションを実施した。模擬社会ゲームでは、実験者は国勢指標の低下するゲーム後半部に、「社会的危機の助長」、「集団間協議の生起」を目的とした伝染病、環境問題を生起させるのが一般的な進行方法である。本実験においては、状況の変化を促すために第4セッションで新種の伝染病問題、第7セッションで環境問題を発生させた。実験者は、各セッション後に各地域のプレイヤー全員に対して質問紙を配布し、回答を求めた。

2.3 質問項目

総合的状況に対する満足度 模擬社会における総合的な満足度を測定するため、「あなたは、現在の状況に満足していますか」という項目を用意して評定を求めた。この質問項目に対して、1（まったく満足していない）から5（非常に満足している）の5件法で評定を求めた。

地域間の保有資産の均等性評価 他地域全体の収入及び資産と自地域の収入及び資産の均等性について、「あなたの地域の収入や資産は、他の地域全体と比べて均等ですか」という項目を用意して評定を求めた。この質問項目に対して、1（まったく均等ではない）から5（非常に均等である）の5件法で評定を求めた。

地域内の分配均等評価 地域内の分配の均等性について、「私の地域では、資産や収入を均等に分配してくれる」という項目を用意して評定を求めた。この質問項目に対して、1（まったく均等ではない）から5（非常に均等である）の5件法で評定を求めた。

手続き的公正知覚 地域内における手続き的公正知覚として、「私の地域では、重要な決定をするときに、きちんと説明してくれる」、「私の地域では、何かを決定するときに、意見をよく聞いてくれる」という項目を用意して評定を求めた。質問項目に対して、1（まったくそうではない）から5（非常にそうである）の5件法で評定を求めた。なお、この2つの項目を合成変数とし、手続き的公正知覚項目として以下の分析に用いた（ $\alpha=.873$ ）。

3. 結果

3.1 各時期における模擬社会の動き

模擬社会ゲームの展開に関する知見に基づき（福田, 1991; Gamson, 1978b; 清水・広瀬・福田・門田・木村, 1985）、第1セッションと第2セッションを前期、第3セッションと第4セッションを中期、第5セッションから第7セッションまでを後期とした。さらに、前期を集団活動の変動性が小さい時期、中期を集団活動の変動期、後期を集団間活動が活発になる時期としてみなした。

1) 前期 国勢指標の値は、セッションが進行するにつれて各指標の値が下降する傾向が認められた（図5-1）。模擬社会ゲームでは、一般的にセッションが進行するとともに国勢指標は低減する傾向にあるが、ゲームの初期においてプレイヤー間で国勢指標の低下が招く様々な危機の内容について十分に認識されることは少ない（福田, 1991; 清水・広瀬・福田・門田・木村, 1985; Gamson, 1978b）。本実験におけるプレイヤーの反応においても、その傾向は一致していた。実験者による観察では、前期において地域間の協働あるいは対立は表面化せず、第1セッションにおいてプレイヤーは旅人や政党の党首が他地域を訪れるなど、他地域の様子を把握しようとする程度だった。ゲーム開始時の生計チケット保有率は、住民の75%だった。赤地域の住民の半数が生計チケットを入手したが、黄地域の生計失敗者は半数で、失業者（生計失敗者を含む）は10名だった。なお、ゲームの欠席者が4名おり、これも国勢指標に悪影響を及ぼした。第2セッションにおいては、地域全体の富裕生活者は11名に達し、生計チケットはほぼ全員分に達した。ところが、最も貧しい地域である赤地域では半数は生計に失敗した。また、黄地域に自警団が結成された。模擬社会ゲームにおいて、自警団は望ましくないとされる者を逮捕すること、逆に逮捕されることを防ぐこと、他の自警団に対する攻撃といった権限を有する。自警団の活動内容からすれば、自警団が結成されることは模擬社会における社会不安が高まる兆しの一つであると言える。しかし、実験者による観察によれば、その兆しを察したプレイヤーは少なかったという。おそらく、プレイヤーは自身が所属する地域において何を求められているのかを把握することに追われていたと考えられる。

2) 中期 中期に入ると、緑地域の政党であるPOPと黄地域の政党であるSOPに対するプレイヤーからの支持はほぼ二分され、緑地域と赤地域、黄地域と青地域の地域間連合が形成された。社会全体の失業者数は増加の一途を辿り、国勢指標は低迷した。これを受けて、緑地域は20シムを投じて第一回目の福祉事業を実施した。福祉事業は、個人及び集団

を問わずセッション中であれば随時投資することができ、福祉事業への投資が増えるほど国勢指標は上昇する。緑地域は、社会不安を取り除くために福祉事業へ投資したものの、プレイヤーの社会不安を完全に取り除くことが出来なかった。それを物語るように、中期において緑地域の企業の社長が逮捕された。これを契機に、緑地域と青地域がそれぞれ自警団を結成した。第4セッションにおいては、伝染病が赤地域に発生した。その結果、赤地域を訪れた者を含めて26名が感染した。模擬社会においては、感染者を放置すると死者が増え、国勢指標に否定的な影響を及ぼす。赤地域は、青地域と黄地域の援助でワクチンを購入した。緑地域は、自己資産でワクチンを購入した。

3) 後期 後期においては国勢指標が急激に低下し、模擬社会の存亡の危機が高まった。プレイヤーは模擬社会の危機を認識してか、赤地域にてPOPとSOPの党首を中心とする社会運営会議を実施した。会議の結果、公共投資を促し経済力を高めることを目的に、黄地域企業の仕事を増やすことと、福祉事業に大規模な投資(80シム)を行なうことが決定された。さらに、第6セッションで福祉事業への相次ぐ大規模な投資(105シム)が行われた。これが功を奏して、景気は少しながら上向き始めた。第7セッションでは、黄地域の企業が多量のアナグラムを購入した^{注2)}。黄地域が景気対策に力を入れている最中に環境問題(湖の汚染)が発生し、各地域の代表者は会議を開いた。その結果、環境問題を解決(湖の浄化)する案が採択された。また、資産対策に20シム、福祉対策に25シムの投資が行われた。国勢指標は少し上向き始めたものの不景気は続いていた。

注2) アナグラムとは、模擬社会における企業(RETsin)で製造される文字が示された紙片のことである。これを並び替えて熟語を作り、実験者が非公開で作成した熟語内容と一致すれば、資産を増やすことができる。アナグラムを多く購入すればするほど、資産と収入を得る確率が高くなる。すなわち、アナグラムを購入することは景気対策に協力することを意味する。

(指数)

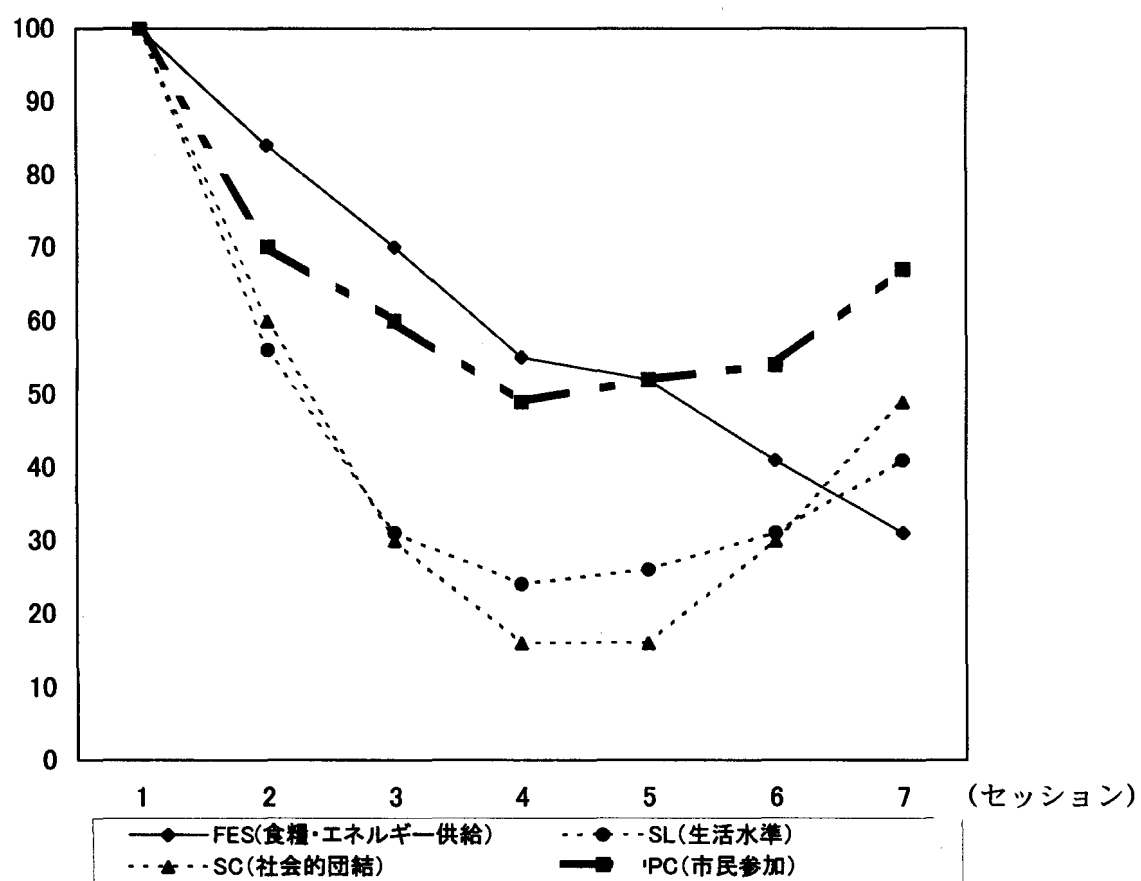


図5-1 国勢指標の推移

3.2 地域及び時系列効果の分析結果

地域及び時系列効果の分析結果 模擬社会ゲームの推移をみると、前期では活発な地域間活動は認められないが、中期から集団間の活動が開始され、後期においては模擬社会の維持のために地域間の活動がより一層盛んになることが分かった。前期、中期、後期という「時期」によって、地域間の活動形態は変動していることが分かる。地域間の活動形態の変動過程において、各プレイヤーは地域内外で生じる問題に自由にかかわり、各局面で意思決定を下さねばならないという点は、貧富の格差を問わず共通している。前期から後期にかけて、「時期」による従属変数の効果が認められたならば、地域間活動の変動性要因による従属変数への効果が認められたものとしてみなせるであろう。そこで、統計的解析においては「時期」を被験者内要因として設定した。これに対して、地域間における貧富の格差は地域の違いに起因する。緑地域と黄地域は、青地域と赤地域に比して資産面などにおいて恵まれている。地域の違いで従属変数の効果が認められたならば、貧富の格差という要因による効果が認められたと考えられるだろう。地域によってプレイヤーのおかれている水準は異なっている点を踏まえて、以下の分析では「地域」を被験者間要因として設定した。

一元配置の分散分析 各従属変数（状況への満足度、地域内の分配均等評価、地域間の保有資産の均等評価、手続き的公正知覚）における時期の効果について、地域ごとに一元配置の分散分析を行った。分析の結果、緑地域においては、状況への満足度と地域内の分配均等評価の両従属変数に時期による効果が認められた（状況への満足度: $F(2, 71) = 10.92, p < .001$; 地域内分配均等評価: $F(2, 74) = 5.40, p < .01$ ）。手続き的公正知覚においては、有意な傾向が認められた（ $F(2, 74) = 2.65, p < .10$ ）。黄地域においては、状況への満足度、地域内の分配均等評価、地域間の保有資産の均等評価がそれぞれ有意だった（状況への満足度: $F(2, 83) = 4.09, p < .05$; 地域内分配均等評価: $F(2, 84) = 9.02, p < .001$; 地域間保有資産均等評価: $F(2, 84) = 9.39, p < .001$ ）。青地域においては、地域内の分配均等評価だけに有意な結果が認められた（ $F(2, 75) = 5.25, p < .01$ ）。赤地域においても、地域内の分配均等評価だけに有意な結果が認められた（ $F(2, 70) = 3.92, p < .05$ ）。

一般多変量分散分析 次に、時期と地域による従属変数への効果を検討するため、一般多変量分散分析（GMANOVA）を行った。説明変数として、被験者間要因として地域（4水準）、被験者内要因として時期を設定した。従属変数には、前期から後期にかけて反復測定した満足度、地域内の分配均等評価、地域間の保有資産の均等評価、手続き的公正知覚

を設定した。

設定されたモデル全体における地域と時期の効果 最初に、設定されたモデル全体における被験者間要因である地域と、被験者内要因である時期の効果について分析した。分析の結果、Wilks のラムダに基づく地域の主効果、時期の主効果、地域と時期の交互作用のすべてが 1%水準で有意だった（地域の主効果： $\lambda = .342$, $F(12, 196) = 8.17$, $p < .001$; 時期の主効果： $\lambda = .694$, $F(8, 70) = 3.86$, $p < .01$; 地域×時期： $\lambda = .471$, $F(24, 216) = 7.08$, $p < .001$ ）。このように、地域及び時期による従属変数全体に対する効果が存在することが認められた。

被験者内要因としての時期の効果 次に、モデルにおける被験者内要因である時期が関わる部分の効果を明らかにするため、多変量検定を実施した。分析の結果、Wilks のラムダに基づく時期の主効果と、地域と時期の交互作用において 1%水準で有意な差が認められた（時期： $\lambda = .787$, $F(8, 302) = 4.81$, $p < .01$; 地域×時期： $\lambda = .734$, $F(24, 528) = 2.04$, $p < .01$ ）。このように、多変量検定による分析の結果は、モデル全体における時期の従属変数全体に対する効果と一致していた。

個別の従属変数に対する時期の効果 被験者内要因としての時期の効果が認められたので、さらに個別の従属変数に対する効果を明らかにするために一変量検定を実施した。分析の結果、時期の主効果は地域内の分配均等評価と地域間の保有資産の均等評価において 1%水準で有意だった（地域内分配均等評価： $F(2) = 14.85$, $p < .01$; 地域間保有資産均等評価： $F(2) = 13.35$, $p < .01$ ）。ところが、状況への満足度と手続き的公正知覚においては有意ではなかった。

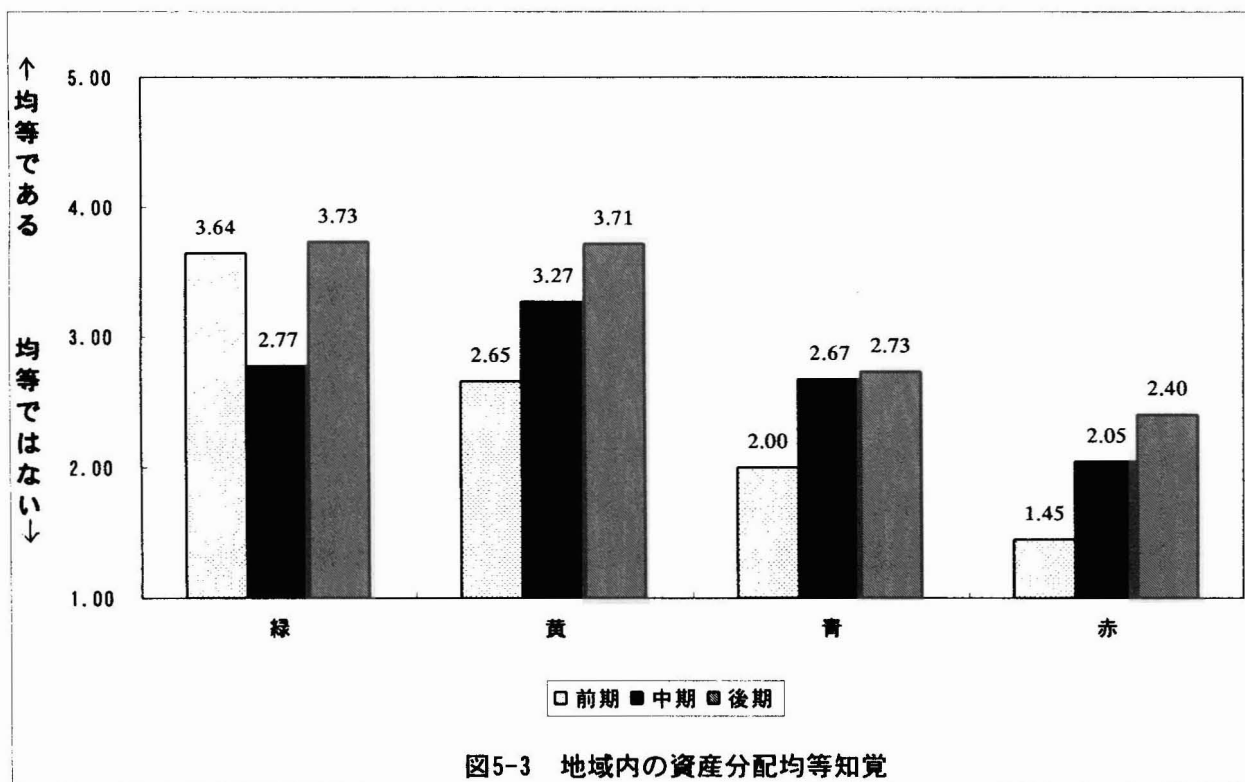
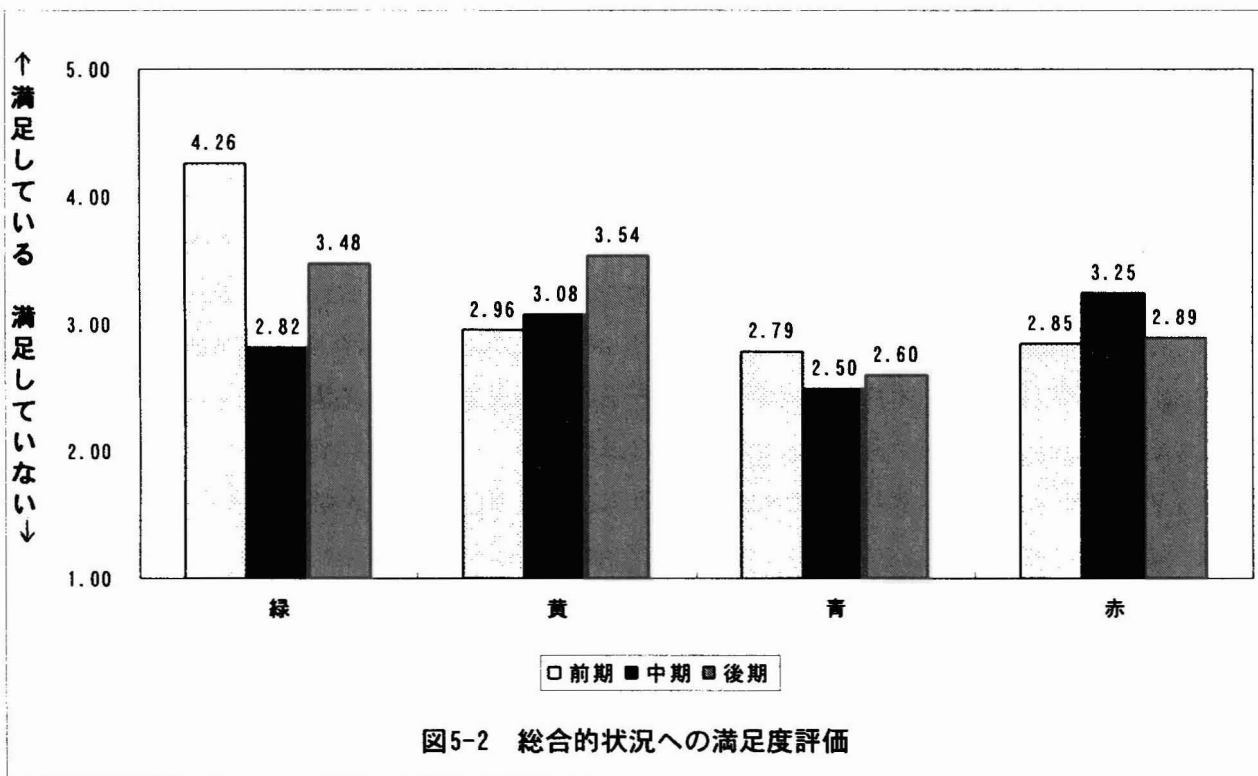
一方、時期と地域の交互作用は状況への満足度において 1%水準で有意だった（ $F(6) = 4.63$, $p < .001$ ）。地域内の分配均等評価においては 5%水準で有意な結果が認められ、手続き的公正知覚においては有意な傾向が認められた（地域内分配均等評価： $F(6) = 2.47$, $p < .05$; 手続き的公正知覚： $F(6) = 1.82$, $p < .10$ ）。しかし、地域間の保有資産の均等評価は有意ではなかった。

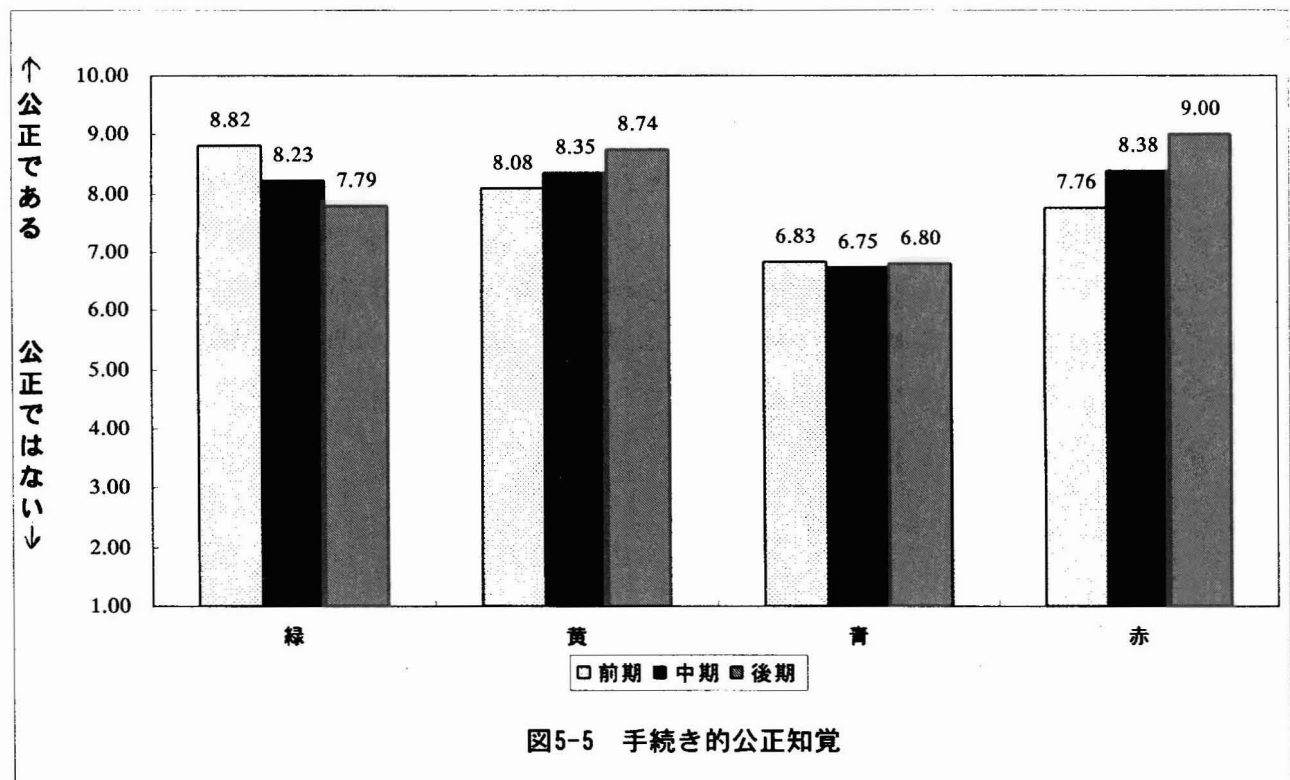
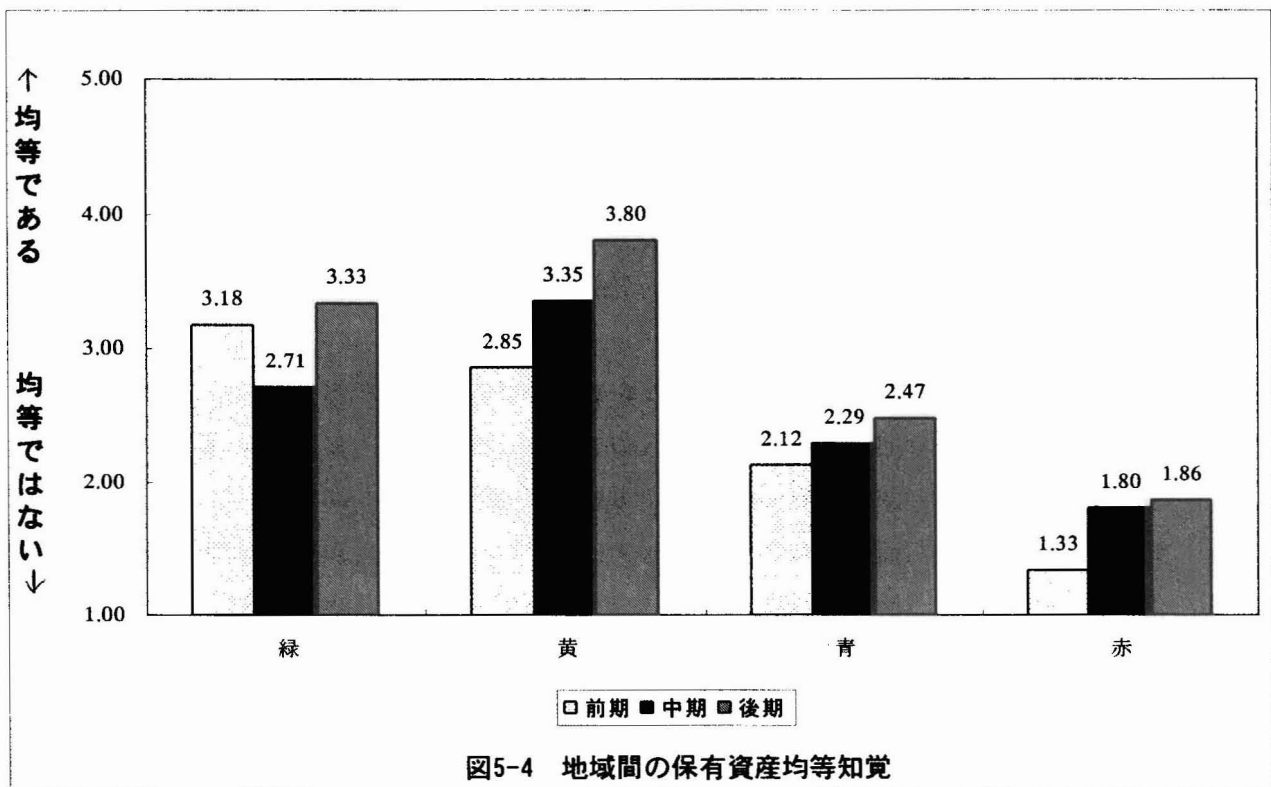
次に、従属変数に対して時期が線形及び二次の効果を有するかを明らかにするため、従属変数のそれぞれに対して被験者内対比の検定を行った。時期の線形の効果は、地域内の分配均等評価と地域間の保有資産均等評価において 1%水準で有意だった（地域内分配均等評価： $F(1) = 27.26$, $p < .001$; 地域間保有資産均等評価： $F(1) = 22.57$, $p < .001$ ）。状況への満足度及び手続き的公正知覚は有意ではなかった。時期による二次の効果については、状況への満足度のみが 5%水準で有意だった（ $F(1) = 4.60$, $p < .05$ ）。

時期と地域による交互作用の線形の効果は、状況への満足度においては1%水準で有意であり、地域内の分配均等評価及び手続き的公正知覚においては有意な傾向が認められた（状況への満足度： $F(3) = 4.90, p < .01$ ；地域内分配均等評価： $F(3) = 2.59, p < .10$ ；手続き的公正知覚： $F(3) = 2.72, p < .10$ ）。時期と地域による交互作用の二次の効果については、状況への満足度において5%水準で有意であり、地域内分配均等評価においては有意な傾向が認められた（状況への満足度： $F(3) = 4.80, p < .01$ ；地域内分配均等評価： $F(3) = 2.48, p < .10$ ）。

個別の従属変数に対する地域の効果 モデル全体に対する分析結果において、被験者間要因である地域要因は全従属変数に対して主効果が認められた。そこで、個別の従属変数に対する地域の効果について検定を行った。分析の結果、状況への満足度、地域内の分配均等評価、地域間の保有資産の均等評価、手続き的公正知覚の全従属変数において1%水準で有意だった（状況への満足度： $F(3, 77) = 5.22, p < .01$ ；地域内分配均等評価： $F(3, 77) = 14.34, p < .001$ ；地域間保有資産均等評価： $F(3, 77) = 24.56, p < .001$ ；手続き的公正知覚： $F(3, 77) = 6.94, p < .001$ ）。

すべての従属変数において地域の効果が確認されたので、次に地域間の多重比較を行った。状況への満足度においては、緑地域と青地域及び赤地域との間に有意な差が認められた（青地域： $p < .01$ ；赤地域： $p < .05$ ）。地域内の分配均等評価においても、緑地域と青地域及び赤地域との間に1%水準で有意な差が認められ（青地域： $p < .01$ ；赤地域： $p < .001$ ）、黄地域と青地域及び赤地域との間に有意な差が認められた（青地域： $p < .05$ ；赤地域： $p < .001$ ）。地域間の保有資産均等評価においては、緑地域と青地域及び赤地域との間に1%水準で有意な差が認められ（青地域： $p < .001$ ；赤地域： $p < .001$ ）、さらに、黄地域と青地域及び赤地域との間に1%水準で有意な差が認められた（青地域： $p < .001$ ；赤地域： $p < .001$ ）。手続き的公正知覚は、緑地域と青地域（ $p < .01$ ）、黄地域と青地域（ $p < .001$ ）において1%水準で有意だった。





4. 考察

模擬社会のプレイヤーには、初期条件として貧富の格差が設定されているため保有資産に格差がある。直観的には、模擬社会における地域間の貧富の格差のみが、状況への満足度に関連するように考えられる。ただし、地域間の貧富の格差は状況への満足度を規定する唯一の要因ではない。模擬社会ゲームは、ゲームの性質上、前期から後期にかけて状況は時々刻々と変遷する。模擬社会ゲームの性質上、模擬社会の地域間には極端な貧富の格差が設定されており、セッションが進行するほど国勢指標は低下し模擬社会を維持させようと地域間の活動は活発化する。つまり、「地域」要因という貧富の要因と「時期」要因という地域間活動の形態は変動するため、プレイヤーの認知について統計的に解析する場合は、貧富の格差という地域特性だけではなく地域間活動の変動性という要因を考慮する必要がある。

4.1 地域要因と状況要因による効果

本章で用意した従属変数のすべてを対象に一般多変量分散分析を行った結果、地域の主効果、時期の主効果、地域と時期の交互作用のすべてが有意だった。多変量検定においても同様の結果が得られたことから、貧富の格差と地域要因だけではなく前期から後期にかけての地域間活動の変動性もプレイヤーの認知に何らかの効果を及ぼすと言える。また、従属変数においては時期の主効果が分配の均等さの評価のみに認められた。一般多変量分散分析において時期と地域の交互作用が認められたことは、一方の要因効果が他方の要因水準によって異なることを意味する。地域内の分配均等評価は、地域による効果が時期要因の水準によって異なることから、分配認知は貧富の格差による効果だけではなく地域間活動の変動性によっても左右されると言えよう。

手続き的公正知覚においては、社会における集団の変動性要因として「時期」の主効果は~~手続き的公正知覚において~~認められなかった。しかし、時期と地域の交互作用においては有意な傾向が認められた。また、貧富の要因としての「地域」による効果については有意な結果が認められた。貧富の格差と社会における集団の変動性によって、手続きが公正に知覚されるかが変化することを示唆している。自地域をより豊かにするための決定をするにしても、赤地域のように他地域への渡航が不可能であるうえに資産がほとんど無い状態であれば、公正な手続きを踏む以前の問題として、手続きの場が持たれないかもしれない。他方、資産が有り余っている緑地域の場合は、資産の分配方法や赤地域の救済等を巡って活発なやりとりがなされたと考えられる。

ところが、中期から後期にかけては、模擬社会において伝染病問題や環境問題が発生し、各地域は自地域内での意思決定よりも地域間における意思決定に人々の関心が移ったと考えられる。この段階においては、自地域内の決定手続きよりも地域間の手続き的な公正さが重視された可能性が高い。ただし、本章では地域間における手続き的公正知覚について測定されていない。自地域内における手続き的な公正さと、地域間における手続き的な公正さの相対的重要性については、今後の重要な検討課題のひとつである。

一方、個別の従属変数に対する被験者内対比の検定の結果では、時期の線形の効果は地域内の分配均等評価と地域間の保有資産均等評価において有意だった。一元配置の分散分析の結果と平均値の推移から、地域内の分配均等評価と地域間の保有資産均等評価は、おおよそ時期を追う毎に高まっていることが分かる。模擬社会ゲームにおいて、国勢指標が急激に悪化したにも関わらず状況への満足度において時期による線形の肯定的効果が認められた理由として、国勢指標の悪化に伴って資産的に困窮した地域への資産援助の動きが高まったことが挙げられる。一元配置の分散分析の結果と平均値の推移から、資産的に困窮していた青地域と赤地域において、地域内の分配均等評価に時期による有意な差が認められたことにも示唆されている。すなわち、客観的事実として地域間における資産の格差が存在していたものの、国勢指標の悪化とともに地域間で模擬社会の安定に向けた取り組みが活発化したため、時期の効果が地域内の分配均等評価と地域間の保有資産均等評価において認められたと考えられる。

ところで、時期による二次の効果については、状況への満足度のみが有意だった。一元配置の分散分析の結果と平均値の推移からは、各地域において推移の傾向は様々で一定の傾向は認められなかった。緑地域においては、前期から後期にかけてU字型の曲線が描かれていた。中期において各評価が低下した理由としては、緑地域は資産が豊富な地域であるため、緑地域に比して相対的に困窮している他地域のプレイヤーから、模擬社会の安定に必要な支出を出し惜しみしていると思なされる場面が多かったと考えられる。模擬社会においては、情報のやりとりが制限されていることが、誤った認識を生じさせた一因であったと考えられる。たとえば、緑地域の企業の社長は、他地域のプレイヤーを雇用するなど模擬社会の安定に貢献していたが逮捕される事態に至った。このように、緑地域は模擬社会の安定に向けた取り組みに対して、肯定的な評価を得られない状況に身をおいていた。一元配置の分散分析及び平均値の推移において、緑地域は状況への満足度と分配評価が中期において低迷していたのは、このような理由によるものと考えられる。

黄地域の状況への満足度は、正の線形を描いていた。時期の経過に伴って、状況への満足度および分配に関連する評価が高まっていたことを示唆している。黄地域は、中期においては伝染病対策のワクチンの購入費用を赤地域に支援し、後期においては大規模な景気対策を実施するなど、模擬社会情勢に安定を取り戻すための活動の中心的役割を果たした。実験者の観察に基づくと、黄地域は時期を追うごとに模擬社会における存在感を増していったことが、状況への満足度を強めた一因であると考えられる。また、黄地域は地域内のプレイヤー間の連帯感が強く、手続き的公正知覚が時期を追うごとに高まったのは、プレイヤーの意見が尊重されていたことを示唆している。時期と地域による交互作用の線形及び二次の効果が、状況への満足度においてのみ有意だったことは、状況への満足度は地域の貧富要因と社会における集団の変動性要因に依存することを示唆している。

本章の分析結果で特に重要と考えられるのは、国勢指標が低下し、食料等資産面における地域間の相互依存性が明確になった時点においてもプレイヤーの分配評価あるいは状況への満足度が一致するとは限らないことである。貧富の格差を示す地域要因と社会における集団の変動性を示す状況要因の交互作用が示すように、前期に限らず地域間の相互依存性が明確になった後期においても、富める地域と貧しい地域の間で状況への満足度、分配の均等さに関する各プレイヤーの認知が異なるのである。このようなプレイヤーの認知の違いが、防災活動あるいは環境問題等の各地域が一体となって取り組むべき活動の推進を阻害すると言えよう。

4.2 本章の分析結果の適用範囲

ところで、本章で得られた結果を現実の社会問題にあてはめて解釈することは可能なのだろうか。現実の社会場面に目を転じると、一般的に大規模な自然災害に見舞われたならば、被災者は相互依存性の強い状況に身をおく可能性が高い。被災地では、地域間の緊急物資等の資産面で、相互依存性と情報依存性が強い状況を招き、いかなる方法で資産を分配するかが重要な課題になる（神戸大学震災研究会，1995；城・杉万・渥美・小花和，1996；西宮ボランティアネットワーク，1995；震災から学ぶボランティアネットの会「KOBE」の検証運営委員会；横山，1999）。相互依存性が高い地域では、一般的に生活物資等の資産が不足しがちである。本章の分析結果を踏まえれば、地域において保有する資産が十分ではないうえに状況は生々流転することから、すべての被災者が各人の状況に満足を感じることは非常に困難である。短絡的には、被災者の状況に即応できるような行政システムを整備すれば、被災者の状況を改善できるように思われる。しかし、行政の緊急

時の対応能力には限度があることは、阪神・淡路大震災、東海豪雨災害等の大規模自然災害の事例をみれば明らかである。そこで求められるのが、公助ではなく自助による備えである。事前に、住民一人一人が食料等を用意しておくなどの措置をとっておけば、満足度の水準を幾分高めることができるだろう。その意味において、防災対策は非常に重要である。ところが、自然災害に対するリスク認知及び不安感と被災経験の有無が、直接的に防災対策を規定するとは限らないことが認められている(橋本・松永・南里, 2001; Takao, 2003; Takao, Motoyoshi, Sato, & Fukuzono, 2003; Takao, Motoyoshi, Sato, Seo, Fukuzono, & Ikeda, 2004)。住民の防災対策を普及させる手法を構築するには、心理学領域からの検討に加えて、社会科学、理工学領域からの検討が必要である。

ところで、模擬社会ゲームを用いて公正さに関する検討を加える場合、公正さと満足度の対象を明確にすることが重要である。武川(1991)は、平等さあるいは均等さの評価は、所得、医療、住宅など、評価対象によって異なることを示した。武川(1991)の知見は、物事に関わる公平性、平等性、均等知覚は、どの資産を評価対象にするかによって異なることを示唆する。模擬社会ゲームの場合、通貨、食料、裁判という各対象への人々の公正さの判断基準が異なることが考えられる。本章ではこの点については言及できなかったが、今後模擬社会ゲームを用いて公正知覚の変動を検討する際には、評価対象による違いを考慮することが求められよう。

第6章

社会的状況の推移と大気汚染の改善手続き —兵庫県尼崎市の大気汚染の事例—¹⁾

1. 序論

先述の通り、社会心理学的領域においては、手続き的公正知覚は手続きの場における権力の傾聴度等から構成されると説明されている（Lind & Tyler, 1988; Tyler & Lind, 1992）。しかし、人々が権力の傾聴度等を知覚する以前の問題として、手続きの場そのものが設定されないこともある。殊に、国政や利害関係が強く反映される環境問題は、被害者と加害者が議論の席につき、公正な手続きを踏む場を設定するのは必ずしも容易ではない。環境問題を改善するための手続きの場を設定するには、時には行政機関による加害者への働きかけを必要とすることもあれば、被害者が直接的に加害者に陳情することが必要になることもある。その際、行政機関が加害者に対して何ら環境改善のための働きかけを行おうとしなかったり、被害者の陳情を加害者が門前払いするようなことがあれば、被害者は手続き的な不公正さを感じるに違いない。このようなことは、公衆衛生の悪化を防ぐうえで避けられるべきであるが、戦時中のように国を挙げて工業生産量の向上を目指すような状況下では、被害者が加害者に環境対策を要求するのは非常に困難である。ところが、近年のように自然環境保全への意識が芽生え始めたならば、行政機関の加害者への働きかけは戦時中よりも相対的に容易になり、世論が加害者の社会的責任を問うこともある。手続きのあり方は社会情勢によって左右されることから、手続きに対する知覚を検討するうえで、手続きの場の設定に関わる社会的な背景を無視することはできない。そこで、本章では、環境問題（大気汚染）を事例に、社会的状況の推移と問題改善のための手続きが設定される経緯について検討する。

1.1 大気汚染問題の改善手続きを困難にさせる要因

大気汚染問題を改善するための手続きを踏む際には、時として公正な手続きを踏むことが困難な場合もある。公正な手続きを踏むことを困難にさせる理由として、次の点が挙げられる。第一の点は、大気汚染の人体への影響と汚染源を科学的に明確にすることの困難さである。医学的な知識や公衆衛生学に造詣がある人以外、大気汚染と健康被害との因果関係を実証するのは非常に困難である。さらに、たとえ専門家であっても複合的汚染による健康被害の因果関係を立証するのは困難である。第二の点として、手続きの場を設定しようと試みても、ある立場の者が話し合いのテーブルにつこうとしないことが挙げられる。

注 1) 本章は、高尾（2003）を一部改変したものである。

たとえば、大気汚染の加害者に対して被害者が環境改善手続きを求めたとしても、加害者が健康被害の因果関係を認めない限り手続きの場に関与しようとしなないかもしれない。第三の点として、公正な手続きの履行を求める人々と、公正な手続きの履行を求められる人々は産業構造の変化に伴って変化することである。工場が主たる大気汚染源だった時代と、車の排気ガスによる大気汚染も加わった時代において、問題改善の手続きを求める立場の人々と求められる立場の人々は必ずしも同一ではない。工場が大気汚染源だったならば、被害者は工場を経営する企業に対して大気汚染を改善するための手続きを踏むように求めるだろうし、高速道路沿道で排気ガスに悩まされている人々は、道路の管理者に対して大気汚染を改善するための手続きを求めるだろう。公正な手続きを踏むには、清々流転する手続きを求める人々と求められる人々が明確にされていることが必要となる。以上の条件を満たすためには、長い年月と多大な費用が必要である。

本章では、兵庫県尼崎市の大気汚染問題を事例としてとりあげる。尼崎市においては、すでに明治時代には大気汚染あるいは悪臭問題が発生し、加害者と被害者が対立してきたようにその歴史は長い。また、2000（平成 12）年には、国と阪神高速道路公団を相手取った裁判で和解した後、公害裁判としては初の公害等調整委員会でのあっせんが申請されるなど、大気汚染問題の改善において先進的な取り組みが目立っている。社会的状況の変化と大気汚染問題の改善手続きの場との関連性を検討するうえで、長期に渡って大気汚染問題をめぐって加害者と被害者が対立してきた事例をとりあげることが必要である。そこで、兵庫県尼崎市を調査対象地区として設定した。

2. 尼崎市における環境問題—第二次世界大戦終結時まで

2.1 工場と発電所の設置

尼崎市は、東西 8.4km、南北 11.1km、総面積が 49.47km²で兵庫県の南東部に位置している。海岸部の広大な低平地は貿易に便利な立地条件だったため、明治時代から沿岸部に次々と化学工場が建設されていった。重化学工場の進出に伴って電力の需要が増えたことで、その後尼崎市の大気汚染の主要因となる火力発電所が次々に建設されていった。

まず、阪神電気鉄道株式会社が 1921（大正 10）年に東浜発電所を開設し（日本経営史研究所、1985）、日本電力株式会社が 1925（大正 14）年に尼崎発電所の第一期工事を完了させた。さらに、日本電力株式会社は 1928（昭和 3）年に出力 14,000kW の火力発電所を完成させた（日本電力株式会社、1933）。両社以外にも、関西共同火力発電が第一発電所と第

二発電所の操業を開始するなど、最盛期には尼崎市内の各発電所の総発電量は、全国の総発電量の31%を占めるまでになった（日本発送電株式会社解散記念事業委員会，1954）（表6-1）。各発電所の規模拡大と大気汚染は密接に関連し、一部地域では市民が外を歩くことさえ不都合を感じる状況になり、煤塵による眼病患者が全市民の36%を占めるという異常な事態を迎えた（公害なくせ尼崎市民集会実行委員会，1974）。電力の需要が増える一方で、戦局の悪化で良質な石炭が手に入りにくくなったことを反映して、質の悪い石炭が大量に使用されたため大気汚染は深刻化した。

2.2 大気汚染問題に対する尼崎市の対応

戦前においては、尼崎市当局ならびに市会は積極的に大気汚染による被害軽減を試みた。1937（昭和13）年の尼崎市議会では、「日本電力株式会社尼崎発電所並関西共同火力発電所株式会社第一発電所二對シ全汽罐ノ集塵装置裝置施設方要望ノ件」で、市民保健衛生上、集塵装置を直に取り付けるとの決議が下された（尼崎市議会事務局，1970）。また、同年において市長ほかが大阪通信局にて煤煙防止を陳情した。さらに、市会の煤煙防止河川浄化委員及び衛生組合は、発電所（日本発送電）に除塵装置を設置するように交渉した。当初、日本発送電は除塵装置の設置に難色を示していたが、市長、煤煙防止河川浄化委員、市会議長らによる強い働きかけで設置することになった。しかしながら、尼崎市内の大気汚染は深刻な状態から脱しきれていなかったため、1941（昭和16）年には市長らが煤煙防止に関して兵庫県に陳情した。

尼崎市当局は、兵庫県に大気汚染改善の陳情を行ったものの、兵庫県は十分な大気汚染対策をとらなかった。小野寺（1972）は、尼崎市と兵庫県の大気汚染防止に対する姿勢の違いは、本質的には市民と国家の対立であったとしている。当時の地方自治体は、中央政府の安定に資する機関だったように（阿部・新藤，1997）、県は中央政府の一機関としての機能を果たしていた。戦前においては、市当局が企業に従属するという構造が認められていたため（小野寺，1972）、大気汚染の改善手続きの場を要求する声が高まったとしても、日本発送電等の大気汚染物質の排出先が積極的に問題改善手続きの場を設定しようとする動きは高まらなかった。

2.3 大気汚染問題に対する住民の対応—尼崎市衛生組合連合会との連携

明治時代末期は、工場付近の住民が主な被害者だった。1907（明治40）年前後には、肥料工場建設予定地やセメント工場建設予定地の周辺住民が建設反対を訴えていたように、にわかに住民による大気汚染公害への反発は高まっていた（尼崎市，1969）。明治時代にお

いては、新たな工場の立地による被害を懸念する住民を代表して、地主が工場の進出をとりやめるように訴えることもあった。昭和に入ると、企業と発電所の操業が活発化したことで、被害を受ける住民が増えていった。加害者に対して不満を強めた住民は、尼崎市衛生組合連合会²⁾と連携し、行政機関や加害者に対して陳情を行った。尼崎市衛生組合連合会は、煤煙防止交渉委員を選出して尼崎市議会の煤防委員、衛生組合の交渉委員、市長等とともに発電所を訪問し、除害装置を設置するように求めた。ところが、戦局の悪化に伴って大気汚染を改善させようとする動きはかき消されていった。

2.4 大気汚染問題の改善手続き

明治期から第2次世界大戦終結までの被害者、住民組織の構成員、主たる汚染源、主たる汚染物質の変遷について次のように整理できる(表6-2)。尼崎市内に立地する工場数が少ない時代においては、大気汚染や悪臭を理由に陳情する住民は工場周辺に限られていた。しかし、工場数の増加と発電所数の増加で、亜硫酸ガス、煤塵、煤煙による被害者が増えていった。当時、尼崎市同様に大気汚染が深刻だった大阪では、研究者らによる降下煤塵量とそれによる害の分析を通じて、「燃料問題は食糧問題に劣らぬ重大問題である」(p.665)と指摘されていた(辻元謙之助君燃料報國滿二十年記念會, 1942)。ただし、当時は尼崎市における大気汚染と人体への悪影響に関する相関関係については実証されていなかった。~~そのうえ~~^{とはいえ}、工業生産量と発電量の増産は国策の一環だったため、大気汚染問題の改善手続きは実施されにくい状況だったと言える。

表 6-1 日本発送電株式会社の発電所認可最大出力の変遷

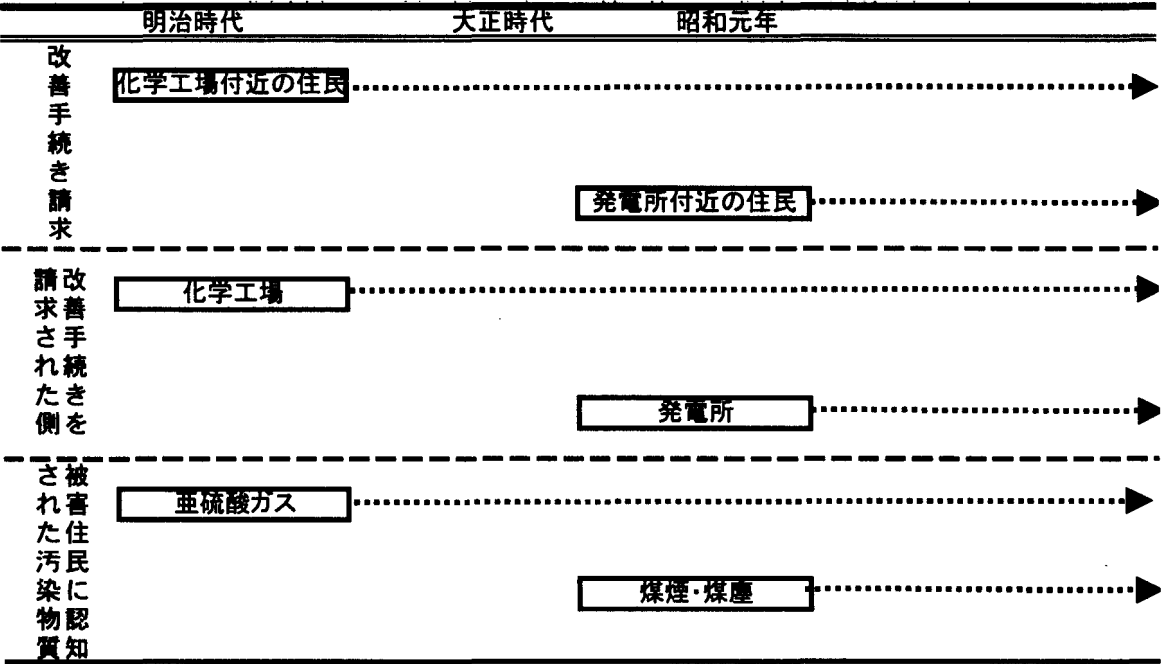
発電所	1939(昭和14)年4月	1940(昭和15)年3月	1941(昭和16)年3月	1942(昭和17)年4月	1943(昭和18)年3月	1944(昭和19)年3月	1945(昭和20)年3月
東濱	19.6	19.6	19.6	159.6	159.6	159.6	147.0
尼崎東	140.0	140.0	140.0	318.0	318.0	318.0	318.0
尼崎第一	318.0	318.0	318.0	270.0	300.0	300.0	300.0
尼崎第二	135.0	135.0	135.0	747.6	777.6	777.6	765.0
尼崎市合計	612.6	612.6	612.6	1220.9	1251	1238.5	1176.5
近畿地方合計	1066.6	1066.6	1050.6	2511.6	2576.6	2613.1	2541.2
全国合計	1976.8	2082.8	2127.8	61.6%	62.0%	62.9%	66.1%
尼崎市合計／近畿地方合計	57.3%	57.3%	57.5%	29.8%	30.2%	29.8%	30.0%
尼崎市合計／全国合計	31.0%	29.4%	28.7%				

3) 単位は1,000kw

日本発送電株式会社解散記念事業委員会(1954) 日本発送電社史-技術編- 日本発送電株式会社解散記念事業委員会 の付録p.42より引用

注 2) 尼崎市衛生組合連合会は、1923(大正12)年に設立された。会長と副会長(各1名)は、市内の衛生組合から選出され、評議員若干名(10名前後)は議員から選挙されていた。衛生組合は、町単位で組織化されており、予防注射・薬剤散布・清掃・衛生思想の普及活動を実施していた。組合長・副組合長・幹事及び部長らの数名は、住民の中から選挙で選ばれ、選出された住民を市が委嘱するという形をとっていた(小野寺, 1972)。

表 6-2 大気汚染問題の改善手続きに関わる各主体と大気汚染の原因物質の変遷（終戦まで）



注) 表記された項目は、各段階において相対的に重要と考えられた組織及び汚染物質である。矢印の長さも、特に顕著だった範囲を示している。ただし、表記されたもの以外の組織及び汚染物質がまったく関連していないことを意味するものではない。

3. 尼崎市における環境問題—1945（昭和 20）年から 1975（昭和 50）年まで

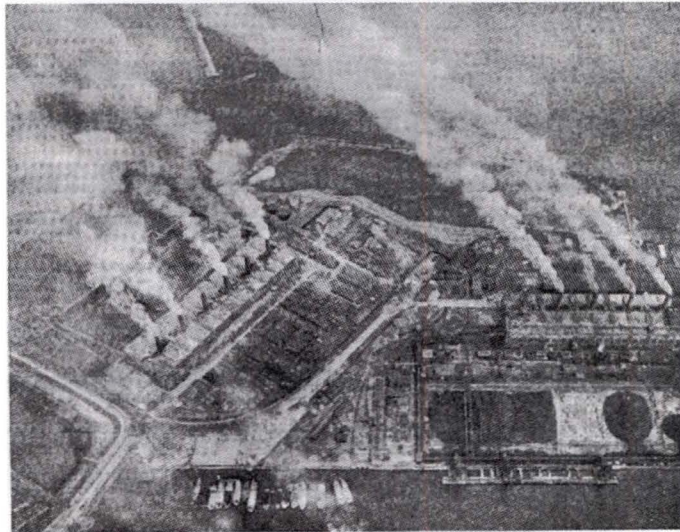


図6-1 関西電力第一発電所（向かって右）・第二発電所（向かって左）

注）1957年5月18日付読賣新聞（阪神版），朝刊，8ページより抜粋）

3.1. 大気汚染問題に対する尼崎市の対応

尼崎市の工業生産量は終戦直後においては低迷していたが、1950（昭和 25）年には早くも戦前の工業生産量を上回り始めた（尼崎市，1969）。1950（昭和 25）年に勃発した朝鮮戦争による特需景気を契機に、従業員数 1000 人以上の企業が 1955（昭和 30）年の 8 工場から、1961（昭和 36）年には 16 工場に増加した（尼崎市，1969）。火力発電所の復旧も進み、関西電力尼崎第一発電所が 1947（昭和 22）年 2 月、同第二発電所が 1948（昭和 23）年 7 月に操業を開始した（尼崎大気汚染公害訴訟原告弁護団，1998）（図 6-1）。工業生産量が上昇する過程で、^{疾病}疾患を患う住民が増え、また桜が咲かなくなるなど植物にも悪影響を及ぼすほどになった（尼崎市，1969）。

尼崎市には、住民からの煤煙に関する苦情が相次いだ。しかし、その当時の尼崎市は、尼崎市内の住民の眼病あるいは心肺機能と大気汚染との因果関係に関する科学的な実証データを入手していなかったため、大気汚染の改善手続きを踏むこともままならなかった。尼崎市当局は、まず大気汚染問題の改善策の一つとして 1955（昭和 30）年に尼崎市衛生局衛生課に公害係を設置した。さらに、1957（昭和 32）年には尼崎市大気汚染対策本部が設置され、着々と大気汚染の実態をつかむために調査を実施した。たとえば、読賣新聞社と

協働した調査を実施し、1ヶ月あたりの1km²に降下する煤塵量は最高43.03トンに達していたこと、全市域で平均すると1km²に1ヶ月あたり15トンの煤塵が降下していることが明らかになった（讀賣新聞、1957）。翌年の1958（昭和33）年には、尼崎市における1ヶ月あたりの降下煤塵量は秋季が11.7トン、冬季には12.2トンに及ぶことが確認された（尼崎市、1969）（図6-2）。

大気汚染の深刻度を調査する一方で、大気汚染が人体に及ぼす悪影響についても検討した。尼崎市大気汚染対策本部は、国立公衆衛生院労働衛生学部、尼崎医師会、尼崎労働安全衛生協会、教育委員会、各中学校等関係諸機関と協力し、大規模な身体調査を実施した。1958（昭和33）年10月から12月にかけて行なわれた中学生の健康診断では、中学生の感冒患者発生数と浮遊粉塵の濃度との間に高い相関が認められることが確認された（尼崎市大気汚染対策本部、1962）（図6-3）。大気汚染の人体への悪影響が実証されたことで、尼崎市当局は他の公的機関に積極的に協力を求めることができるようになった。

1960（昭和35）年には、大阪管区気象台の協力を得て、大気汚染がより深刻になりやすい逆転層の発生を住民に知らせる「大気汚染予報」を出し、尼崎市内の工場には煙を抑えるように連絡した（讀賣新聞、1959）。また、同年には環境衛生協議会の理事41名から煤煙調査連絡員を選出し、煤煙濃度表をもとに連絡員に煤煙濃度の測定を依頼した（尼崎市衛生局環境衛生課、1961）。煤煙濃度が著しく悪いと判断された場合、煤煙調査連絡員は市役所の環境衛生課に連絡する義務を負った。尼崎市環境衛生課は、煤煙調査連絡員からの報告に基づいて、工場に直接連絡する体制を整えた。

燃料の転換による硫黄酸化物及び窒素酸化物による大気汚染が深刻化した昭和40年代には、尼崎市は工場に対して規制を開始した。尼崎市は、1968（昭和43）年に大気汚染の改善に向けて「工場誘致条例」を廃止した。さらに、1969（昭和44）年には市内の63社及び3企業団地と第一次大気汚染防止協定を締結した。ところが、第一次大気汚染防止協定は実質的には紳士協定だった。第一次大気汚染防止協定にさほど強制力はなかったため、尼崎市当局による公害対策の実効性は十分ではなかった。

以上のように、尼崎市当局は大気汚染の実態調査には熱心に取り組んだが、加害者に対する対応は十分ではなく、被害者と加害者を交えた大気汚染改善の手続きの場を設定することには消極的だった。1954（昭和29）年には、工場誘致条例を施行し、むしろ工場を誘致して地域産業を復興させようとした。1960（昭和35）年には、大気汚染予報を出すことを決定したが、その当時の市衛生局長は、「生産を落としてまで煙の出し方を少なくしなく

でも良い」と述べていたように（読賣新聞, 1959）、汚染物質の排出規制としての強制力を持つものではなかったようである。尼崎市当局は、大気汚染の改善を要求する被害者の声と地域産業の新興を考慮しなければならない立場におかれており、産業界の目を考慮すると被害者側の立場に立つことは慎重にならざるを得なかった。したがって、被害者と加害者が大気汚染の改善手続きを踏む場を設定することについては消極的にならざるを得なかったのかもしれない。

3.2. 大気汚染問題に対する尼崎医師会の対応

~~立場的に~~被害者の立場にたった支援が困難な尼崎市当局に対して、地元の医師会はその間隙を埋めるように積極的に被害者支援に乗り出した。尼崎医師会は、1957（昭和 32）年に尼崎市における戦後初の公害被害調査を実施するなど、数々の疫学調査を実施した。1969（昭和 44）年から尼崎市内の 10 カ所における調査を実施し、慢性気管支炎有症者率は亜硫酸ガス濃度と相関関係にあることを確認した（尼崎市医師会六十年史, 1981）。その資料は、1970（昭和 45）年 11 月に施行された尼崎市独自の公害医療救済制度と、同年 12 月の政府による公害救済法施行に影響力をもたらした（尼崎市医師会六十年史, 1981）。

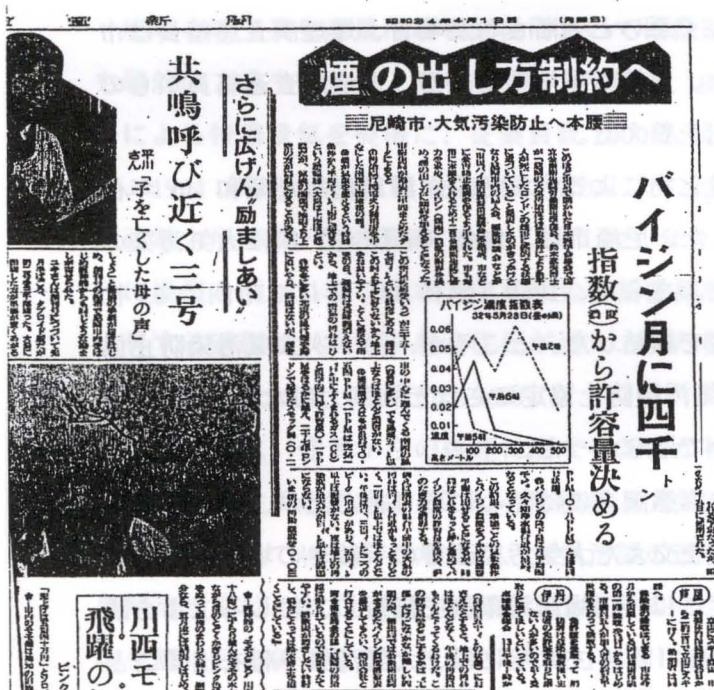


図6-2 大気中の煤塵量を報じる新聞記事

注) 昭和34年4月13日付読賣新聞より抜粋

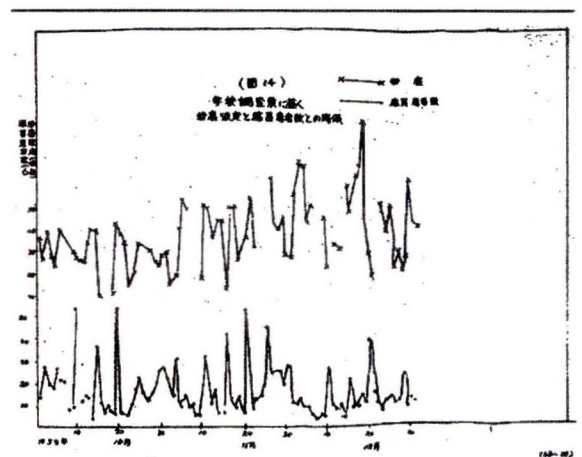


図6-3 大気中の粉塵の濃度と感冒患者数の関係

注) 尼崎市衛生局環境衛生課（1961）図14より抜粋

3.3. 大気汚染問題に対する住民の対応—杭瀬団地の活動

大気汚染に悩まされてきた被害者のなかには、戦前のような市当局の工場への強い働きかけが認められないことに不満を持つ人々、また劣悪な居住環境にしぶれを切らした人々のなかには、大気汚染問題を改善しようと活動を起こす人々が現れた。尼崎市の杭瀬団地の自治会はその一例である。杭瀬団地の動きについて、加藤（1970）が詳細に記述している。加藤の報告をまとめてみると、次のように整理できる。

杭瀬団地は、兵庫県住宅供給公社が「緑なす団地」という触れ込みで1966（昭和41）年に建設した。杭瀬団地は、尼崎市南部工場地帯の煤煙や悪臭が南南西から北北東への季節風に運ばれてくる地理的条件にある。そのため、煤塵による家屋の汚れやアルミサッシのさびが激しいうえに、入居後にぜんそくや肺炎で入院する患者が目立つようになった。杭瀬団地の住民は、自治会を通して市当局と県住宅供給公社に事情説明と対処を求めたが、なんら対策が講じられることはなかったという。市長に直談判しても、期待するような返答が得られなかったため、杭瀬団地の住民の間で大気汚染問題の実態について自分たちで学習しようという動きが芽生え始めた。住民らは大気汚染に関する新聞記事の切り抜きから始め、分からないことがあれば尼崎市公害課へ何度も足を運び、大気汚染に関する質問を行った。そのほか、「公害」に関する書物にも目を通した結果、大気汚染が人体に及ぼす影響は深刻であることが住民の間で認識されていった。

杭瀬団地の住民は、大阪府堺市の「堺から公害を追放する市民の会」の活動ニュースを参考に様々な活動を実施していった。まず、これまで集めた大気汚染のデータを整理した資料を団地の居住者に配布した。資料をみた住民のなかから、住民組織をつくり運動を起こそうという声が高まってきた。そして、1968（昭和43）年には、尼崎市南部の高等学校の教師を中心とした尼崎市初めての市民運動組織である「杭瀬地区公害対策準備会」が結成された。同準備会は、厳格な会則があるわけではなく、誰でも会員に登録することができ、また随時辞めることが出来た。会費も徴収せず、活動費は有志によるカンパで補う20名ほどの小規模な団体だった。同準備会は、大気汚染が身体に及ぼす影響等について学習会を重ね、「公害ニュース」を発行した。同準備会は精力的に活動を展開し、議会への陳情行動、署名募集活動、駅前でのビラの配布活動、電力会社などの企業訪問、兵庫県への要請活動など実施した。次第に同準備会の会員数は増え、1969（昭和44）年10月には約300世帯に達し、杭瀬団地住民以外にも周辺商店街の人々あるいは大学生も参加するようになった。杭瀬地区以外の参加者も増加した結果、「杭瀬地区公害対策市民の会」に名称を改め

た。同会は、周辺自治会や市民団体への呼びかけを行うほか、1ヶ月50円の会費で会員を募り組織を拡大していった。1970（昭和45）年5月には、同市民の会は尼崎商工会議所会頭に公害対策を申し入れた。

時代の流れとともに、公害反対の声は杭瀬地区に限定したものではなくなってきた。杭瀬地区以外にも、同市南部の築地地区では国道43号線を通行する車両の排気ガスと、騒音に悩まされる住民が増加していた。一方、同市北東部の武庫之荘地区では、大阪空港から離陸する飛行機の振動に対する苦情が出ていた。このように、市内の一地区だけではなく、全市的な組織を結成して公害反対運動を盛り上げていく気運が高まった。その結果、「尼崎から公害をなくす市民連絡会」が結成された。定例会を重ねるうちに、「森永ミルク中毒のこどもを守る会」や「尼崎新婦人会」が同会に加盟し、弁護士および医療関係者を中心とする個人会員も20名近くに膨れ上がった（加藤、2005）。

全市的な組織による活動に加えて、杭瀬地区公害対策市民の会では、関西電力第一・第二発電所の稼働停止を実現させようと活動しつづけた。しかし、いかなる手段で稼働停止を迫るかについては、杭瀬地区の住民の間でも結論を出せずにいた。議論が重ねられていた頃、日本科学者会議兵庫支部から「電力産業公害シンポジウム」の話しが持ち込まれ（加藤、2005）、同シンポジウムに参画することが決定された。尼崎から公害をなくす市民連絡会と杭瀬地区公害対策市民の会が協力した電力産業公害シンポジウムは、参加者はおよそ180人で報道関係者は15名ほど訪れていた（加藤、2005）。同シンポジウムでは、電力産業の公益性と公害対策に関する科学的な分析のほか、発電所の主燃料である重油はどの重油を使用すれば良いのかといった問題が取り上げられた。住民は、同シンポジウムで科学的な知見を得て、公害反対運動の気運を高めていった。

全市的な公害反対運動が活発化していたものの、尼崎市による市内の潜在的な公害病患者の認定は十分に進んでいなかった。杭瀬地区公害対策市民の会などで活動していたメンバーは、尼崎市医師会の協力を受けて、公害病患者の医療救済と被害補償の問題を解決しようという動きを強めた（加藤、2005）。公害病患者の医療救済と被害補償という2つの問題を解決するには、患者個人の力では如何ともし難い部分があった。そこで、公害患者とその関係者を組織化して、加害者や行政に訴えていくことが必要とされるようになった。このような要請に応えて、1971（昭和46）年には、気管支喘息、慢性気管支炎などに苦しむおよそ60名の患者及び家族によって、「尼崎公害患者・家族会」が結成された。尼崎公害患者・家族の会は、加害者に対して大気汚染の改善を求める抗議活動や陳情を積極的に

行い、尼崎市におけるその後の大気汚染問題の改善手続きを踏むうえで重要な役割を果たすことになる。

3.4. 大気汚染問題の改善手続き―被害者と加害者の特定

大気汚染問題の改善手続きを踏む際には、被害者と加害者が特定されていることはもちろん、大気汚染の汚染源と人体への影響が科学的に実証されていることが求められる。戦前においては、発電所やその他企業の排煙が主な汚染源であったが、高度経済成長期においては企業関係者以外の人々も加害者となる事態を迎えた。その一つが、排気ガス問題である。加害者の特定が困難であるばかりではなく、ぜんそく等疾患の原因を特定するのも容易ではない。このような不確実な要素が、大気汚染問題の改善手続きの開始を遅らせたと考えられる。

排気ガス公害が世論を賑わすようになった昭和 40 年代に入ると、尼崎市内においても国道 43 号線及び阪神高速道路の管理主体の瑕疵を訴える声が聞かれるようになった。尼崎市内には 12 の主要幹線道路があり、大気汚染に加えて騒音も深刻であった（公害なくせ尼崎市民集会実行委員会，1974）³⁾。国道 43 号線の大部分は幅員 50 メートルの 10 車線で構成されており、大阪市から神戸市に至る総延長 30 キロメートルの幹線道路である。さらに、高架式の阪神高速道路神戸西宮線、同市より東側には高架式の阪神高速道路大阪西宮線が設けられており、全通行車両中の大型貨物車の割合が高い。尼崎市の中南部では、阪神高速道路大阪西宮線、国道 43 号線、国道 2 号線が南北に走る道路と交差しているため、現在も国道 43 号線の沿道において、二酸化窒素（NO_x）及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準が達成されていない（道路交通環境対策関係省庁連絡会議，2000）。

尼崎市が有識者を対象にした調査の結果、尼崎市の住民の 8 割以上が騒音や振動に不満を持っていることが明らかにされた（神戸新聞，1972）。国道 43 号線沿いの住民のなかには、自宅内にブロックを積み重ねて騒音から逃れている人もいたという（神戸新聞，1973）。この状況下で、1969（昭和 44）年、国道 43 号線上に阪神高速道路大阪西宮線の建設が決定したことから、沿道住民は強く反発した。大気汚染、振動、騒音に悩まされてきた沿道住民は、阪神高速道路の建設に反対するなど、国道と高速道路の管理主体に対して通行車両の規制を申し入れる動きを活発にさせていった。

1970（昭和 45）年の公害国会において、公害解決に向けた指針が明確に示されたことを受け、国は大気中に含まれる有害化学物質の排出基準を設けた。1972（昭和 47）年には、二酸化窒素環境基準として 1 時間あたりの平均値が 0.02ppm 以下と設定された。翌年の

注 3) 大気汚染防止法では、窒素酸化物、粒子状物質、一酸化炭素、炭化水素及び鉛化合物を自動車排出ガスと定められている。ガソリン車から排出される主な有害物質は、窒素酸化物、硫黄酸化物、一酸化炭素（CO）、炭化水素（HC）、鉛化合物及び黒鉛である。ディーゼル車から排出される主な有害物質は、窒素酸化物、ディーゼル排気微粒子（DEP）、硫黄酸化物、一酸化炭素、炭化水素及び黒煙である。このほか、自動車の走行に伴うブレーキ、クラッチ、タイヤ及び路面の磨耗によって発生する粒子状物質（SPM）がある。

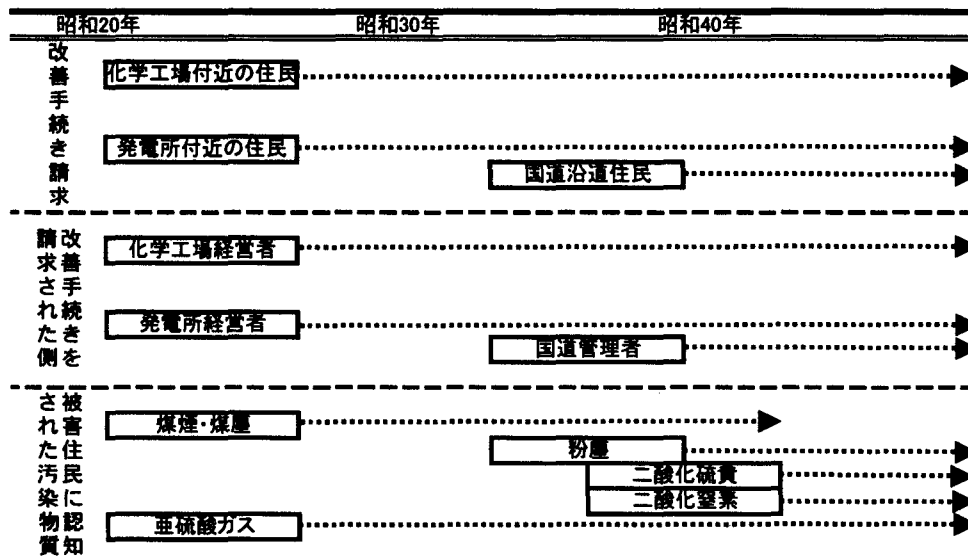
1973（昭和 48）年には、日本で初めて健康被害に対する補償を含めた法律である公害健康被害補償法が成立した。大気汚染による健康被害として認定された人々に医療費を援助する同法が制定され、尼崎市はその第一種地域に指定された⁴⁾。このように、公害問題に対する世論が喚起されたことを背景に、行政レベルで段階的に大気汚染問題の改善手続きが踏まれるようになった。

このような国家レベルの動きを反映してか、1972（昭和 47）年には、尼崎市においてようやく被害者と主たる加害者とされた関西電力への立ち入りと大気汚染問題の改善手続きの場が設置された。尼崎市の提案で、住民と関西電力との話し合いの場が設けられ、計 4 回継続的に審議された。ところが、関西電力側は被害者に対して対談を中断すると通告した。被害者は、関西電力本社へ抗議状を送付したほか、1973（昭和 48）年には「第一回公害なくせ県民大集会」を実施した（尼崎大気汚染公害訴訟原告弁護団, 1998）。被害者は、関西電力が誠意を持って問題を解決しようとする姿勢が認められないといった手続き的な不公正感を有していたことが予想される。

終戦直後から高度経済成長期にかけての大気汚染をめぐる主な動きは、次のようにまとめることができる（表 6-3）。一部地区住民の問題ではなく、市域全体の問題として認識されるようになった。大気汚染問題の深刻さを認知する人々が増加し、町内会単位で組織化されていた住民団体は市域規模にまで拡大され、後に公害反対活動で中心的役割を果たすことになった。さらに、国道を管理する国側の瑕疵を追及する動きが活発になってきたのもこの段階における重要な点である。住民レベルにとどまらず、医師会と尼崎市当局が大気汚染問題の改善手続きに向けた取り組みを実施し始めた。萌芽的ではあったが、終戦後から高度経済成長期においては行政機関・企業・住民が、大気汚染問題の改善手続きを踏む場が形成され始めた段階だったと言える（表 6-3）。

注 4) 1973（昭和 48）年 3 月 23 日当時の公害病認定患者数は 2760 人、1974（昭和 49）年 8 月 9 日現在の公害病認定患者数は 3651 人だった（公害なくせ尼崎市民集会実行委員会, 1974）。

表 6-3 大気汚染問題の改善手続きに関わる各主体と大気汚染の原因物質の変遷（昭和40年代まで）



注) 表記された項目は、各段階において相対的に重要と考えられた組織及び汚染物質である。矢印の長さも、特に顕著だった範囲を示している。ただし、表記されたもの以外の組織及び汚染物質がまったく関連していないことを意味するものではない。たとえば、煤煙・煤塵による大気汚染は昭和40年代前後にピークを迎え、それ以降は煤煙・煤塵を主とする深刻な大気汚染は認められなかったため、矢印はその段階において途切れている。しかし、大気中から煤煙・煤塵がまったく存在しなくなったことを意味するものではない。

4. 患者会・尼崎市当局・国の大気汚染問題に対する改善手続きへの取り組み

4.1 国の環境政策と尼崎市の大気汚染問題の改善手続き

高度経済成長期を経て、大気汚染の改善への動きは尼崎市内だけではなく、国全体が大気汚染に取り組むようになった。その代表例が、1973（昭和48）年に制定された公害健康被害補償法である。この法に定められた基準は、世界的に見ても厳しいものとして注目を浴びた。ところが、石油ショックによる不況が到来すると、政府の公害対策も大きく変化した（飯島, 1993）。オイルショックによる経済不況に見舞われたことで、国あるいは産業界から環境基準緩和に関する議論が浮上し始めた。1979（昭和53）年、環境庁は指定地域の指定を段階的に解除する方針を固め、中央公害対策審議会に諮問した。1977（昭和52）年3月末の全国の認定患者数は約53,000人で、患者数は増加傾向にある状況下での決定だったため、被害者団体は決定に対する反発を強めた。尼崎公害患者・家族の会は、兵庫県及び尼崎市に対して、環境基準の緩和に反対するように活動を起こした。兵庫県はこ

れを拒否したが、尼崎市は 1978（昭和 53）年に環境庁長官に慎重に審議を進めることを要求した。

しかし、政府は 1987（昭和 62）年 9 月に一都一府八県の 41 カ所の大気汚染公害指定地域をすべて解除し、新たに認定患者を指定しないことを決定した。1988（昭和 63）年 3 月には、中央公害対策審議会の答申に基づいて、公害健康被害補償法は「公害健康被害の補償等に関する法律」へと変わり内容も改定された。改定された主な点は次の三点である。第一点は第一種地域の指定解除、第二点はすでに認定されている患者への補償給付等の継続、第三点は大気汚染の影響による健康被害を予防するための事業の実施である。第一種地域の指定解除は、大気は新たな公害患者を生み出すほど汚染されていないので、今後は新たな大気汚染関係の患者を認定しないということを示している。ところが、飯島（1993）によれば、大気汚染が改善されたとしているのは硫酸化物関連物質による汚染の改善であって、当時の大気汚染の主要原因とみなされていた窒素酸化物はおよそ改善されていなかったという。そのため、被害者の不満を一層強めることになった。1985（昭和 60）年には、地域指定解除に反対する「10 月公害総行動」が行なわれ、尼崎市の患者会の代表者も参加した。しかし、1986（昭和 61）年に新公害補償法が成立し、翌年 3 月に同法施行に伴い、全国 41 カ所の第一種指定地域が全面解除された。

公害病の認定がなされなくなったことに対して、尼崎市を含め 45 の自治体が同意できない、あるいは慎重な対処を求めるという意思を表明した（江川, 2004）。そして、難色を示した尼崎市等の 19 の自治体が、公害健康被害補償法を肩代わりする救済制度を独自に実施することになった（藤田, 1991）。尼崎市では、患者を救済するための新たな制度として、同年 11 月、尼崎市は「公害被害者医療救済制度」を制定して患者を支援する体制を整えた。このように、公害健康被害補償法の改正は尼崎市の患者会と尼崎市当局が大気汚染問題の改善手続きに向けて取り組む契機となった。

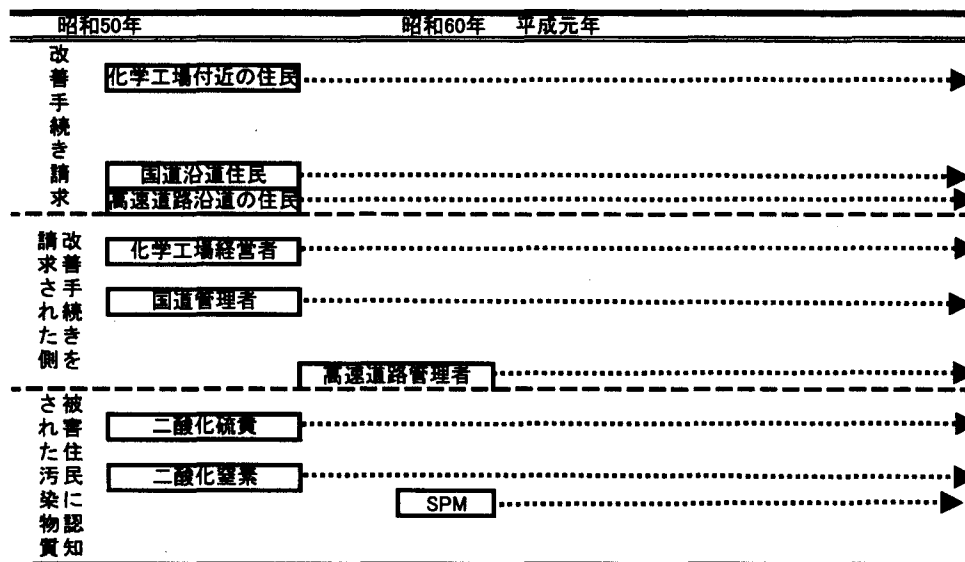
4.2 大気汚染問題の改善手続き一国・企業・高速道路公団を相手取った公害裁判の経緯

指定地域の解除や環境基準の緩和に対する国の責任を問うため、住民の一部が 1988（昭和 63）年 9 月に弁護団を結成し、同年 12 月に国、阪神高速道路公団、その他企業を神戸地裁に提訴した。当初、被告企業は 1998 年の西淀川公害裁判と尼崎公害裁判を同じものとして扱うわけにはいかないとして和解のテーブルにつこうとしなかった（野口, 2001）。西淀川訴訟では、大気汚染公害訴訟で企業と原告が和解し、大気汚染による健康被害が認められた前例のひとつである。被告としては、西淀川訴訟に続いて尼崎公害訴訟においても

健康被害を認められることは避けたいとする意図がうかがえる。原告は、被告に和解のテーブルにつかせるために、30万票の署名を集めるなどして世論の関心を高めることに尽力した。この流れに押されてか、被告企業は和解のテーブルにつき、1999（平成11）年には、被告企業が約24億円の解決金を支払うことで和解が成立した。その後、2000年1月に神戸地方裁判所において、健康被害の賠償責任とその侵害が現在も継続していることが認められた（全国公害弁護団連絡会議, 2001）。

2000（平成12）年には、裁判所は国・阪神高速道路公団に対して約2億円の支払いと、浮遊粒子状物質（SPM）の差し止めを指示した。控訴審では、大阪高等裁判所は和解を勧告し、国側が排気ガス規制に取り組むことで2000年11月に和解が成立した。和解では、「連絡会」で国交省側と被害者が大気汚染改善に向けた手続きを踏むことが条項に含まれた。ところが、被害者側は国交省側の対応に反発を強め、却って両者の対立を生んだ。その結果、被害者は公害等調整委員会へのあっせんを申し入れ、同委員会は国交省側に環境改善に対する申し入れを行った。2003（平成15）年6月、公害等調整委員会は汚染実態が改善されていないものとして、大型車の車線制限、一定時間帯における特定ナンバーの車両の通行を禁止する規制策を示し、これに向けて国土交通省が国道43号線で大型車の運行経路・迂回路等の交通調査を行うあっせん案を提示し、原告、国土交通省、阪神高速道路公団が合意に至った。このように、住民と企業・公団が法廷で争った昭和50年代以降は、法廷にて原告である被害者が国交省等の行政機関と企業を相手取って、問題の改善を要求するという画期的な段階だったと言える（表6-4）。

表 6-4 大気汚染問題の改善手続きに関わる各主体と大気汚染の原因物質の変遷（現在まで）



注) 表記された項目は、各段階において相対的に重要と考えられた組織及び汚染物質である。矢印の長さも、特に顕著だった範囲を示している。ただし、表記されたもの以外の組織及び汚染物質がまったく関連していないことを意味するものではない。

5. 考察

5.1 大気汚染問題の歴史と大気汚染問題の改善手続きとの関連

大気汚染問題の改善に向けた取り組みの歴史を概観すると、いくつかの特徴的な点がある。第一に、行政機関の対応のみで大気汚染問題を改善するのが困難であるということである。奥田（1961）は、一般的に汚染者は被害者が事態の改善を訴える以前に、積極的に被害を補償しようとすることは非常に少ないと指摘している。加害者に非を認めさせ、改善させる役割を担うのは行政機関の責務の一つと考えられる。原則としては、加害企業の場合は地元自治体が操業停止処分などの措置を下すべきであろう。伊藤（1961）は、政府当局あるいは地方自治体の大気汚染対策が不十分であったことが大気汚染の改善を困難にしたと解釈している。実際には、戦争や経済事情という国政事情に大きく左右されるうちに、地域産業の振興と公衆衛生面の改善の間で板挟みになっていたように、行政機関が対処できる範囲には限度がある。このようなことが、大気汚染問題の改善手続きを遅らせた一因と考えられる。

第二に、地域住民にとって身近な機関が、大気汚染問題の改善手続きを加害者に求めたことである。戦前では市議、戦後においては地域の医師による支持のもとで地道な活動を続けた。また、行政レベルでの取り組みにおいても、県と市とは異なっていた。戦前においては、尼崎市の関係者は、加害者に対して煤塵除去装置の設置を求め、県にも対処を求めた。ところが、県はそうした市の要請を却下することが多かった。戦後においては、尼崎公害患者・家族の会が、兵庫県及び尼崎市に対して環境基準の緩和に反対することを求めたが兵庫県は拒否した。一方の尼崎市は、1978（昭和 53）年に環境庁長官に対して、慎重に審議を進めるように要求した。地域住民と密接に関わりあっている者とそうではない者の大気汚染問題改善への取り組みへの温度差が、問題改善手続きの場の設置を妨げたとも考えられよう。

第三に、被害者は大気汚染を地域の問題として周知させるため、他地域の公害反対団体と連携したことである。工場が集中する尼崎市南部地域だけではなく、北部を含めた周辺地域に居住する住民との問題意識の共有化を図った。周辺地域の住民にも、大気汚染は人体に悪影響を及ぼすものであるという認識を共有化することで、被害者は市域での発言力を増していった。そして、国が大気汚染問題に関する法規制を施行するようになると、大気汚染の改善手続きを要請する動きは、尼崎市内だけではなく他の都府県においても活発

になった。他都府県で同様の活動を展開している団体との連携を深めることで、一連の活動は環境保全に対する意識の高まりにあと押しされ、世論への影響力を増していった。他の組織と連携し世論に訴えることで、大気汚染が一地区の問題ではなく地域全体、ひいては社会問題であることを認識させ、そして加害者に対して大気汚染の改善手続きの場を要求する大きな動きとなった。

第四に、公的機関による大気汚染調査が、大気汚染問題の改善につながったことである。先述のように、疫学調査を実施できる人は限られており、精緻な分析と因果を証明するには専門家でさえも困難を極めることがある。科学的な解明を目指して、尼崎市医師会、尼崎市当局、国立公衆衛生院が調査に乗り出した。尼崎市医師会は、小中学校の生徒とその父兄の健康被害調査を実施し、大気汚染が人体に及ぼすことの因果関係を実証した。また、尼崎市当局は国立公衆衛生院と讀賣新聞社大阪支社の協力のもと、尼崎市上空の汚染物質の調査を実施し、大気汚染の原因をつきとめた。さらに、被害者たちも、自ら大気汚染が人体にどのような悪影響を及ぼすかを知るための学習会を実施するなど、積極的に知識を得ようとした。科学的な裏づけが得られたことで、大気汚染問題の改善手続きを要求する組織的活動はより一層盛んになった。

5.2 大気汚染問題の改善手続きにおける問題点

以上のような経緯を経て、国交省や企業を相手取った裁判へと発展し、和解へと至った。その後の公害等調整委員会において、被害者は大気汚染問題の解決手続きを踏むことになった。その後、国交省側と被害者側が大気汚染改善に向けた手続きを踏むための「連絡会」が設定されたものの、十分に機能せず却って両者の対立を生んだ。その結果、被害者は公害等調整委員会へのあっせんを申し入れ、同委員会は国交省側に環境改善に対する申し入れを行った。ただし、公害等調整委員会のあっせんは、法的拘束力をもたないことを踏まえると、今後両者による大気汚染改善に向けた手続きが円滑に進むとは考えにくい。被害者側があっせんを申し入れた背景には、国交省側の担当者が定期的に代わってしまうことや、交通量調査の実施を被害者側に事前連絡をせずに実施したことへの不信感がある。両者が、対等な立場で率直な議論を交わすという、社会心理学的な手続き的な公正さ(Lind & Tyler, 1988; Tyler & Lind, 1992)を実感できる状況ではないと言えるだろう。尼崎市のあっせん事例にあるように、国交省の担当者が辞令ひとつで次々と代わっていくという制度上の問題点も無視できない要因のひとつである。和解後の連絡会において、国交省の担当者が数人も入れ替わったことで、「信頼関係を築こうと思っているのに（国側が）崩していく」

と批判の声も上がった（神戸新聞, 2002）。必ずしも日本における環境政策は一貫性があるとは言えず、世論における環境破壊への危機が盛り上がった際には政策決定における環境問題の優先順位があがることさえあるという（船橋, 1993）。今後は、手続きの場を構成する人員構成とその制度上の問題を含めて検討する必要があるだろう。

また、被害者と加害者の間では、法廷等の問題解決のための場に対する捉え方が異なることがある。公害等調整委員会のあっせんが象徴するように、法廷での和解が実質的に改善手続きに直結するとは限らない。法廷の場において、加害者は公害対策の限度を説明し、住民の誤解を解こうとする。一方、被害者は汚染物質の排出を停止させるための場と考えているように、同じ土俵で議論しているとは限らない。そのことを象徴するかのよう、和解に至るまでおよそ 15 年を要した。大気汚染に対する認識と法廷での手続きに対する認識に溝が認められたことが、その理由の一つと考えられる。

以上のように、現時点においても被害者と加害者は良好な関係にあるとはいえない。ただし、新たな動きも芽生え始めている。近年、住民とのリスクコミュニケーションを重視する企業が増えつつある。1995（平成 7）年に日本レスポンシブル・ケア協議会が設立され、企業が環境と化学物質の安全性に配慮しようとする動きが高まっている（日本レスポンシブル協議会, 2003）。当協議会に参画している企業は、化学物質の製造、物流、使用、最終消費を経て廃棄に至るすべての過程において自主的に活動の成果を公表し、地域住民とのリスクコミュニケーションを実施している。2003 年 10 月現在での会員企業は 114 社となっており、地域における活動と会員企業を対象とした学習会等を実施している。化学物質を扱う企業関係者が住民と対話しようとする時代へと変わりつつあると言える。今後は、地域住民との対話の場の設定手法を検討することに加え、地域住民のリテラシー向上に取り組むことが不可欠となるだろう。

第7章 総合考察

本論文では、手続き的公正知覚の効果とそれを規定する要因について検討してきた。一般的に、公正さの問題は人々の損得に深く関わるが多いため、分配のあり方に対する合意を得るのが困難であると考えられる。しかし、決定による損害を被ることはなくとも、自分のあずかり知らないところで勝手に物事が決められてしまったなら、釈然としない思いをすることがある。決定が便益をもたらしうるかが、人々の決定を評価する唯一の基準ではないという考えに基づいて、本論文では複数の研究を紹介してきた。

第2章では、人々はひとつの手続きを断片的に知覚するのではなく、権力に対する印象が強く反映されることが確認された。第3章では、手続き的公正知覚が当該手続きで決定された制度に関わる人々への印象に影響を及ぼすことが確認された。防災を事例とした第4章では、水害による被害度という経験的要因に関わらず、手続き的公正知覚は「住民の自己責任に基づく防災対策」を規定することが確認された。模擬社会ゲームを用いた第5章では、貧富の格差や社会における地域活動の変動性という要因によって、手続き的公正知覚が異なることが確認された。第6章では、兵庫県尼崎市の大気汚染史を事例にとりあげ、大気汚染問題の改善手続きの遂行を促す出来事と阻害する出来事について整理した。

以上の検討を通じて、手続き的公正知覚が決定への評価だけではなく、決定に携わる人々の印象形成にまで影響力を有すること、権力のあり方そのものが手続き的公正知覚に反映されることが、人々のおかれている立場によって、手続き的な公正さに対する考えは異なることが確認された。本章では、本論文の各章で確認された結果を整理したうえで、本論文の結語とする。

1. 政策的決定への評価を規定する要因

1.1 行政機関に対する一般的知覚

第2章では、住民の行政機関に対する信頼性や手続き一般に対する公正知覚で構成された行政機関への一般的知覚（神戸市に対する一般的知覚）が、特定の政策的決定手続きに対する公正知覚（公共事業の開発手続きに対する公正知覚）を規定することが確認された。行政機関に対する一般的知覚は、個々の政策的決定手続きに個別化することを示唆している。人々が行政機関への一般的知覚を重視するのは、信頼することができる行政機関、また手続き一般が公正である行政機関の存在が、豊かな生活に直結し得るためと考えられる。仮に、信頼できないうえに、手続き一般が不公正に感じられる行政機関の下で暮らすこと

になれば、あらゆる政策的決定に対する不信感が強められる。たとえば、公共の福祉を高めるような政策的決定でも、行政機関に否定的な一般的知覚を有する人々は、「安心して行政に任せられない」ことから、決定を支持しようとはしないであろう。第1章において触れたように、人々は道義的な側面から手続きを重視するが（Lind & Tyler, 1988; Tyler & Lind, 1992）、別の考えからすれば「権力は安心して任せられるか」という側面から手続きを重視するとも考えられる。手続き的公正研究において安心という視点にたつことは一般的ではなく、これまで言及した例は見当たらない。今後は、この点についても検討して行く必要があるだろう。

一方で、行政機関への一般的知覚は、行政機関の決定の善し悪しを判断するためのひとつの手がかりにされるという考えもある（Lind, Kulik, Ambrose, & Vera Park, 1993）¹⁾。先述のように、行政機関は様々な政策的決定を下しており、その実数は膨大な数にのぼる。そして、各々の事項を記載したものは、専門用語が散りばめられた難解なものであり、我々が理解するには多くの時間を必要とする。個別の政策的決定手続きに逐一注意を払っていても、時間的にも精神的にも相当の負担がかかる。このような生活を送ることが豊かな生活に結びつくとは考えにくい。そこで、人々は決定の善し悪しを即時的に判断するうえで、手続き的な公正さを重視するとされている（Lind et al., 1993）。

以上のように、権力の道義性の観点から権力への信頼性や手続き的な公正さを重視する「関係的」な説明がある一方で、決定の善し悪しを即時的に判断するうえでの判断基準に過ぎないという「道具的」な説明がなされている。社会心理学領域における手続き的公正研究の多くは、人々は権力の道義性の観点から手続き的な公正さを重視すると説明している。人々にとって非常に重要な決定に対しては、決定を下した権力の道義性は重要な情報の一つになる。ただし、人々にとってまったく重要ではない決定に対しては、決定の善し悪しを判断するために手続き的な公正さを重視するかもしれない。つまり、決定に対する重要度の違いによって、人々が手続きを重視する理由が変化する可能性がある。一般的に、先行研究の多くは法廷での判決や住民生活に密接した政策的決定（税制改革・渇水など）が事例とされており、決定の重要度という変数を考慮した手続き的公正研究は非常に少ない。今後、問題の重要度と手続き的な公正さとの関連性については、検討を重ねる必要があると言えるだろう。

注 1) Lind, et. al. (1993) は、決定の善し悪しを即時的に判断するために人々は手続き的な公正さを重視するという fairness heuristics model を提唱した。

特定の政策的決定手続きの公正知覚は、当該手続きによって得られた政策的決定に対する評価を規定していた。両変数は負の関連性であったことから、公共事業の開発手続きを不公正に知覚する人ほど、公共事業開発に伴う環境破壊は深刻であるとみなすことを示唆している。ところが、一般的な市民生活を送る人々が、神戸市営地下鉄海岸線及び神戸空港建設の環境影響調査の結果を市役所等で閲覧して、どの程度自然環境に悪影響を及ぼしているかを知ろうとする人は少ない。また、仮に環境影響調査の結果に問題が確認されなかったとしても、数年後あるいは数十年後に事前に想定されていなかったような環境破壊を招くかもしれない。このように考えるならば、決定がもたらす結果が不確実性に富んでいても、公正な手続きが踏まれたと感じられるのであれば、人々はその決定は良い結果をもたらすと判断すると言えよう²⁾。

本論文でとりあげた公共事業、町づくり、防災、環境問題は、決定が将来的にどのような結果をもたらすかが必ずしも明確ではない場合が多い。戦略的には、各事例において先導的な役割を果たす行政機関や町内会にとって、人々の理解を得るために公正な手続きを踏むことが重要になるとも言えよう。ただし、Lind & Tyler (1988) が主張するように、公正な手続きを踏んでいると見せかけて人々の支持を得て、社会にとって好ましくない方向に導くようなことは避けなければならない。手続き的に公正であることと、決定が肯定的な結果をもたらす主観的確率との関連性については、今後検討を重ねる必要がある。

1.2 自然環境の破壊に対する認知

一方、自然環境破壊の深刻度の認知変数に着目すると、第2章の分析結果は自然環境の認知は客観的なものではなく主観的なものであることを示唆している。公共事業に対する反対活動に参加する人々のなかには、自然環境への悪影響を懸念する人が少なくない(大野・エバンス, 1992)。第2章の分析結果から、自然環境への悪影響を理由に反対する人々のすべてが、公共事業によって環境が破壊されることを理由に反対運動に加わっているとは限らないことが考えられる。公共事業の開発手続きに対して不公正であると知覚する人ほど、開発に伴う環境破壊をより深刻に評価することを踏まえると、開発手続きに公正さを感じられない人々が環境破壊を懸念している可能性がある。

また、手続き的公正知覚という心理的要因が、環境破壊の深刻度の認知を規定することは、見方を変えれば環境破壊という事実と深刻度の認知は乖離していることを示唆している。このような知見は、社会心理学領域以外の学問領域でも指摘されている。嘉田 (1993)

注 2) Murphy & Tanenhaus (1969) は、不利益をもたらすような決定であっても支持を高めうることを、手続き的公正知覚による支持の緩衝作用 (cushion of support) と呼んでいる。

は、人間と環境との情緒的な結びつきがどのような過程で形成されるかについて述べている。本論文の第2章と嘉田及び Tuan の知見とは分析手法が異なっており、同様の見解が得られたと結論づけることは適切ではない。自然環境破壊の認知がどの心理的要因に規定されるかについては、今後検討を重ねていく予定である。

2. 手続き的公正知覚が周辺環境の認知と決定に関与する人々の印象形成に及ぼす影響

従来の手続き的公正研究では、手続き的公正知覚が決定に伴う環境変化の認知や決定に関わっている人々への印象形成にどのような影響を及ぼしているかについては検討されていなかった。第3章においては、棚田オーナー制度の実施手続きに対する公正知覚と棚田オーナー制度への評価及び同制度に関わっている都市住民に対する印象との関連性について検討した。分析の結果、棚田オーナー制度が公正な手続きで実施されたと知覚する住民は、棚田オーナー制度に参加している都市住民に対しても好意的に評価していた。逆に、不公正な手続きで実施されたと知覚する住民は、棚田オーナー制度に参加している都市住民に対して否定的に評価していた。

しかし、棚田オーナー制度に参加している都市住民は、棚田オーナー制度の実施時の決定手続きには誰一人として関与していない。そもそも、制度の実施における手続きが公正であったかは、その制度に関わる人の性格あるいは行為と直接的な関係はない。それにも関わらず、制度の実施手続きの公正知覚がその制度に関わっている人物の印象形成に影響を及ぼすということは、手続き的公正知覚は決定評価を高める点で重要であるだけでなく、同制度に携わる人々の印象を形成するという点でも重要な役割を果たすといえる。

3. 手続き的公正知覚の相対的重要性と経験的要因（浸水による被害度）による違い

第4章では、手続き的公正知覚とその他の心理的要因が決定評価に及ぼす影響度の相対的な違いについて検討した。防災対策を事例として、手続き的公正知覚、水害への関心、主観的規範、水害への不安のうち、いずれの心理的要因が、行政機関の決定のひとつである「住民の自己責任による防災対策の推進に対する評価」（以下、自己責任評価）を強く規定するかについて検討した。統計的分析を行った結果、東海豪雨災害で浸水被害を受けなかった人は、主観的規範、手続き的公正知覚、水害への関心が自己責任評価を規定することが示唆された。一方、床下浸水被害を受けた住民においては、主観的規範と手続き的公正知覚が自己責任評価の規定因として認められた。そして、床上浸水被害を受けた住民に

においては、主観的規範、手続き的公正知覚に加えて水害への不安が自己責任評価を規定していた。なお、水害への不安と住民の自己責任評価との間に負の関連が認められたという分析結果は、水害に対して不安を感じる人ほど住民の自己責任による防災対策に対して否定的な見方をしていることを示唆している。その理由としては、床上浸水で家屋または家財に大きな被害を受け、また身の危険を感じた人にとって、たとえ住民の自己責任で防災対策を実行していても被害軽減に限度があるとみなしていることが考えられる。

3.1 不安感の効果

先述のように、住民に防災対策を促すには住民の自然災害に対する不安レベルを高めるべきだという指摘がなされている（水野，1981）。床上浸水被害を受けた住民においては、水害への不安は自己責任による防災対策の実行の規定因として機能していなかった。甚大な被害を受けた人に対しては、水害の恐ろしさを伝えることは住民による防災対策の実行意図を高めるうえで非効率的であるとも言える。床上浸水を目の当たりにした人にとって、必要以上に不安感が高められると、住民の自己責任で備えたとしてもどうしようもない、あるいは行政機関による治水構造物に頼るしかないという無力感に駆られると考えられる。逆に、浸水被害を受けなかった人や床下浸水を受けた人においては、水害対策の重要性和被害を軽減するための方法とそれに付随するコストに関する情報を詳細に提供することが必要であろう。したがって、従来型の画一的な防災啓発活動とは異なる、住民の被災経験における被害度に応じた形で適切な防災教育を実施することが重要である。

3.2 防災啓発活動のあり方

手続き的公正知覚は、住民の自己責任に基づく防災対策への評価を規定していたが、従来型の防災啓発活動は行政機関によるトップダウン型のコミュニケーション方式だった。従来、国は防災基本計画を策定し、それを受けて地方自治体が地域防災計画を策定し、官から民へ一方向的に実施される傾向が強かった（河田，2001）。河田（2001）は、全国の地域防災計画は、各地域の自然条件あるいは地域社会の特性を相対的にしか考慮せずに、画一的で市民にとって魅力に乏しい、しかも実効性の裏づけのない内容となってしまったと断定している。従来の方法では、住民の被災経験の有無に応じた情報提供は困難であるうえに、地域特性に応じた防災啓発活動を実施するのが困難である。それだけではなく、住民の意見を聴取することもままならないため、住民は行政機関が防災対策を住民に押し付けているとみなしてしまう可能性もある。

近年、神戸市、愛知県、広島県、あるいは新潟県など、行政機関と住民による協働の防

災町づくりを実施している地域は増えつつある。たとえば、国土交通省では「土岐川・庄内川コレカラプロジェクト」において河川の流域単位でワークショップを実施している。土岐川と庄内川の流域は、かつてから水害多発地域であり、国土交通省の関係者と専門家がワークショップを開催し、住民と意見を交換しながら議論を続けている。このような活動を通じて、住民は水害リスクを意識するとともに関心を高めてゆくことが可能になる。

行政機関と住民間の双方向的な取り組みは、ハザードマップの配布においても求められる。行政機関によるハザードマップの作成及び配布は、東海豪雨災害後に盛んになり、今や100を超える自治体が作成している。ところが、それを参照して避難路を確認する人は非常に少ないことが問題視されている。住民側にとって、ハザードマップを配布されたとしても、予想浸水深はどのような基準に基づいて設定されているかといった基本的なことが伝わってこない。福島県郡山市の事例によると、ハザードマップを参照していたことで避難が早くなったという結果が報告されている（群馬大学工学部建設工学科都市工学講座片田研究室, 2000）。ところが、実際には住民はハザードマップに対して強い関心を持っているわけではなく、行政機関が全戸にハザードマップを配布した地域においてさえ、ハザードマップを紛失した住民が非常に多いことが確認されている（竹内・高尾・佐藤・福園, 2004）。行政機関は、住民に対して自己責任に基づく防災対策を要求するだけでなく、双方が歩み寄って協働し合えるような体制を築くことが肝要である。

4. 状況要因の影響

第5章では、模擬社会ゲームを用いた分析を行った。手続き的公正知覚は、統計的解析において時期と地域の交互作用に有意な傾向が認められた。また、貧富の要因としての「地域」による効果については有意な結果が認められた。貧富の格差と社会における集団の変動性によって、手続きが公正に知覚されるかが変化することを示唆している。社会情勢が大きく変化した場合、地域における決定手続きの公正さもさることながら、地域の上位機関である国家の措置における決定手続きのあり方に関心に移ることもあると考えられる。殊に、自然災害、伝染病、環境問題などで地域が非常事態に見舞われたならば、国家としての対応が求められることがある。模擬社会ゲームで言えば、赤地域での伝染病発生に対して、地域全体が集まって対処法を考えることに該当する。相互依存性が高まった状況においては、自地域内の決定手続きよりも地域間の手続き的な公正さが重視された可能性が高い。

先述のように、本章の分析結果で特に重要と考えられるのは、模擬社会で相互依存性が明確になった時点においてもプレイヤーの分配評価あるいは状況への満足度が一致するとは限らないことである。模擬社会ゲームの前期においては相互依存性が明確ではないが、後期に近づくほど地域間の協働がなければ模擬社会は危機を迎えることが明確になる。このように、前期から後期にかけて、模擬社会において地域間の活動形態は変動する。活動形態の変動という模擬社会における地域間の変動性要因と、富める地域と貧しい地域という貧富の要因の交互作用が、手続き的公正知覚、総合的状況への満足度、分配の均等さに関する認知において認められた。交互作用が認められたということは、富める地域と貧しい地域によっても手続き的公正知覚、総合的状況への満足度、分配均等知覚の違い、また伝染病、環境問題等の社会問題の発生による地域間の活動の変動性によっても心理的要因は影響を受けることを示唆している。貧富の要因と社会における地域間活動の変動性に交互作用が認められる限り、複数の地域の人々全員が満足できる状況は非常に稀であり、むしろ人々のおかれている立場や状況によって物事に対する反応は異なっているといえる。立場や状況の違いがもたらす認知の違いは、利害を異にする集団間での協働作業を困難にさせることが考えられる。公共の福祉を高めるための政策的決定への合意を得るのが容易ではないのは、このような点が理由にあると思われる。

5. 手続きが設定される経緯

地域住民が安心できる社会を形成するうえで、健康で文化的な生活を送ることができる居住環境を確保することは不可欠である。住居の近くに有害性物質が大量に排出されている地域で、健康で文化的な生活を送ることは非常に困難である。ともすれば、有害性物質で健康を失うこともあり、周囲の人々も心的な苦痛を味わうことになる。もし、このような事態を招いたならば、被害者側は汚染源を直ちに特定し、有害性物質の排出を規制するように汚染物質の排出者側に交渉する必要がある。ところが、被害者がたとえ苦情を訴えて問題の改善のための手続きを踏むように要求したとしても、汚染者側が大気汚染を改善するための場にあらわれない限り手続きは成立しない。第6章の兵庫県尼崎市の事例が示唆するように、社会心理学領域では手続き的な公正さの知覚が決定への評価を高めることが明らかにされているものの、手続きの場そのものが設定されないことも現実的にはありうる。大気汚染問題を改善し、健康で文化的な生活を送るのは、決して容易ではないことが分かる。

大気汚染問題の解決が容易ではないひとつの理由は、被害住民、行政機関、企業者間の利害関係のほか、歴史的背景、産業構造によって大気汚染問題の改善手続きに対する認識が異なるためである。海野（1993）は、大気汚染によって住民が健康を害していたとしても、社会的に問題であると認知されない限り環境破壊が環境問題として認知されることはないと指摘している。第一次世界大戦あるいは第二次世界大戦下において、重化学工業を推進することは国策であり、同時に生産活動を支える電力の供給手段も国策化した。戦時下において、大気汚染によって体を病んだ人々が存在したとしても、それを契機に企業や国が環境改善のための手続きを踏むことはありえないことだったという（飯島, 1993）。問題解決のための手続きの場を用意する気運が高まったとしても、手続きの場に対する解釈が立場によって異なっているため、問題解決が遅延することがある。尼崎市の事例では、被害者団体による活動を世論が後押しした結果、被告側を裁判における議論のテーブルにつかせることに成功したが、それまでは多くの時間と労力を要した。

さらには、問題改善手続きの場が設定された後においても、新たな問題が立ちはだかる。たとえば、神戸空港島の埋め立てに対して、「神戸空港・住民投票の会」は「環境影響調査の結果が出ていない計画段階の区域が含まれているのに、事業を進めることは疑問」と表明したのに対して、神戸市当局は「法手続き上問題はない」と相手にしなかった（神戸新聞, 1999）。開発手続きが公正ではないと主張する前者と、法手続きにそって開発を進めている以上何ら問題がないとする後者の間には、互いが主張する論点に違いがある。吉川（2000）は、行政機関は市民参加を政策受容の手続きとしてみなしているが、市民側は政策実施に伴うリスクを抑止するための手段としてみなしているとしている。大気汚染問題においても、被告は「被害者側の誤解を解き、自らの立場を正当化するための場」として位置づけていたと思われる。これに対して、原告は「被告に大気汚染による被害の深刻さを認識させ、そして事態を改善させ、自分たちにより良い生活と健康を取り戻させる場」として捉えていたと考えられる。大気汚染の事例では、被告と原告間において、大気汚染そのものの認知と問題改善の手続きそのものに対する認識に食い違いが生じていた可能性がある。両者の食い違いは、大気汚染問題に限らず本論文でとりあげた複数の事例にあてはめて考えることができるだろう。

現在、行政機関の様々な決定場面において、行政機関が住民の意見に耳を傾けるとともに十分な説明を行い、意思決定者と住民とが共に考えるという「共考」という考え方が求められている（木下, 1993）。このような意思決定者と住民との意見交換の場を設定するこ

とで、住民の制度に対する支持が高まると考えられる。

6. 手続き的公正知覚の効果と手続き的公正知覚をとりまく諸要因との関連性

本論文の分析結果を整理すると、以下のようにまとめることができる（図 7-1）。手続き的公正知覚は決定への評価を規定する一方、決定に関与する人々に対する印象形成に寄与し、さらに決定に伴う周辺環境の変化に関する認知にも影響を及ぼす。手続き的公正知覚は、特定の決定への評価だけではなく、決定による地域の変化の認知から決定に携わる人々の印象まで幅広く支配することを示唆している。その理由としては、特定の手続き的公正知覚は行政機関に対する一般的知覚（関係性評価と手続き一般の公正知覚）によって規定されるためと考えられる。手続き的公正知覚は、行政機関に対する人々の一般的知覚によって規定されることからわかるように、たとえ権力が公正な手続きを踏んだとしても、人々が権力を否定的にみなしているのであれば、その手続きを公正に知覚するとは限らない。また、手続き的公正知覚は、貧富の要因あるいは社会における諸集団の変動性という状況要因によって変化しうる。加えて、手続きの場合そのものは、歴史的背景や産業構造によっても影響を受ける。今後、社会心理学領域における手続き的公正研究を、社会心理学的に意義あるものにするのではなく、社会的実践に貢献しうるものにするには、少なくとも本論文で確認された点（図 7-1）を考慮する必要があるといえるだろう。

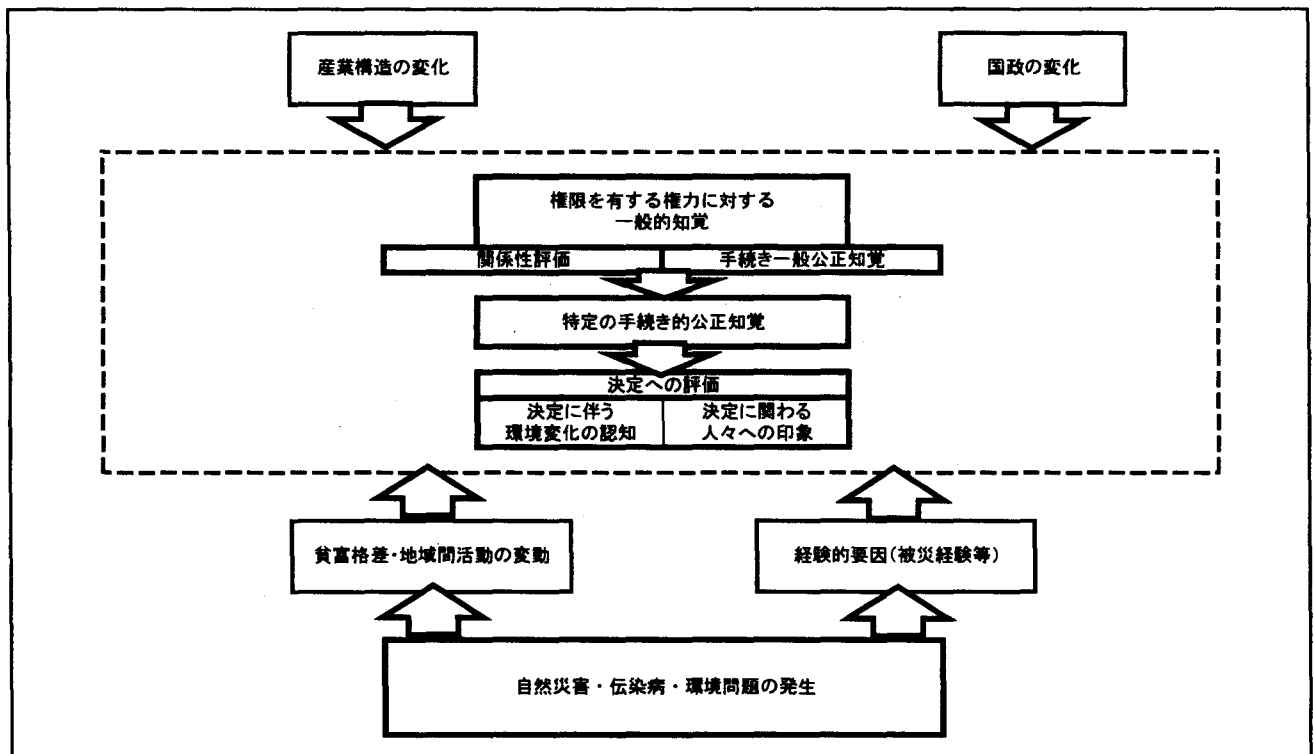


図 7-1 手続き的公正知覚が及ぼす影響と外的要因との関連性

引用文献

- 阿部 斉・新藤宗幸 (1997). 概説日本の地方自治 東京大学出版会
- 安倍北夫・三隅二不二・岡部恵三 編 (1988). 自然災害の行動科学 (応用心理学講座 3) 福村出版.
- Adams, S. (1965). Inequity in social exchange. In L. Berkowitz (Ed.), *Advances in experimental social psychology*, 2, New York; Academic Press, pp.267- 299.
- 愛知県 (2000). 愛知県水防計画 平成 12 年度 愛知県.
- Ajzen, I. & Fishbein, M. (1980). *Understanding attitudes and predicting social behavior*. Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall.
- Ajzen, I. & Madden, Y. J. (1986). Prediction of Goal-Directed Behavior: Attitudes, Intentions, and Perceived Behavioral control," *Journal of Experimental Social Psychology*, 22, 453-474.
- 尼崎医師会六十年史編纂委員会 (1981). 尼崎医師会六十年史.
- 尼崎市 (1969). 尼崎市史 第十三巻.
- 尼崎市衛生局環境衛生課 (1961). 公害 その現状と対策.
- 尼崎市議会事務局 (1970). 尼崎市議会史 (資料篇)
- 尼崎大気汚染公害訴訟原告弁護団 (1998). 原告最終準備書面 (第一分冊).
- 尼崎市大気汚染対策本部 (1962). 尼崎市における大気汚染の健康への影響調査研究.
- 朝日新聞 (1973). 人と道と車 尼崎道路裁判の周辺 1 3 月 20 日付朝刊 (尼崎版), 20.
- 朝日新聞 (1976). 国道 43 号線訴訟 問い直される国の姿勢 8 月 31 日付朝刊 (尼崎版), 16.
- Bales, R. F. & Slater, P. E. (1955). Role differentiation in small decision-making groups. In T. Persons, & R. F. Bales (Eds.), *Family, Socialization and Interaction Process*. Glencoe, IL: Free Press. pp.259-306.
- Barrett-Howard, E., & Tyler, T. R. (1986). Procedural justice as a criterion in allocation decisions. *Journal of Personality and Social Psychology*, 50, 296-304.
- Beitz, C. R. (1979). *Political theory and international relations*. New Jersey: Princeton University Press. (C. ベイツ 進藤榮一 訳 (1989). 国際秩序と正義 岩波書店)
- Burton, I., Kate, R. W., & White, G. F. (1993). *The environmental as Hazard* (2nd ed.). New York/London: The Guilford Press.

- Cartwright, D., & Zander, A. A. (1960). *Group dynamics: Research and theory* (2nd ed.) Evanston IL: Row Peterson. (三隅二不二・佐々木 薫 訳編 1969 グループ・ダイナミックス 第2版 誠信書房)
- Dailey, R. C., & Kirk, D. J. (1992). Distributive and procedural justice as antecedents of job dissatisfaction and intention to turnover. *Human relations*, 45, 305-317.
- Deutsch, M. (1975). Equity, equality, and need: What determines which value will be used as the basis for distributive justice? *Journal of Social Issues*, 31, 137-149.
- 道路交通環境対策関係省庁連絡会議 (2000). 国道 43 号等の道路交通環境対策の推進について当面の取組 (案) <http://www.mlit.go.jp/road/press/press0/20000606-1.html>
- Earley, P. C. & Lind, E. A. (1987). Procedural justice and participation in task selection: The role of control in mediating justice judgments. *Journal of personality and social psychology*, 52, 1148-1160.
- 江川節雄 (2004). 環境住民運動論一草の根の現場からの証言― 本の泉社
- Finlay, K. A., Trafimow, D., & Villarreal, A. (2002). Predicting exercise and health behavioral intentions: Attitudes, subjective norms, and other behavioral determinants. *Journal of Applied Social Psychology*, 32, 342-358.
- 藤田敏夫 (1991). 恐るべき自動車排ガス汚染 合同出版.
- 福田市朗 (1991). 模擬社会ゲームの展望 中研所報, 24, 155-192.
- 福田市朗 (1998). 模擬社会における個人と社会の関係について 経営情報研究, 6, 73-90.
- 福田市朗・山本雅代 (1997). 模擬社会の秩序形成における社会的関係の変化 (2) 日本心理学会第 61 回大会発表論文集, 137.
- 福田市朗・清水 徇・山本雅代 (1998). 模擬社会の秩序形成における社会的関係の変化 (3) 日本心理学会第 62 回大会発表論文集, 135.
- 福田市朗・清水 徇・山本雅代 (1999). 模擬社会の秩序形成における社会的関係の変化 (4) 日本心理学会第 63 回大会発表論文集, 91.
- 今井 一 (2000). 住民投票―観客民主主義を超えて― 岩波書店.
- 船橋晴俊 (1993). 社会制御としての環境政策 飯島伸子編 (1993). 環境社会学 有斐閣ブックス pp. 55-79.
- Gamson, W. A. (1978a). *SIMSOC: Simulated Society 3rd Ed., Participant's Manual*. New York: The Free Press.

- Gamson, W. A. (1978b). *SIMSOC: Simulated Society 3rd Ed., Coordinators' s Manual*. New York: The Free Press.
- 群馬大学工学部建設工学科都市工学講座片田研究室編 (2000). 一関市の河川洪水に関する住民意識調査 (第1回/第2回調査) 調査報告書 洪水ハザードマップの公表効果の計測.
- 橋本晴行・松永勝也・南里康之 (2001). 1999年6月福岡水害における氾濫水の挙動と水害体験者の対応・意識 自然災害科学, 20, 43-58.
- 広瀬幸雄 (1986). 洗剤汚染事態における地域住民の態度と行動. 名古屋大学文学部論集, 93, 75-92.
- 広瀬幸雄・北田 隆 (1987). 渇水時における住民の節水行動の規定因. 社会心理学研究, 2, 21-28.
- 保母武彦 (2001). 公共事業をどう変えるか 岩波書店.
- Homans, G. C. (1961). *Social behavior: Its elementary forms*. New York: Harcourt Brace & World.
- 飯島伸子 (1993). 環境問題の社会史 飯島伸子編 環境社会学 有斐閣ブックス pp. 9-31.
- 池田謙一 (1985). 日頃の地震対策と地震・津波に対する言い伝え・言い継ぎ. 東京大学新聞研究所 1983年5月日本海中部地震における災害情報の伝達と住民の対応—秋田県の場合—, 176-179.
- 池田謙一 (1986). 緊急時の情報処理 (認知科学選書9) 東京大学出版会.
- 伊藤彊自 編 (1961). 大気汚染と制御 地人書館.
- 城 仁士・杉万俊夫・渥美公秀・小花和 尚子 (1996). 心理学者がみた阪神大震災 心のケアとボランティア ナカニシヤ出版.
- 嘉田由希子 (1993). 環境問題と生活文化—水環境汚染を手がかりに— 飯島伸子 環境社会学 有斐閣 pp. 143-167.
- 亀田達也 (1997). 合議の知を求めて 共立出版.
- 環境経済 政策学会編 (2003). 公共事業と環境保全 東洋経済新聞社.
- 加藤恒雄 (1970). 公害をなくす住民運動 宮本憲一 編 公害と住民運動 自治体研究社 pp. 106-127.
- 加藤恒雄 (2005). はじまりは団地の「公害日記」から—尼崎公害反対運動 (1968~1977) 奮闘記 かもがわ出版.

- 河田恵昭 (2001). 自然災害の変遷 京都大学防災研究所 防災学ハンドブック 朝倉書店 pp.12-30.
- Kelman, H. C. & Hamilton, L. (1989). *Crimes of obedience*. New Heaven, CT: Yale.
- 吉川肇子 (2000). リスクとつきあう 有斐閣.
- 木下富雄 (1993). リスクコミュニケーション. 日本リスク研究学会誌, 5, 82-86.
- 国土庁編 (1998). 平成 10 年版 防災白書.
- Konovsky, M. A. & Cropanzano, R. (1991). Perceived fairness of employee drug testing as a predictor of employee attitudes and job performance. *Journal of applied psychology*, 76, 698-707.
- 神戸新聞 (1972). 車の騒音公害 1 月 6 日朝刊 (阪神版), 13.
- 神戸新聞 (1973). 問い直される高速道路 4 月 3 日付朝刊 (阪神版), 11.
- 神戸新聞 (1999). 神戸空港島土砂埋め立て 複合産業団地の拡張など市、環境アセス諮問へ 10 月 27 日付朝刊 (神戸版), 22.
- 神戸新聞 (2002). 尼崎公害訴訟 環境改善 見えぬ道筋 10 月 3 日朝刊, 28.
- 神戸大学震災研究会編 (1995). 阪神大震災研究 1 大震災 100 日の軌跡 神戸新聞総合出版センター.
- 神戸市交通局 (2003). 地下鉄・周辺鉄道路線図 <http://www.city.kobe.jp/cityoffice/54/030/rosen.jpg>
- 神戸市みなと総局空港整備室 (2001). 神戸市の概要 神戸市
- 公害なくせ尼崎市民集会実行委員会 (1974). 尼崎の公害 公害読本.
- 小城英子・林 英夫・矢島誠人・松本 敦 (1999). 阪神・淡路大震災被災地域および活断層地域住民の防災意識. 日本社会心理学会第 40 回大会発表論文集, 92-93.
- Leung, K., Chiu, W. H., & Au, Y. F. (1993). Sympathy and support for industrial actions: A justice analysis. *Journal of applied psychology*, 78, 781-787.
- Lewin, K. (1953). Studies in group decision. In D. Cartwright & A. Zander (eds.), *Group Dynamics: Research and theory*. Row, Peterson. pp. 287-301. (原岡一馬訳 1959 集団決定の研究 カートライト・ザンダー編/三隅二不二編訳 グループ・ダイナミックス 誠信書房 pp.341-357.
- Lewin, K., Lippitt, R., & White, R. K. (1939). Patterns of aggressive behavior in experimentally created "social climates." *Journal of Social Psychology*, 10, 271-299.

- Lind, E. A., Kulik, C. A., Ambrose, M., & de Vera Park, M. V. (1993). Individual and corporate dispute resolution: Using procedural fairness as a decision heuristic. *Administrative Science Quarterly*, 38, 224-251.
- Lind, E. A., MacCoun, R. J., Ebener, P. A., Felstiner, W. L. F., Hensler, D. R., Resnik, J., & Tyler, T. R. (1990). In the eye of the beholder: Tort Litigant's evaluation of their experiences in the civil justice system. *Law & Society Review*, 24, 953-996.
- Lind, E. A., & Tyler, T. R. (1988). *The social psychology of procedural justice*. New York: Plenum.
- 前田真子・西村一朗 (2001). 都市住民・地域住民の都市・農村交流活動への意識 —奈良県明日香村「棚田オーナー制度」を事例として—. *農村計画学会誌*, 51, 191-197.
- 前田真子・西村一朗 (2002). 棚田オーナー制度参加者に対する意識と今後の課題—都市・農村交流における都市住民・地域住民の生活環境への効果と過大に関する研究 その2, *日本建築学会計画系論文集*, 556, 213-218.
- Mansour-Cole, D. M., & Scott, S. G. (1998). Hearing it through the grapevine: The influence of source, leader-relations, and legitimacy on survivors' fairness perceptions. *Personnel Psychology*, 51, 25-53.
- Martin, C. L. & Bennett, N. (1996). The role of justice judgments in explaining the relationship between job satisfaction and organizational commitment. *Group and Organization Management*, 21, 84-104.
- 三隅二不二 (1984). リーダーシップ行動の科学 (改訂版) 有斐閣.
- 三隅二不二 (1978). リーダーシップ行動の科学 有斐閣.
- 三隅二不二・白樫三四郎 (1963). 組織体におけるリーダーシップの構造—機能に関する実験的研究 教育・社会心理学研究, 4, 115-127.
- 三浦麻子・狩野 裕 (2003). SEMFAQ: 共分散構造分析に関する 10 の質問. 日本グループ・ダイナミックス学会第 50 回大会 配布資料.
- 三隅二不二・田崎敏明 (1965). 組織体におけるリーダーシップの構造—機能に関する実証的研究. 教育・社会心理学研究, 5, 1-13.
- 水野博介 (1981). 災害と情報 広瀬弘忠編 災害への社会学的アプローチ 新曜社 pp. 83-109.
- 森 永壽 (1997). 過疎地域活性化における規範形成プロセス—鳥取県八頭郡智頭町の活性

- 化運動 13 年—。実験社会心理学研究, 37, 250-264.
- Murphy, W. F. & Tanenhaus, J. (1969). Public opinion and the United States Supreme Court: A preliminary mapping of some prerequisites for court legitimaization of regime chages. In J. B. Grossman & J. Tanenhaus (Eds.), *Frontiers in judicial research* (pp.273-297). New York : Wiley Press.
- 中島峰広 (2000). 日本の棚田—保全への取組み 古今書院
- 日本学術会議 (2001). 地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について (答申). <http://www.maff.go.jp/work/0-1.htm> 日本学術会議.
- 日本電力株式會社 (1933). 日本電力株式會社十年史.
- 日本放送電株式會社解散記念事業委員會編 (1954). 日本放送電社史—技術編—.
- 日本經營史研究所編 (1985). 阪神電気鉄道八十年史.
- 日本經濟新聞社 (2001). ノロノロ台風に予測追いつけず 10 月 13 日付 夕刊 2.
- 21 世紀環境委員會 (1999). 巨大公共事業—何をもたらすか 岩波ブックレット 岩波書店.
- 日本レスポンシブル ケア協議会 (2003). レスポンシブル・ケア報告書 2003 日本レスポンシブル・ケア協議会.
- 西宮ボランティアネットワーク (1995). ボランティアはいかに活動したか 震災 60 日もうひとつの阪神大震災記録 NHK 出版.
- 野口善國 (2001). 国・公団との和解について 公害弁連ニュース, 128, 全国公害弁護団連絡會議.
- 大野輝之・レイコ ハベ エバンス (1992). 都市開発を考える—アメリカと日本 岩波書店.
- 岡田憲夫・河原利和 (1997). 交流時代における中山間地域の外部参入過程における実証的研究 —ハビタント概念の例証—. 実験社会心理学研究, 37, 223-249.
- 奥田 穰 (1961). 災害現象と災害構造 佐藤武夫・奥田穰・高橋裕 (1961). 災害論 劉草書房 pp. 67-266.
- 大淵憲一・今在慶一郎 (1999). 国民による国に対する公正感とコミットメントおよびその機能評価. 心理学研究, 70, 310-319.
- Olsen, M. E. (1981). Consumers' attitudes toward energy conservation. *Journal of Social Issues*,

37, 108-131.

小野寺逸也 (1972). 国家独占資本主義下の公害問題 ―戦前における尼崎の煤煙反対運動― 日本史研究, 1-24.

Oskamp, S., Harrington, M. J., Edwards T. D., Sherwood, D. L., Okuda, S. M. & Swanson, D. C. (1991). Factors influencing household recycling behaviour. *Environment & Behaviour*, 23, 494-519.

Paternoster, R., Brame, R., Bachman, R., & Sherman, L. W. (1997). Do fair procedures matter? The effect of procedural justice on spouse assault. *Law and Society Review*, 31, 163-204.

Pruitt, D. G., Peirce, R. S., McGillicuddy, N. B., Welton, G. L., & Castrianno, L. M. (1993). Long-term success in mediation. *Law and Human Behavior*, 17, 313-330.

Raven, B. H., & French, J. R. p., jr. (1958). Group support, legitimate power, and social influence. *Journal of Personality*, 21, 400-409.

Schappe, S. P. (1996). Bridging the gap between procedural knowledge and positive employee attitude: Procedural justice as keystone. *Group and Organization Management*, 21, 337-364.

Schifter, D. E., & Ajzen, I. (1985). Intention, perceived control, and weight loss: An application of the theory of planned behavior. *Journal of Personality & Social Psychology*, 49, 843-851.

Shaubroek, K., May, D. R., & Brown, F. W. (1994). Procedural justice explanations and employee reactions to economic hardship: A field experiment. *Journal of applied psychology*, 79, 455-460.

清水 徇・広瀬幸雄・福田市朗・門田幸太郎・木村昌幸 (1985). SIMSOC 進行係用マニュアルⅡ 立命館文学, 911-940.

市民合意形成小委員会 土木学会コンサルタント委員会 (2003). 合意形成プロデュースーコンサルタントの新しい役割ー.

震災から学ぶボランティアネットの会 「KOBE」の検証運営委員会編 (1998). 物資が来たぞう!! 考えたぞう!! 阪神・淡路大震災から学ぶ救援物資の送り方、受け方、配り方 簡井書房.

Smith, H. J., & Tyler, T. R. (1996). Justice and power: when will justice concerns encourage the advantaged to support policies which redistribute economic resources and the

- disadvantaged to willingly obey the law? *European Journal of Social Psychology*, 26, 171-200.
- Stogdill, R. M. (1974). *The handbook of leadership: A survey of theory and research*. New York: Free Press.
- 菅原郁夫 (1997). 手続き的公正 大淵憲一編 現代応用社会心理学講座 3 紛争解決の社会心理学 ナカニシヤ出版 pp.162-183.
- 高木 修 (1981). 環境問題に対する消費者の態度と行動. 調査と資料, 45, 関西大学経済政治研究所.
- 高尾堅司 (2002). 手続き公正評価が都市開発評価に及ぼす影響. 社会心理学研究, 17, 136-140.
- Takao, K. (2003). Factors determining disaster preparedness in residents: difference in terms of homeownership and age. *Kawasaki Journal of Medical Welfare*, 9, 21-29.
- 高尾堅司 (2003). 兵庫県尼崎市の大気汚染における行政機関・企業・住民の対応の変化. 日本リスク研究学会第 16 回研究発表会講演論文集, 16, 169-174.
- 高尾堅司・石盛真徳・金政祐司・谷口淳一・岸本 渉 (2005). 模擬社会における状況要因と地域要因の効果—手続き的公正評価、分配評価、状況への満足度の変化— 実験社会心理学研究
- Takao, K., Motoyoshi, T., Sato, T., & Fukuzono, T. (2003). Do perceived flood risk and fear of floods directly affect behavioral intentions of preparedness against floods?: The case of the Tokai flood disaster in Japan. Paper presented at the third annual meeting IIASA-DPRI on Integral Disaster Risk Management: coping with regional vulnerability at Kyoto International conference hall, in Kyoto, Japan, July 3-5, <http://idrm03.dpri.kyoto-u.ac.jp/Paperpdf/47takao.pdf>
- Takao, K., Motoyoshi, T., Sato, T., Seo, K., Fukuzono, T., & Ikeda, S. (2004). Factors determining residents' preparedness for floods in modern megalopolises: the case of the Tokai Flood Disaster in Japan. *Journal of Risk Research*.
- 高尾堅司・前田真子・野波 寛 (2003). 棚田オーナー制度の導入手続きの公正評価と棚田オーナー制度に対する評価—奈良県明日香村の棚田保全運動に対する地元住民の評価—. 農村計画学会誌, 22, 26-36.
- 竹内裕希子・高尾堅司・佐藤照子・福岡輝旗 (2004). 防災訓練参加者の防災対策—広島市

- 安佐南区の事例— 日本地理学会発表要旨集, 66, 71.
- 武川正吾 (1991). 生活のなかの平等と不平等 石川晃弘・川崎嘉元 (編) 日本社会は平等か 中堅サラリーマンのイメージ 人文社会叢書 10 サイエンス社 pp. 41-85.
- Takenishi, A., & Takehishi, M. (1992). Does commitment affect the meaning of fairness? : Commonality and stability of fairness criteria in a political setting. *Social Justice Research*, 5, 415-429.
- 田中 優・高木 修 (1997). 阪神・淡路大震災による遠隔地仮設住宅における被災者の研究 (1) —地震から1年後の被災者の身体的・精神的健康状態—. 実験社会心理学研究, 37, 76-84.
- 田中康夫・小野有五・佐和隆光・宮脇 淳・山口二郎・渡辺綱男・吉田文和 (2003). 市民がつくる公共事業 岩波ブックレット 岩波書店.
- Thibaut, J., & Kelley, H. H. (1959). *The social psychology of groups*. New York: Wiley.
- Thibaut, J., & Walker, L. (1975). *Procedural justice: A psychological analysis*. Hellsdale, NJ: Erlbaum.
- 辻元謙之助君燃料報國滿二十年記念會 (1942) 辻元謙之助燃料燃焼論文集 辻元謙之助君燃料報國滿二十年記念會
- Tyler, T. R. (1984). The role of perceived injustice in defendants' evaluations of their courtroom experience. *Law & Society Review*, 18, 51-74.
- Tyler, T. R. (1985). Justice in the political area. In R. Folger (Ed.), *The sense of injustice*. New York: Plenum.
- Tyler, T. R. (1990). *Why people obey the law. Procedural justice, legitimacy, and compliance*. New Haven, CT: Yale University.
- Tyler, T. R. (1994). Psychological models of the justice motive. *Journal of Personality and Social Psychology*, 67, 850-863.
- Tyler, T. R., & Blader, S. L. (2000). *Cooperation in groups. Procedural Justice, Social Identity, and Behavioral Engagement*. Philadelphia: Psychology Press.
- Tyler, T. R., Boeckmann, R. T., Smith, H. J., & Huo, Y. J. (1997). *Social Justice in a Diverse Society*. Boulder, CO: Westview Press.
- Tyler, T. R., & Degoe, P. (1995). Collective restraint in social dilemmas: Procedural justice and social Identification effects on support for authorities. *Journal of Personality and Social Psychology*, 69, 849-861.

- Psychology*, 69, 482-497.
- Tyler, T. R., & Lind, E. A. (1992). A relational model of authority in groups. In M. Zanna (Ed.), *Advances in Experimental Social Psychology*, 25, (pp.115-191). San Diego, CA: Academic Press.
- Tyler, T. R., Rasinski, K. A., & MacGraw, K. M. (1985). The influence of perceived injustice on the endorsement of political leaders. *Journal of Applied Social Psychology*, 15, 700-725.
- 海野道郎(1993). 環境破壊の社会的メカニズム 飯島伸子 編 環境社会学 有斐閣 pp. 33-53.
- Viscusi, W. K., and Zeckhauser, R. J. (1996). Hazard Communication: Warnings and Risk, Heston, A. W., edit., Weiner, N. A., assistant edit., *The annuals of the American Academy of Politician and Social Science: Challenges in Risk Assessment and Risk Management*, 545, 106-115.
- Walster, E., Berscheid, E., & Walster, G. W. (1976). *New directions in equity research*. In L. Berkowitz (Ed.), *Advances in experimental social psychology*, 9, New York: Academic Press. 1-42.
- Wissler, R. L. (1995). Mediation and adjudication in the small claims court: The effects of process and case characteristics. *Law and Society Review*, 29, 323-358.
- 渡邊としえ・渥美公秀(2000). 阪神大震災の被災地における「まちづくり」に関するフィールドワーク —西宮市安井地域の事例—. 実験社会心理学研究, 40, 50-62.
- 山田耕一郎(1994). 鉄道と地域開発—西神ニュータウンにおける事例— 都市政策, 76, 55-67.
- Yi-Fu Tuan (1974). *Topophilia : a study of environmental perception, attitudes, and value*. Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall.
- 矢守克也(1996). 災害の「風化」に関する基礎的研究 —1982年長崎大水害を事例として—. 実験社会心理学研究, 36, 20-31.
- 横山尚俊(1999). 阪神・淡路大震災とコミュニティの<再認識> 岩崎信彦・鶴飼孝造・浦野正樹・辻 勝次・似田貝 香門・野田 隆・山本剛郎編 阪神・淡路大震災の社会学 復興・防災まちづくりの社会学 3 pp. 263-276.
- 讀賣新聞阪神版(1957). 工都尼崎 を煙害から守ろう 昭和32年5月18日付朝刊.
- 讀賣新聞阪神版(1959). 煙の出し方制約へ 昭和34年4月13日付朝刊.

- 吉野絹子・山岸みどり（2000）. SIMSOC（模擬社会ゲーム）における社会の認知とゲーム
方略 摂南大学経営情報学部論集, 7, 41-67.
- 吉野絹子・山岸みどり・吉川肇子（1995a）. SIMSOC（模擬社会ゲーム）における社会の
展開 経営情報研究, 3, 37-59.
- 吉野絹子・山岸みどり・吉川肇子（1995b）. 大学教育における体験学習の意義 ―「模擬
社会ゲーム（SIMSOC）」が学生に気づかせるもの シミュレーション&ゲーミング,
5, 53-61.

謝 辞

神戸大学文学部の唐沢先生には、博士論文の形式に関する御指示から、学位請求論文の申請手続きの照会に至るまで、多大なるご支援を賜りました。神戸大学文学部教授の松嶋先生には、拙稿に対する論理的かつ明快なご指示を賜りました。両先生とも、拙稿に対する改善点をご指摘下さっただけでなく、研究者のあるべき姿を示して下さいました。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

名古屋大学教育発達科学研究科助手の元吉忠寛先生には、第2章の基礎となった論文の執筆に行き詰まっていた際、激励の言葉を頂戴しました。京都光華女子大学人間関係学部の石盛真徳先生には、第5章の基礎となった論文執筆時、データの解析に行き詰まった私に適切なアドバイスをして頂きました。独立行政法人防災科学技術研究所の鈴木 勇先生には、博士論文全体の構成手法と一段落の構成手法を、分かりやすく紐解いてくださりました。先生方のおかげで論文執筆が捗ったことは言うまでもありません。

関西学院大学社会学部の野波寛先生には、私が大学院生時代に研究のフィールドを探している最中に、棚田研究という魅力的なフィールドを快く分け与えて頂きました。また、前田真子先生には奈良県明日香村での研究時に、地域文化から訪問調査の方法に及ぶ様々な知見を提供して下さいました。両先生のご配慮もあって、農村計画学という領域に足を踏み入れることができ、さらに本学位請求論文の第3章の基礎となる論文を提出することができました。

独立行政法人防災科学技術研究所の福園輝旗先生には、私が当研究所勤務時代に社会心理学的調査の実施を積極的に支持して下さい、学位申請論文の執筆の際にも格別のご配慮を賜りました。

川崎医療福祉大学医療福祉学部臨床心理学科の金光義弘先生には、私が学部生時代に研究の道を進むことを躊躇していた頃から大学院生時代まで、常に激励の言葉を頂戴しました。金光先生のご支援がなければ、志半ばで挫折し、拙稿の完成はなかったと思います。

最後になりましたが、社会調査に協力して下さいった回答者の皆さんと、実験に協力して下さいった学生諸氏のご協力を無視することはできません。お忙しいところ、回答者もしくは実験参加者として快く協力して下さい、誠にありがとうございました。

付録（質問項目）

第2章

関係性評価

神戸市政に対する考えについてお聞きします。以下の項目について、1（非常にそう思う）から5（まったくそう思わない）までの間で、もっとも当てはまる番号に○印をつけてください」

市政を信用することが出来る 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

市は我々を尊重して扱ってくれる 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

市は市民のために頑張っている 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

手続き一般の公正知覚

神戸市政についてお聞きします。以下の項目について、1（非常にそう思う）から5（まったくそう思わない）までの間で、もっとも当てはまる番号に○印をつけてください。

市はこれまで計画を実行する前に十分に市民の意見を聞いてくれた 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

市は計画を実行する前に市民に十分に説明をおこなって来た 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

特定の手続き的公正知覚

以下の公共事業開発は、開発側が十分に説明し、神戸市の人々に理解を得ておこなおうとしている事業だと思いますか。以下の項目について、1（非常にそう思う）から5（まったくそう思わない）までの間で、もっとも当てはまる番号に○印をつけてください」もっとも当てはまる番号に○印をつけてください。

神戸空港開発

1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

神戸市営地下鉄海岸線

1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

決定の評価

以下の公共事業開発は、どの程度自然環境に悪影響を及ぼすと思いますか。1（非常に悪影響を及ぼす）から 5（まったく悪影響をおよぼさない）のうち、最も当てはまる番号に○印をつけてください。

神戸空港開発

1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

神戸市営地下鉄海岸線

1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

第3章

手続き的公正知覚

「稲渚地区の寄り合いについて、あなたはどのように感じますか。下記のそれぞれの項目に対して、1（まったくそう思わない）から5（非常にそう思う）のうち最もあてはまる番号に○をつけてください」

「棚田オーナー制度の実施時において、寄り合いでは住民一人一人に説明が行われた」 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

「寄り合いでは、住民からの質問に対して、いつも包み隠さず説明が行われる」 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

「寄り合いでは、棚田オーナー制度を実施する時、個々の住民の声に耳を傾けてくれた」 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

「寄り合いでは、ある住民の個人的な意見でもとりあげられる」 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

棚田オーナー制度がもたらすと考えられる肯定的結果の評価

稲渚地区で実施されている棚田オーナー制度がもたらす効果について、あなたはどのように思いますか。下記のそれぞれの項目に対して、1（まったくそう思わない）から5（非常にそう思う）のうち最もあてはまる番号に○をつけてください。

新しい友人ができると思う 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

個人的な楽しみが増えると思う 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

自然の大切さを実感できると思う 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

改めて農業に興味湧く 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

都会との交流に貢献している 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

稲渚の活性化に貢献している 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

棚田オーナー制度が周辺環境に及ぼす効果

棚田オーナー制度が始まる前に比べて、
稲渚では車や人が増え、騒がしくなって困る 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

稲渚では、棚田オーナー制度が始まってから
というもの、ごみが増えている 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

棚田オーナーに対する評価

棚田オーナーの人たちに対して、あなたはどのような印象を持っていますか。下記のそれぞれの項目に対して、1（まったくそう思わない）から5（非常にそう思う）のうち最もあてはまる番号に○をつけてください。

棚田オーナーやその家族を信頼できる 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

棚田オーナーと長い付き合いをしたい 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

都市住民に対する評価

稲渚では、最近棚田オーナーではなくふつうの観光客として棚田を見物したり、写真を撮ったりする都会の方々が増えています。このような人たちに対して、あなたはどのように感じますか。下記のそれぞれの項目に対して、1（まったくそう思わない）から5（非常にそう思う）のうち最もあてはまる番号に○をつけてください。

都会の住民が好きだ

1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

都会の住民はいい人だと思う

1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

第4章

水害や防災対策に対するあなたの考えをお聞きします。あまり深く考え込まないで、感じたままお答えください。以下の1（まったくそう思わないから）5（非常にそう思う）までのなかで、最もあてはまる番号に○をつけてください。

手続きの公正知覚

行政機関が防災計画を立てるときには、1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5
住民の意見をきちんと聞いてくれる

堤防や河川の改修に関する説明会では、1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5
行政機関の職員は対等な立場で話し合いに応じてくれる

水害に関する情報を行政機関に求めると、1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5
包み隠さずいろいろと説明してくれる

主観的規範評価

近所の皆さんが水害対策をしているのに、1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5
私だけが何の対策もしないのは気が引ける

私が水害に対して備えるならば、親しい友人は私の対策行動に対して好印象を持つと思う1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

親戚や家族が水害対策をしているのに、私だけが何の備えもしなかったら自分自身心苦しいと思う1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

水害への不安感

雨が降るたび、水害が起こるのではないかと1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

いう不安にかられる

水害のことを考えると、どうも落ち着かなくなる

1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

自己責任感

できるだけ行政機関に頼らずに、自分の力で水害に備えるべきだ

1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

市民の一人一人が防災対策を行えば、被害は最小限に抑えることができる

1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

水害に関する関心

行政機関が行っている水害対策の内容について興味がある

1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

新聞で水害に対する記事が載っていると興味を持って読むことが多い

1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

防災講習会及び避難訓練への参加度

あなたは、防災講習会や避難訓練に、どの程度参加していますか。最もあてはまるものに○印をつけてください。

1. 毎回必ず出る
2. 出ないときもある
3. 関心がないので参加しない
4. 情報が得られないので参加できない
5. 体に障害や病気があるので参加できない

被害度

平成 12 年 9 月の東海豪雨災害での被害状況についてお聞きします。自宅家屋の浸水状況についてお答えください。もっともあてはまる番号一つに○印をつけてください。

1. 浸水なし
2. 床下浸水があった
3. 床上浸水があった

第5章

現在あなたがおかれている状況に対する考えについてお伺いします。以下の各項目に対して1（まったくそう思わない）から5（非常にそう思う）までのなかで、最もあてはまる番号に○をつけてください。

状況に対する満足度

現在の状況に満足している 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

地域間の保有資産の均等性評価

自地域の収入や資産は、他の地域全体と比べて均等である 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

地域内の分配均等評価

私の地域では、資産や収入を均等に分配してくれる 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

手続き的公正知覚

私の地域では、重要な決定をするときに、きちんと説明してくれる 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

私の地域では、何かを決定するときに、意見をよく聞いてくれる 1 ---- 2 ---- 3 ---- 4 ---- 5

学位請求論文の内容と業績との対照表

題目	著者 (数字は著者順)	誌名 (査読有無)	巻号 (該当箇所)	発表年月	関連章
手続き的公正評価が都市開発評価に及ぼす影響	①高尾堅司	社会心理学研究 (査読有)	17巻3号 (pp. 136-140)	2002年3月	第2章
棚田オーナー制度の導入手続きの公正評価と棚田オーナー制度に対する評価 —奈良県明日香村の棚田保全運動に対する地元住民の評価—	①高尾堅司 ②前田真子 ③野波 寛	農村計画学会誌 (査読有)	22巻1号 (pp. 26-36)	2003年6月	第3章
Factors determining residents' preparedness for floods in modern megalopolises: The case of the Tokai Flood Disaster in Japan	①Kenji TAKAO ②Tadahiro MOTOYOSHI ③Teruko SATO ④Kami SEO ⑤Teruki FUKUZONO	Journal of Risk Research (査読有)	7巻7-8号 (pp. 775-787)	2004年12月	第4章
Do perceived flood risk and fear of floods directly affect preparedness?: The case of the Tokai Flood Disaster in Japan	①Kenji TAKAO ②Tadahiro MOTOYOSHI ③Teruko SATO ④Teruki FUKUZONO	Paper presented at the third annual meeting IASA-DPRI on Integral Disaster Risk Management: coping with regional vulnerability (査読無)	(http://idrm03.dpri.kyoto-u.ac.jp/Paperpdf/47takao.pdf)	2003年7月	第4章
模擬社会における状況要因と地域要因の効果—手続き的公正評価、分配評価、状況への満足度の変化—	①高尾堅司 ②石盛真徳 ③金政祐司 ④谷口淳一 ⑤岸本渉	実験社会心理学研究 (査読有)	44巻1号 (pp. 1-14)	2005年1月	第5章
社会的状況の推移と大気汚染の改善手続き —兵庫県尼崎市の大気汚染の事例—	①高尾堅司	日本リスク研究学会第16回研究発表会講演論文集 (査読無)	(pp. 169-174)	2003年11月	第6章